



みんなの「暮らしたい」がかなうまち



あきふちゅう



府中町第5次総合計画

令和8年度 ▶ 令和17年度



府中町民憲章

わたしたち町民は、安芸の国府であった府中町の伝統を大切に
し、平和で豊かな新しい町づくりにつとめます。
そのため、つぎの“合いことば”を定め、お互いにはげまし合
って実行します。

- 1 会えば気軽に あいさつを
- 2 心もからだも すこやかに
- 3 子どももおとなも 豊かな教養
- 4 若人に活気を 年よりに生きるよろこびを
- 5 水は清く 山は緑に美しく

府中町第5次総合計画の 策定にあたって



令和8（2026）年度に、府中町は町制を施行して90年を迎えます。この90年という長い年月の中で、府中町は「暮らしやすいまち」として、人口5万人を超える規模に発展してきました。このことは、先人達が作り上げてきた歴史の賜物であり、私たちはこの「暮らしやすいまち」を受け継ぎ、さらに発展させ、次の世代へつなげていかなければなりません。

一方で、急速な少子高齢化をはじめとする社会の著しい変化の中で、まちを発展させていくためには、これまで築き上げてきたまちの強みを活かしながら、時代の変化に合わせた取組や新しい視点に立った抜本的な取組を進めていく必要があります。

そこで、令和8（2026）年度から10年間の新たなまちづくりの方針となる「府中町第5次総合計画」を策定いたしました。本計画では、「みんなの『暮らしたい』がかなうまち」をまちの将来像に掲げ、社会の移り変わりに柔軟に対応しつつ、住民一人ひとりに寄り添った政策を展開することで、「暮らしたい、ずっと暮らし続けたい」まちづくりを着実に進めてまいります。

本計画の策定にあたり、貴重なご意見やご提案をいただきました町議会議員や総合計画審議会の皆さまをはじめ、アンケートやワークショップにご協力いただいた住民や事業者の皆さまに心からお礼を申し上げますとともに、「みんなの『暮らしたい』がかなうまち」の実現に向けて、住民の皆さまや関係機関各位のご支援とご協力をお願いし、ご挨拶といたします。

令和8（2026）年3月

府中町長

寺尾 光司

目次

第1編 第5次総合計画の策定にあたって	3
1. 計画策定の背景と趣旨	4
2. 計画の期間	4
3. 計画の構成	5
4. まちひとしごと創生総合戦略.....	5
第2編 総合計画策定の前提	7
1. 府中町の概要	8
2. 第4次総合計画の実績	17
3. まちづくりの課題	23
4. 当町の現状と課題を踏まえた取組の方向性	30
第3編 基本構想	33
1. まちの将来像	34
2. 基本目標	36
3. 将来人口の推計	38
第4編 基本計画	39
計画の体系	40
基本目標1 とともに支えあい 健やかに 「暮らしたい」	43
基本目標2 とともに学び 今も未来も幸せに 「暮らしたい」	51
基本目標3 つながりを深め 豊かに 「暮らしたい」	63
基本目標4 安全なまちで 安心して 「暮らしたい」	69
基本目標5 いつも心地よく 便利に 「暮らしたい」	77
基本目標6 みんなの 「暮らしたい」 を支える	85
第5編 参考資料	93

第1編

第5次総合計画の策定にあたって

1. 計画策定の背景と趣旨

当町では、昭和 44(1969)年の地方自治法改正により、市町村基本構想の策定が義務付けられたことを受け、昭和 46(1971)年度から 15 年間に計画期間とした「府中町総合基本計画」を策定し、その後も 15 年ごとに「府中町第2次総合計画」、「府中町第3次総合計画」を策定しました。平成 23(2011)年の地方自治法改正により、法律に基づく義務付けはなくなりましたが、当町は、長期的な展望に立ったまちづくりの指針となる行政計画として、平成 28(2016)年度から 10 年間に計画期間とした「府中町第4次総合計画」を策定しました。

この府中町第4次総合計画の期間中(平成 28(2016)年度～令和 7(2025)年度)、全国的に人口減少の状況は進み、平成 23(2011)年から増加傾向であった当町の人口も令和 4(2022)年4月をピークに減少へ転じました。また、地震や豪雨等の自然災害による被害が全国的に増加しており、平成 30(2018)年7月に西日本を中心に発生した豪雨では、町内各所で斜面の崩落や河川の氾濫が発生し、多くの被害を受けました。さらに、令和 2(2020)年には、世界的に新型コロナウイルス感染症が流行し、人の流れや交流が阻害されたことで、経済活動等が大きく停滞した一方で、デジタル技術を活用した社会経済活動が急速に発展・普及しました。

このような当町を取り巻く環境の変化を背景に、住民のニーズも大きく変化しています。今後も、住民に寄り添ったまちづくりを進めていくためには、人々の価値観や生活様式の変化によって多様化した“新たな暮らし”に対応する必要があります。

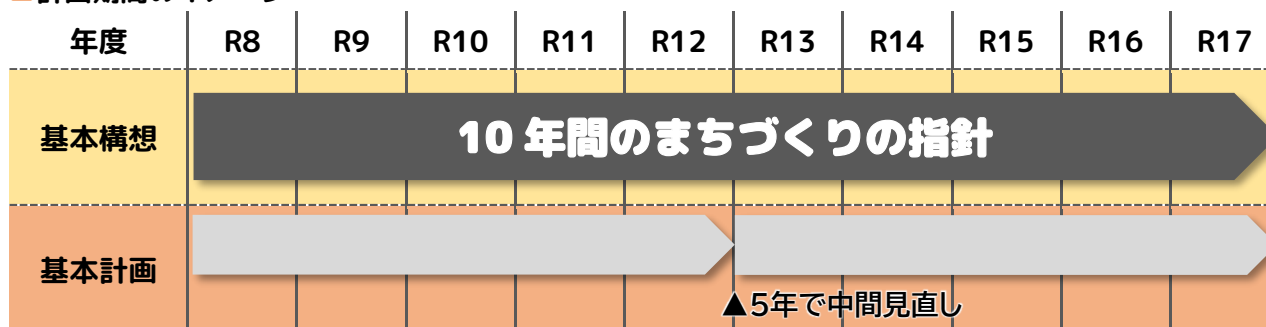
以上を踏まえ、当町の将来発展すべき基本的な方向を示し、総合的かつ計画的な行財政運営を図る最上位計画「府中町第5次総合計画」を策定するものです。

なお、当町では令和 6(2024)年 12 月に「府中町総合計画策定条例」を制定し、総合計画の位置づけを明確にするとともに、府中町総合計画審議会を設置することや、基本構想を議会の議決事項とすることを決めました。本計画は、この条例に基づき初めて策定されるものであり、まさにまちづくりの新たなスタートとなるものです。

2. 計画の期間

計画期間は、令和 8(2026)年度から令和 17(2035)年度までの 10 年間とします。

■ 計画期間のイメージ

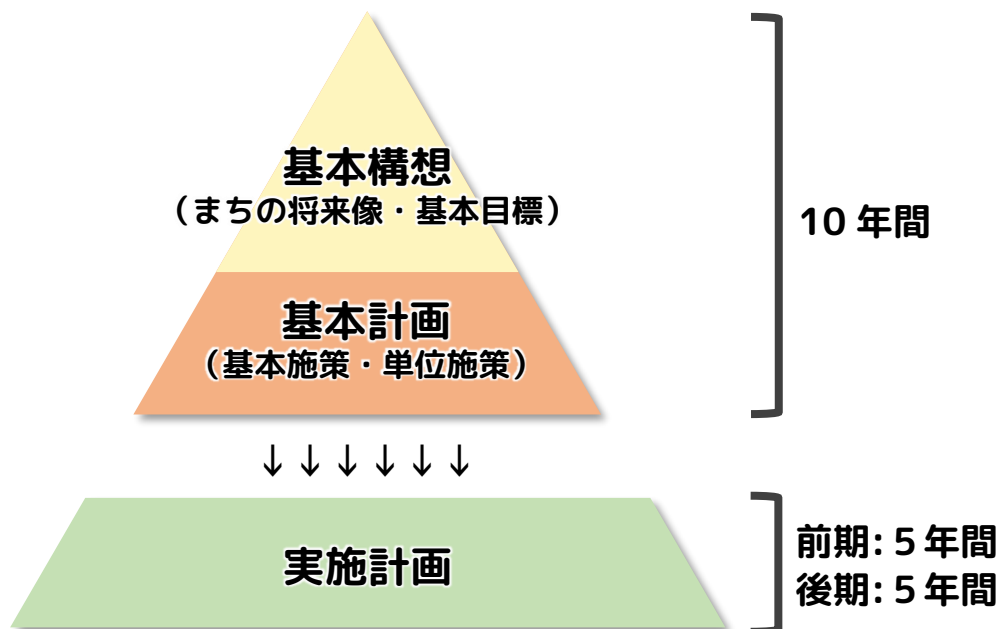


3. 計画の構成

総合計画は、基本構想・基本計画及び実施計画で構成します。

基本構想	当町が目指す“まちの将来像”を掲げ、それを実現するための柱となる基本目標を示すものです。
基本計画	基本構想に基づく基本的な計画であり、基本目標を踏まえた施策の基本的方向と体系を示すものです。
実施計画	基本計画に基づく具体的な計画であり、施策を実現するための事業を示すものです。(別冊)

■ 計画の構成イメージ



4. まち・ひと・しごと創生総合戦略

本計画は、「まち・ひと・しごと創生法」に基づく「第3期府中町まち・ひと・しごと創生総合戦略」と一体的に策定するものであり、総合戦略における目標及び施策に関する事項は、本計画に含まれているものとします。

なお、第3期総合戦略の計画期間は令和8(2026)年度から令和12(2030)年度までの5年間とし、基本計画の中間見直しにあわせ、次期総合戦略を策定するものとします。

第 2 編

総合計画策定の前提

1. 府中町の概要

1.1 地勢

- 当町は、広島都市圏の東部に位置し、周囲を広島市東区、南区、安芸区によって囲まれた形態となっています。町域は東西 4.18km、南北 5.20km で、面積は 10.41 km²です。
- 地形は、北東部には 592m を最高に 200m 内外の山地が連なり、南西部には低地が広がっています。低地部はほぼ市街化され、丘陵部に向けても住宅団地が造成されています。
- 主要な河川は、府中大川、榎川で、町域の南西部に沿って流下し、猿猴川に合流し、瀬戸内海に注いでいます。

1.2 気候

- 瀬戸内海に面した地域の特徴である、温暖で、比較的降水量の少ない気候です。気温は、年平均 17.1℃、降雨量は年間約 1,752mm です。

※気象庁の観測地点:広島のデータ(2015-2024)を使っています。

府中町の位置図



1.3 歴史と沿革

- 当町は、府中という名が示すように、安芸の国府が置かれたところと伝えられ、古代安芸の国の政治、文化の中心地であったといわれています。その後、政治経済の中心は広島市に移り、農業主体の村として新田開発が行われ、現在のまちなみが形成されてきました。明治22(1889)年の町村制施行によって府中村が誕生し、昭和12(1937)年に町制を施行し、その間、合併をすることなく現在に至っています。
- 当町を特徴づける工業は、昭和6(1931)年の東洋工業(株)(現マツダ(株))本社の町内移転に始まり、昭和13(1938)年には麒麟ビール広島工場の立地、自動車機械をはじめとする関連工業の集積を経て、まちの基盤を支えてきました。住宅地は、昭和30(1955)年代から団地開発が始められ、昭和30(1955)年代後半からの約10年間で急激な人口増加を経験しました。昭和50(1975)年以降、急激な発展は一段落しましたが、その後も緩やかに人口増加が続き平成2(1990)年の国勢調査では人口5万人を超え、町としては全国でも有数の人口を擁する自治体となりました。
- 平成16(2004)年3月に麒麟ビール広島工場跡地に大規模複合商業施設ダイヤモンドシティ・ソレイユ(現イオンモール広島府中)が開業し、広島都市圏東部の商業系の拠点としての役割が新たに加わりました。
- 平成19(2007)年5月には町立図書館と多目的ホールなどが複合した、安芸府中生涯学習センター「くすのきプラザ」が開館し、生涯学習拠点としての機能も充実しました。
- 平成22(2010)年4月に鶴江鹿籠線が全線開通し、同年広島高速道路網を構成する広島高速2号線(府中仁保道路)の完成によって、広域的な都市間のアクセスが飛躍的に向上しました。
- 令和3(2021)年3月に下岡田官衙遺跡が当町で初めての国史跡に指定されました。この遺跡は、古代山陽道沿線の官衙遺跡の展開を知る上で重要であり、山陽道の交通史研究においても意義が大きい遺跡となっています。
- 令和4(2022)年4月に府中公民館が歴史民俗資料館・消防団第1分団詰所の複合施設としてリニューアルオープンしました。住民交流に加え、歴史文化の情報発信や地域の消防団活動の拠点としての機能も充実しました。

【昭和14年撮影：麒麟ビール(株)広島工場付近】



【令和5年現在：イオンモール広島府中付近】

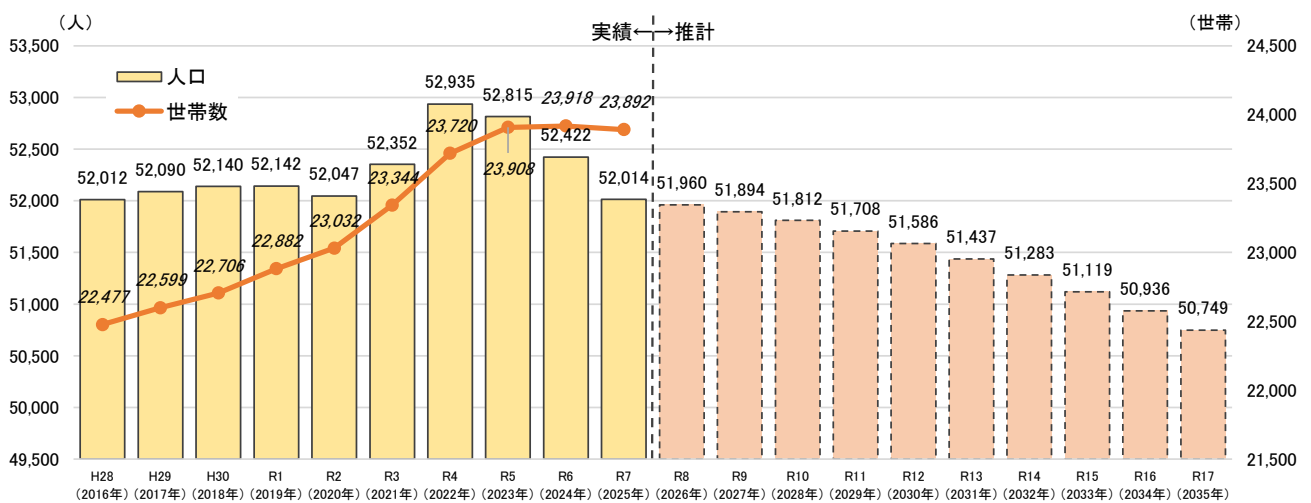


資料：国土地理院

1.4 人口

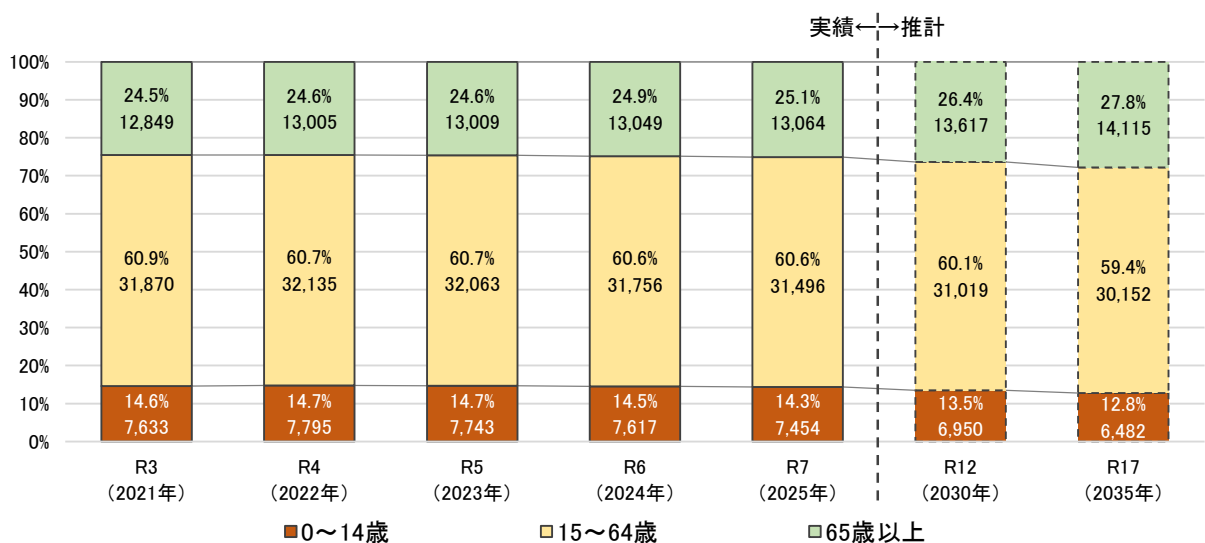
- 平成 28(2016)年以降、人口は微増減を繰り返していましたが、前年比約 600 人の増加となった令和4(2022)年をピークに減少に転じています。また、世帯数は令和5(2023)年まで増加を続け、以降横ばい傾向となっています。
- 府中町の推計人口は、減少が見込まれ、令和7(2025)年の実績人口 52,014 人から、令和 17(2035)年(第5次総合計画目標年次)年には 50,749 人と 1,000 人以上減少するものと推計されています。

人口の動き



資料：住民基本台帳(各年4月1日時点)、推計値は町独自推計

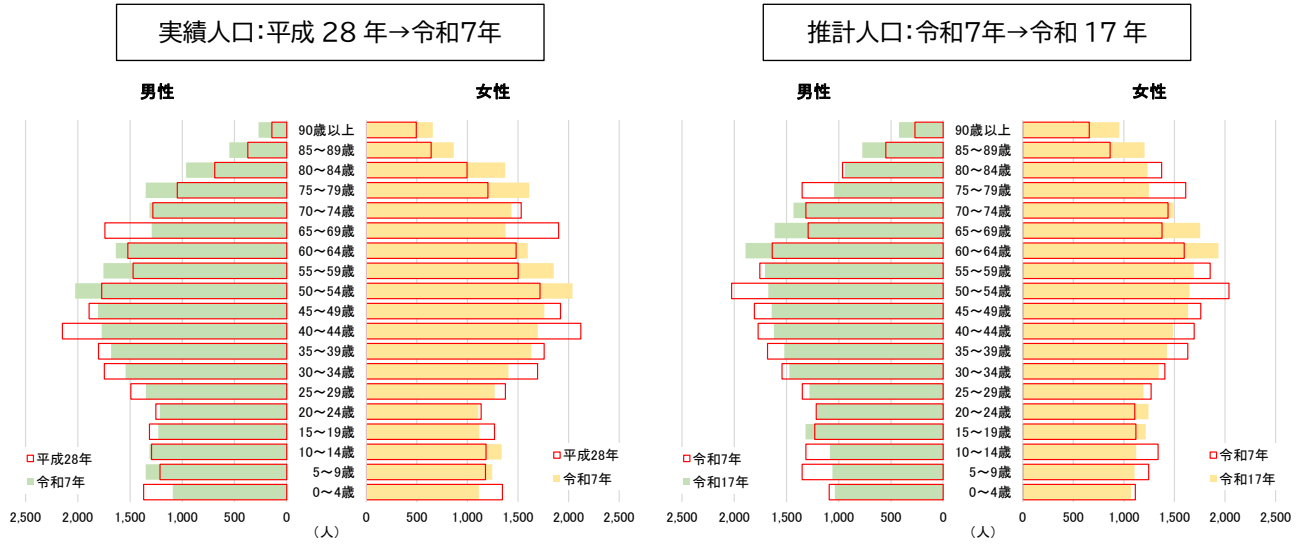
年齢3区分別人口の動き



資料：住民基本台帳(各年4月1日時点)

- 国内では急速に少子高齢化が進行しており、当町においても例外ではありません。特に、44歳以下人口の減少が顕著である一方、75歳以上人口は増加傾向にあります。

■ 年齢性別構成の動き（実績・推計）

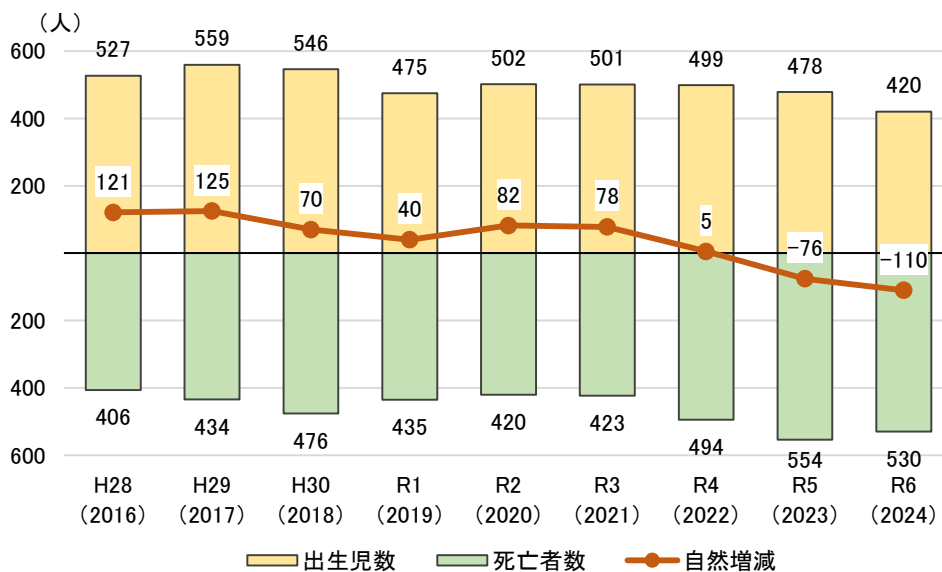


資料:住民基本台帳(各年4月1日時点)、推計値は町独自推計

第2編 総合計画策定の前提

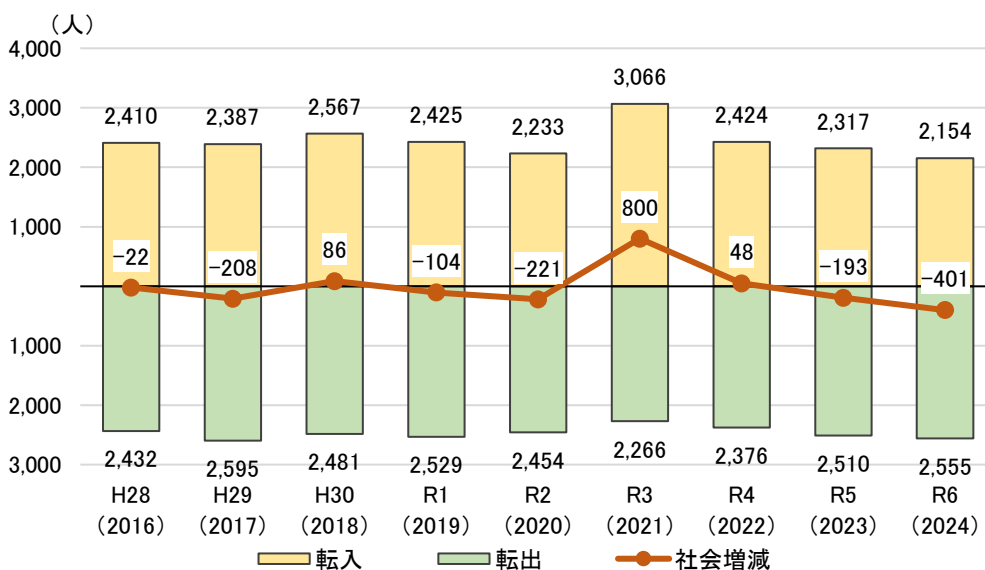
- 当町における人口増減について、自然増減(出生と死亡の差)は、近年やや減少傾向にあります。社会増減(転入と転出の差)も近年減少傾向となっており、重ねて人口減少の傾向がみられます。
- 自然増減は、これまで出生数が死亡数を上回る自然増で推移していましたが、令和4(2022)年以降大きく死亡数が増加していることで、令和5(2023)年には自然減に転じています。
- 社会増減は、転入、転出ともに増減を繰り返しながら推移しており、浮き沈みがあります。令和3(2021)年には大きく転入者が増加し、近年最も大きな社会増となっていました。令和5(2023)年以降は再び社会減に転じています。

出生数・死亡数の推移



資料:広島県人口移動統計調査(各年10月1日時点)

転入出数の推移

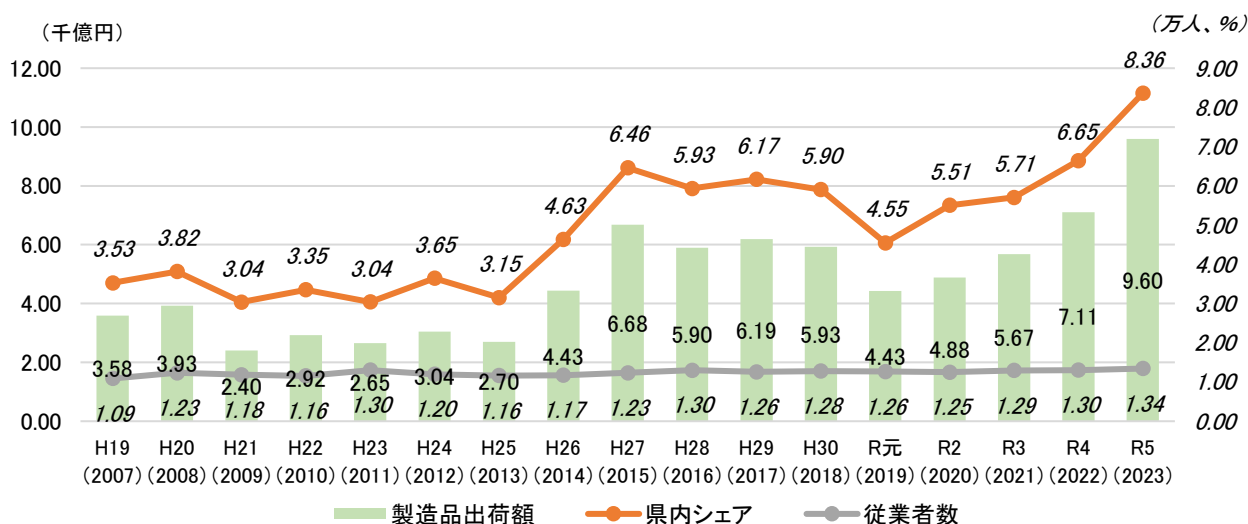


資料:広島県人口移動統計調査(各年10月1日時点)

1.5 産業

- 製造品出荷額の推移は、世界的な景気の低迷を受けた輸送用機械器具製造業の影響等を主な要因として、令和元(2019)年に大きく減少していますが、徐々に回復傾向が進み、令和4(2022)年には平成 19(2007)年以降最高の製造品出荷額となる約 7,110 億円となっています。

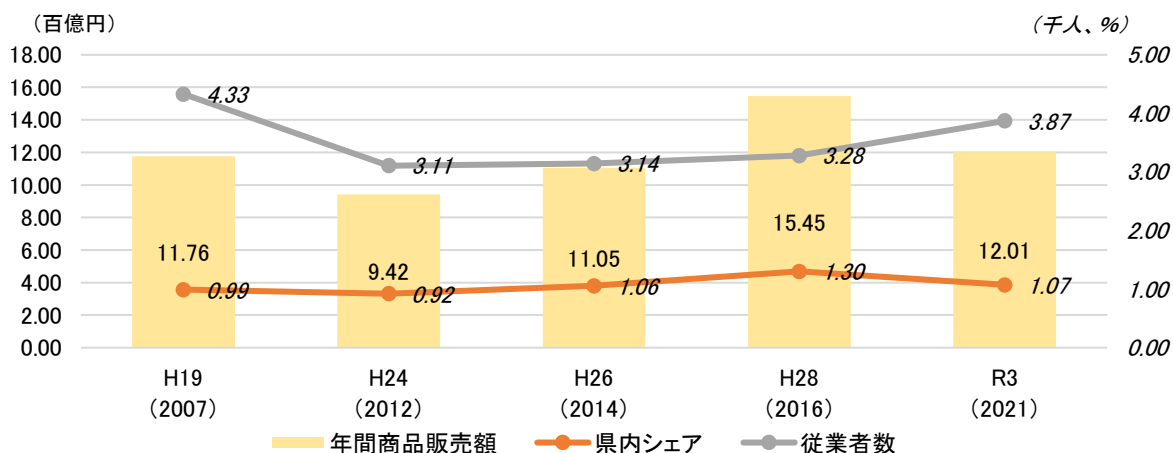
■工業の動き



資料：経済産業省「工業統計調査」、総務省・経済産業省「経済センサス-活動調査」、総務省・経済産業省「経済構造実態調査(製造業事業所調査)」

- 年間商品販売額は、平成 24(2012)年以降、平成 26(2014)年、平成 28(2016)年と増加を続けていましたが、令和3(2021)年で再び減少に転じています。従業者数は、商品販売額が減少した令和3(2021)年に微増しています。

■商業の動き

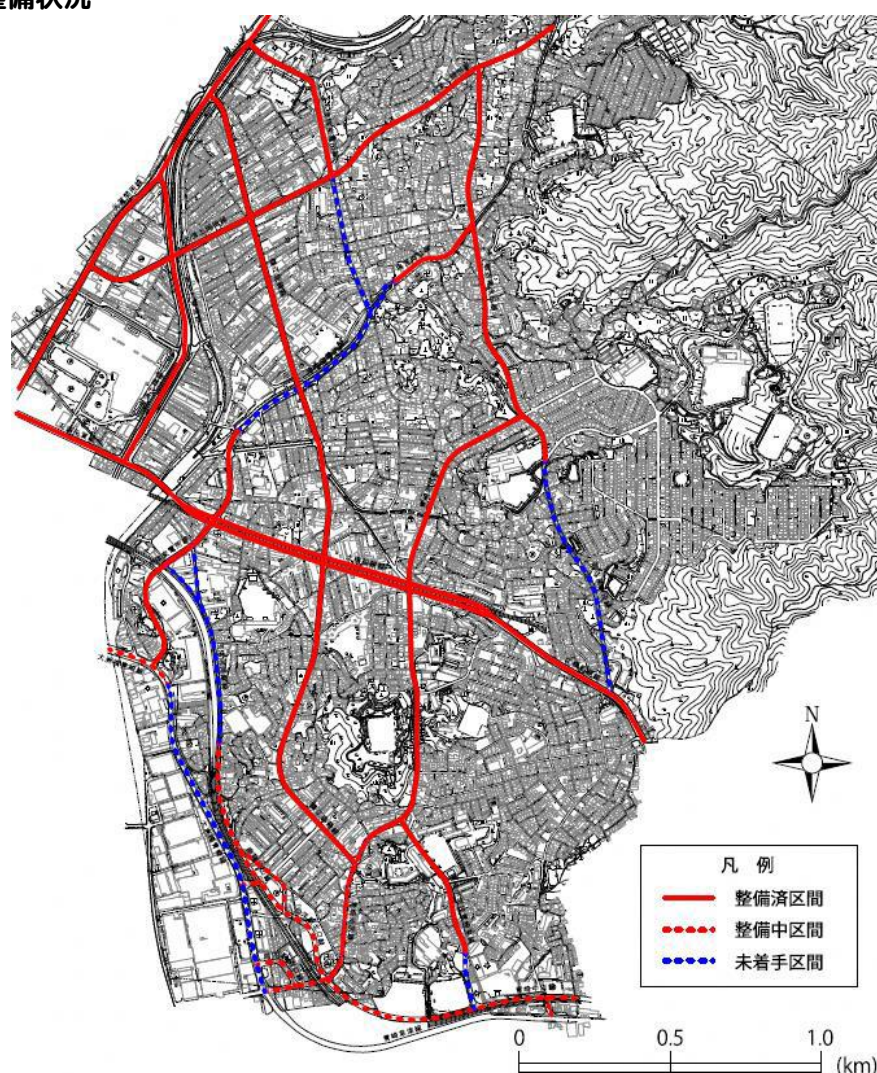


資料：経済産業省「商業統計調査」、総務省・経済産業省「経済センサス-活動調査」

1.6 道路・交通

- 町内の幹線道路については、市街地北部及び中央部において概ね整備が完了しています。一方で、市街地東部の丘陵地等の一部の路線で整備未着手の区間があり、市街地南部では、広島市東部地区連続立体交差事業及び向洋駅周辺土地区画整理事業の進捗にあわせ、道路整備を進めています。
- 住宅地における生活道路については、これまでもさまざまな手法により道路の拡幅整備等を実施してきましたが、住宅密集地では、道路幅員が 4m未満の狭い町道がまだまだ多く存在しています。
- 町内の公共交通ネットワークについては、民間バス会社による路線バスが町内の市街地を概ね網羅して運行しており、広島駅、広島バスセンター、広島県庁や広島市役所等に接続しています。
また、路線バスを補完する形で、コミュニティバス『つばきバス』が町内を循環運行し、令和4(2022)年からは、公共交通不便地域と交通結節拠点をつなぐ、デマンドタクシー『うぐいす号』の運行が開始しました。

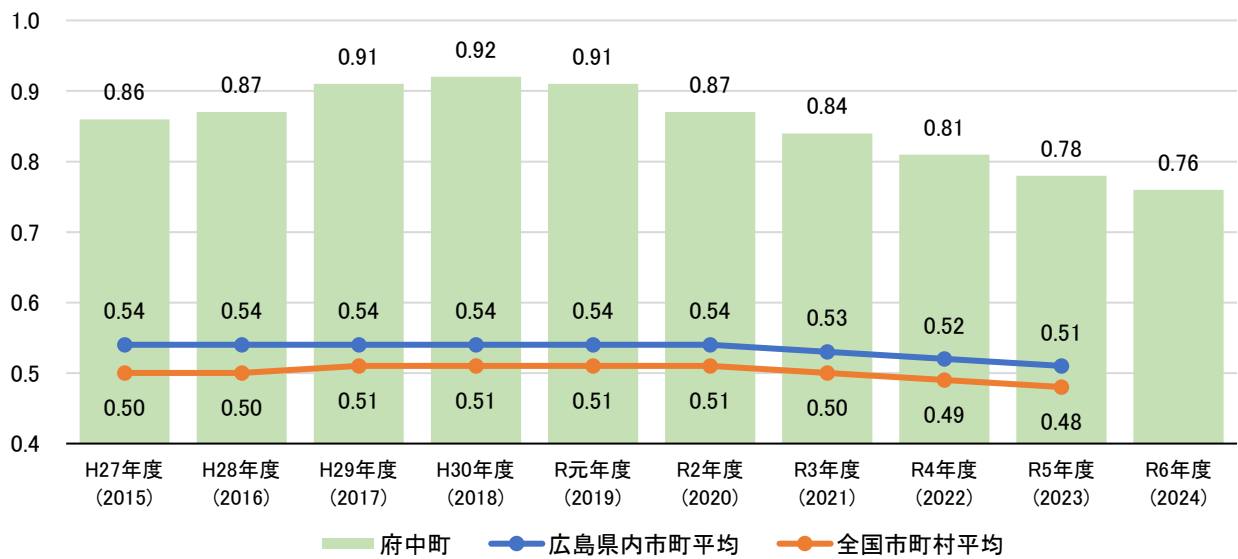
■ 幹線道路の整備状況



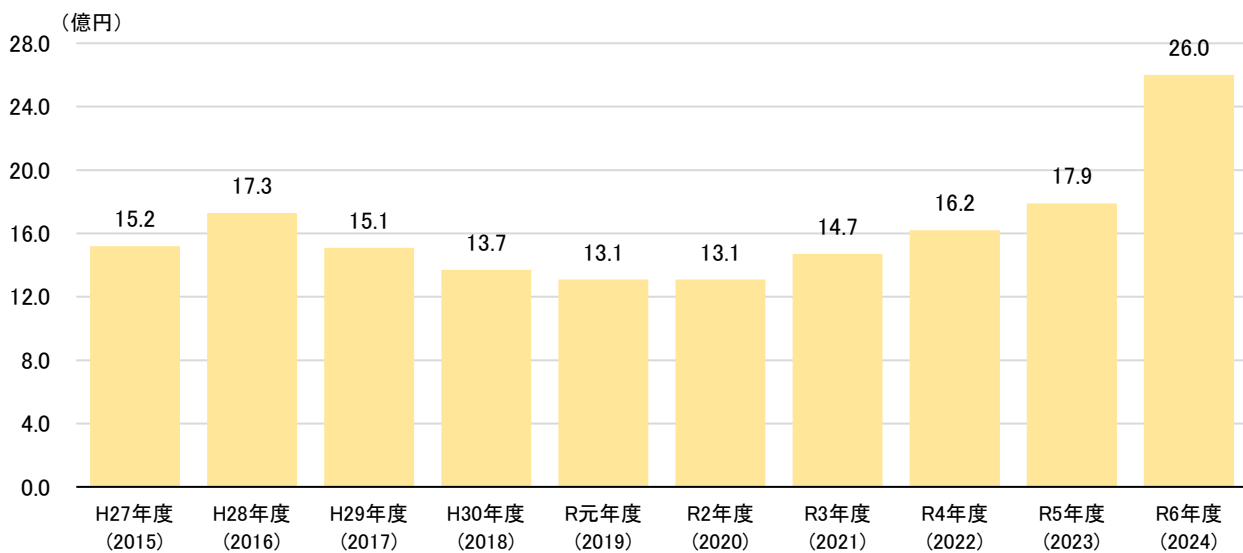
1.7 財政

- 財政力指数は、平成30(2018)年度をピークに減少していますが、国の地方財政対策による基準財政需要額の増加が、主な要因となっています。
- 財政調整積立基金の現在高は、令和2(2020)年度以降増加しており、第4次総合計画最終年度(令和7(2025)年度)目標値の10億円を達成する見込みです。

財政力指数



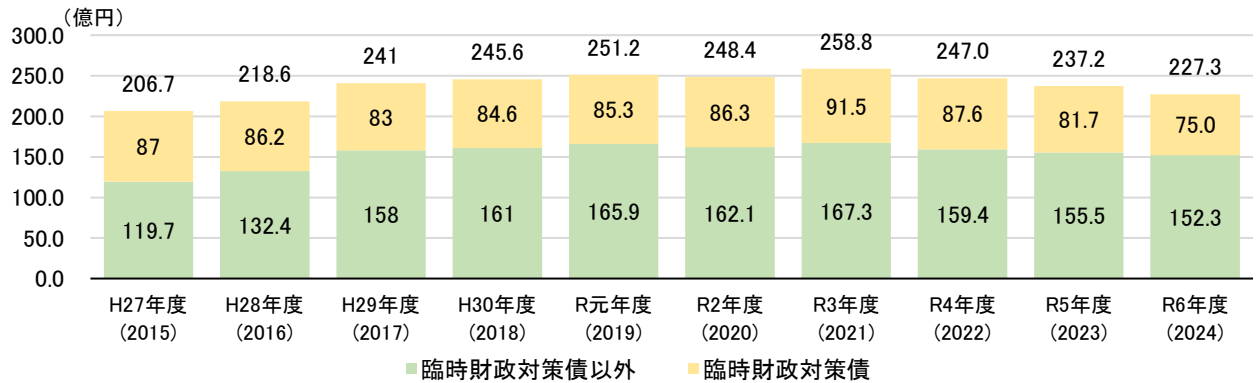
財政調整積立基金現在高



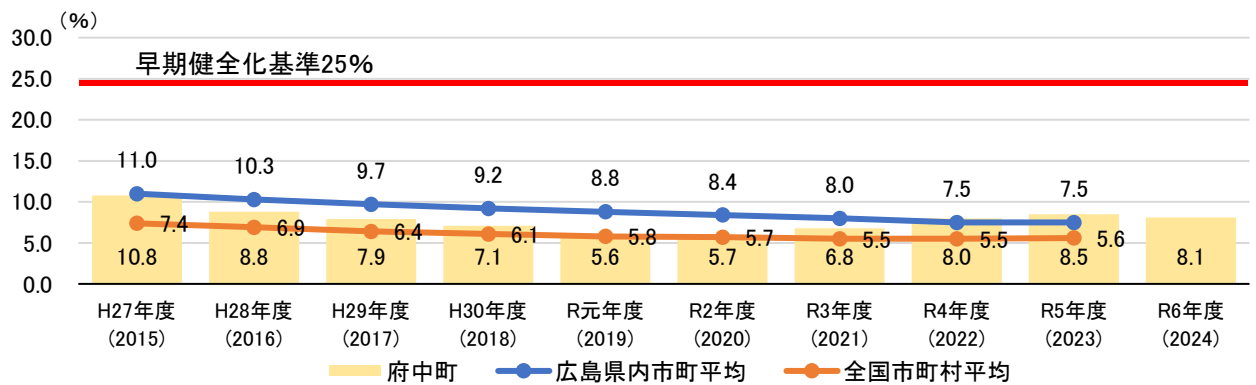
第2編 総合計画策定の前提

○ ここ数年、地方債の元利償還金が増加傾向にあることから、実質公債費比率は8%台を推移していますが、その影響を受け、一般会計の地方債現在高及び将来負担比率は減少しています。

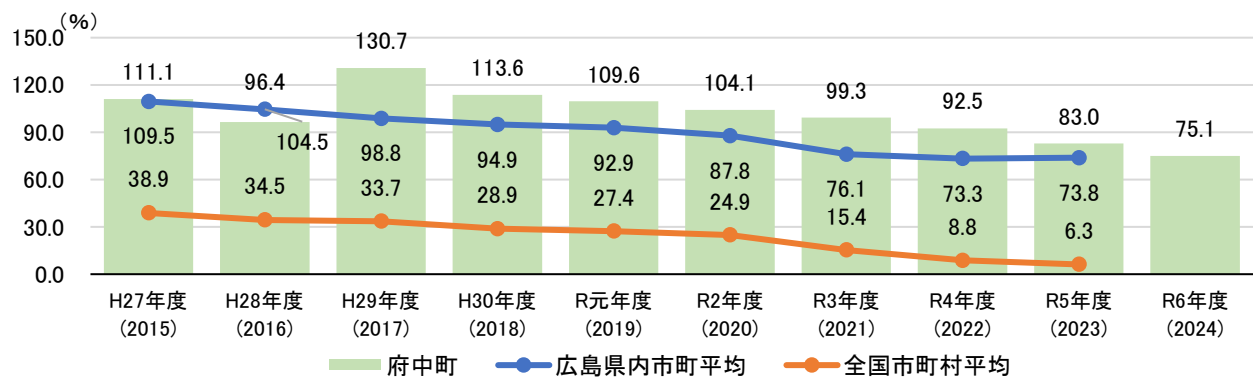
地方債現在高（一般会計）



実質公債費比率



将来負担比率



2. 第4次総合計画の実績

第4次総合計画(計画期間:平成 28(2016)年度から令和7(2025)年度まで)では、第3次総合計画の将来像「ひとがきらめき まちが輝く オアシス都市 あきふちゅう」を継承し、「商工住のバランスを保ち、次世代へ元気をつなげるひととまち～住んでよかった、住んでみたいまちづくり～」を基本理念とし、5つの分野における基本目標を設定しました。第5次総合計画における取組を検討するにあたって、その実績を次のとおり整理しました。

2.1 みんなで支え合い、未来につなぐまちづくり

【子育て・福祉・健康】

● 生活支援の充実

- ・生活困窮者等に対する福祉の充実を図るため、令和4年9月には「府中町くらしごと自立応援センター」を設立する等、包括的かつ継続的な支援に取り組みました。
- ・誰もが安心して暮らし続けることができるよう、令和5年7月から高齢者や障がい者等、ごみの搬出が困難な世帯を対象に個別に訪問してごみの収集を行いました。

● 障がい者福祉の充実

- ・障がい者の自立支援や社会参画を促進するため、障がい者施設への通所交通費等の助成や医療費の自己負担の一部助成を行いました。

● ライフステージに応じた健康づくりの支援

- ・すべての世代において、心と体の健康づくりの充実を図るため、令和4年12月には、健康マイレージアプリを導入する等、住民の健康意識の向上や健康づくりを支援しました。

● 子育て世代への重点支援

- ・児童の居場所づくり等、児童健全育成対策の充実を図るため、平成 29 年4月には、府中北交流センター内に地域の子育て拠点となる児童センターを開館し、町内2か所で児童センターを円滑に運営しました。
- ・就労等の理由で昼間家庭に保護者が不在の児童の増加に対応するため、令和元年は府中南小学校、令和5年は府中中央小学校に施設を建設(増設)し、放課後児童クラブを円滑に運営しました。
- ・経済的負担が大きい子育て世代等に対して、乳幼児及び小・中学生の通院及び入院に係る医療費の一部又は全部を助成し、保護者の経済的負担の軽減を図りました。(小学生の通院及び中学生の入院は平成 29 年4月から、中学生の通院は令和6年1月から拡充)

● 子育て環境の確保

- ・待機児童の解消に向けて、令和2年、令和6年に保育所を新設するため公募し選定した事業者に対し助成を行いました。

● 高齢者福祉の充実

- ・高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らすことができるよう、介護保険事業計画に基づき、介護事業者を公募しました。(平成 28 年度2棟、令和2年度1棟)

2.2 学び合い、志を育むまちづくり

【教育・文化】

● 志を持ち未来へ挑戦する児童生徒の育成

・国際化・情報化に対応した教育を推進するとともに、夢や志を持って挑戦し、学び続ける力を持つ児童生徒を育成しました。

● 学校・家庭・地域が協働した児童生徒の教育の推進

・前期において、コミュニティ・スクールを全小中学校に導入するとともに、地域学校協働活動との一体的推進により、学校・家庭・地域の連携・協働を図りました。

● 児童生徒一人ひとりの自立を目指した就学支援の充実

・さまざまなニーズに対応するため、スクールカウンセラー等多様な職員を配置することにより、きめ細やかな児童生徒の支援に努めるとともに、教員の負担軽減を図りました。

● 生涯各期に応じた学習機会の充実

・生涯学習拠点としての公民館における、講座の開催や定期活動団体の支援、また、情報拠点としての図書館における読書活動の推進等により、生涯各期に応じた学習機会を提供しました。

● 芸術・文化の普及・振興

・イベントの開催や文化団体の支援等、芸術・文化・歴史活動の推進に努めました。

● スポーツの振興

・WACTORY パーク揚倉山(揚倉山健康運動公園)における人工芝整備等、スポーツを身近に感じることができるような施設改修やイベント開催を行いました。

● 教育施設・設備の充実

・学校施設の耐震化を含め、教育施設の適切な整備・改修については、府中南公民館を除き、計画どおり遂行しました。

2.3 誰もが安心・安全、快適に暮らせるまちづくり

【安全・環境・地域】

● 住民と行政が連携した防災の推進

・災害への対応能力向上と住民の防災意識の向上を図るため、総合防災訓練を実施し、自主防災組織に対し、防災活動の支援を行い住民と行政が連携した防災の仕組みづくり等を推進しました。

● 防災体制の充実・強化

・避難施設の機能強化を図るため、防災備蓄倉庫を設置し必要な備蓄品の確保に努めました。また、迅速かつ正確な情報提供を図るため、令和4年度には、府中町Webハザードマップを作成しました。

● 市街地の浸水対策

・市街地を雨水被害から守るため、雨水ポンプ場及び雨水幹線の改築更新工事を行いました。

● 低炭素型のまちづくりの推進

・低炭素型の社会システムづくりを推進するため、令和5年3月に2050年ゼロカーボンシティの実現を目指すことを宣言し、太陽光発電システム、蓄電池等の設置助成に取り組みました。

● 自然と共生する快適環境の推進

・水分峡森林公園は、平成30年7月豪雨災害により大きな被害を受けましたが、災害復旧工事を終え、令和4年4月より公園利用を全面再開しました。また、平成30年7月豪雨災害以降、土砂の堆積が進んでいた水分峡大堰堤と石ころび池の堆積土砂の撤去が完了しました。

● 資源循環による環境負荷の低減

・循環型の社会システムづくりを推進するため、3R(リデュース・リユース・リサイクル)に関する取組では、住民・事業者への普及・啓発を中心に進めました。また、不法投棄や資源物の持ち去り対策として巡回パトロールや監視カメラの設置等、監視体制を強化しました。

● 協働型環境づくりの推進

・小学校での環境教育の充実を図るため、環境ボランティア団体や地元企業と連携し、子ども達が興味を持ち楽しんで学べるよう、さまざまな体験型学習を行いました。また、環境イベントでは、著名人の環境講演会を開催する等、内容の充実を図りました。

● 人権の尊重と男女共同参画社会の推進

・社会全体で差別や偏見をなくすため、「ヒューマンフェスタ(人権推進事業)」を「スマイル21(障害者週間推進事業)」と合同で開催する等、事業の幅を広げ、参加者数の増加を図りました。令和6年度は、開催場所をくすのきプラザからイオンモール広島府中に変更することで、参加者数が大幅に増加しました。また、男女共同参画社会の実現に向けて、隔年で映画上映会と講演会を実施することにより、啓発活動を展開し、多様な生き方についての理解を深めました。

● 地域の活性化

・持続可能な地域コミュニティの実現に向けて、府中つばき祭り等で町内会促進啓発ブースの設置、町内会活性化セミナーの開催等、さまざまな活性化及び加入促進への取組を行いました。

● 地域安全活動の推進

・消費者の安全で安心な消費生活の実現に向けて、消費生活相談窓口を設置し、資格を持った消費生活相談員が相談対応を行っています。また、消費者トラブルを未然に防ぐため、広報、出前講座等を実施しました。

● 火災予防体制の充実・強化

・地域全体の防火力を高めるため、防火に対する知識・技術取得に資する出前講座や研修会等を行いました。また、自主防災会等を対象に、広島市総合防災センターにおける防災研修を実施しました。

● 消防体制の充実・強化

・計画的な消防自動車等の更新(7台)を行い、消防体制の充実・強化を図りました。また、住民の安心安全なまちを守るため、消防団が地域防火の中核として重要な役割を果たすよう訓練を行いました。

● 救急体制の充実・強化

・救急体制の充実・強化を図るため、令和2年度に外国人からの通報に対応する3者間同時通訳を用いた多言語通訳機能システムを導入し、聴覚・言語に障がいを持つ方からの通報に対応するNet119 緊急通報システムを導入しました。

2.4 便利で活力と賑わいにあふれるまちづくり

【都市基盤・住環境】

● 計画的な土地利用の誘導

・まちの活力や生活利便性が失われることのない持続可能なまちづくりを維持するため、立地適正化計画や地域公共交通計画を策定しました。また、土砂災害から人命を守り、被害を最小限にとどめるため、広島県が推進する市街化区域内の土砂災害特別警戒区域を市街化調整区域へ編入する「逆線引き」の取組に連携し、区域区分・用途地域の変更を行いました。

● 都市施設の整備

・健全な市街地の形成と生活環境の改善を図るため、向洋駅周辺の主要道路と宅地等を一体的に整備する向洋駅周辺土地地区画整理事業に継続的に取り組みました。

・交通結節拠点の強化と円滑化を目的とし、広島県が実施する広島市東部地区連続立体交差事業に対し地元負担金を支出し、事業推進を図りました。

・暮らしやすい都市空間を創出するため、安全な歩行者空間や緊急車両の進入路の確保等、幹線道路を補完する「補助街路」を整備しました。

・緊急車両の進入路の確保や延焼防止等、地域の防災性向上を図るため、狭あい道路の拡幅を本町三丁目地区で実施しました。

● 住環境の向上

・誰もが自由に安心して「おでかけ」できる地域公共交通ネットワークを構築するため、つばきバスのルート・ダイヤ変更を実施し、デマンドタクシー「うぐいす号」を導入しました。

・良好な居住環境の形成を図るため、町営住宅長寿命化計画に基づき、平成 29 年4月に、町営住宅、集会所、児童センター機能を備えた府中北交流センターを整備しました。

● 生活環境の向上

・公共用水域の水質保全と快適な生活環境の向上を図るため、公共下水道整備を推進し、公共下水道人口普及率は、当初目標の 99.0%まで向上しました。

● インフラ資産の計画的な維持・保全

・道路、橋りょう、公園の計画的な維持・保全・延命化を図るため、策定した各計画に基づき、継続的に改修工事等を行いました。

● 公共施設の適切な財産管理

・公共施設を適切に維持・保全を行うことで、住民サービスの向上を図るため、計画期間内に改修を予定していた公共建築物 15 施設のうち、14 施設について改修を行いました。

2.5 持続可能なまちづくり

【自治・行政】

● 戦略的なまちづくりの推進

・長期的なまちづくりの方向性である総合計画に沿ったまちづくりを行うため、事務事業の進捗管理や評価、改善等を行うことで、適切かつ効果的な施策の推進を図りました。

● 自治の体制強化

・広域的な視点に立った行政サービスの効率的な運営並びに質の向上を図るため、人口減少・少子高齢化社会においても活力のある社会経済を維持し、広島広域都市圏内の自治体と連携した事務を進めました。

● 平和行政の展開

・平和祈念式典の実施をはじめ、広報、ホームページ、防災(行政)無線等により、核兵器廃絶及び世界恒久平和に向けて発信しました。

● まちの魅力発信

・「住んでよかった」「住んでみたい」「これからも住み続けたい」と実感できるまちとしてのイメージの向上・定着を図るため、広報・ホームページ等、既存の媒体に加え、府中町PR大使の活用や映画館広告等、話題性を獲得することで、更なる府中町の魅力発信と認知度向上を図りました。

● 持続可能な行財政運営

・厳しい財政状況を勘案しつつ、社会情勢や住民ニーズに対応したまちづくりを推進するため、町税等収入の安定確保と時代に即した歳出の見直しにより、まちづくり振興基金へ一般財源による積立を行う等、安定的な財政基盤を構築しました。

● 多様な行政サービスの提供

・行政のデジタル化の基盤となる個人番号カードについては、休日夜間窓口の開設、申請サポート、出張による申請受付等交付促進を図りました。また、住民の利便性向上のため、平成 29 年度に証明書コンビニ交付サービスを導入しました。

● 職員の総合的な能力開発と新たな働き方の推進

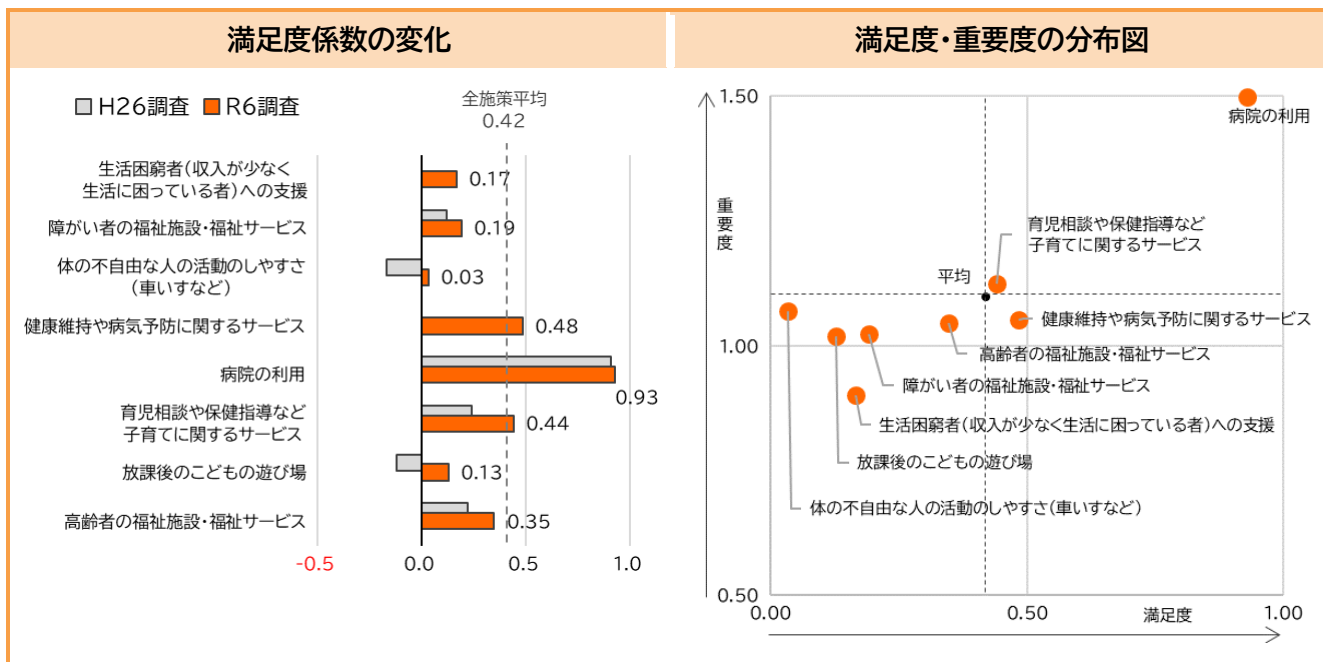
・職員の人材育成を推進するため、職員の研修については、Web研修やe-ラーニング等、実施方法等を工夫しながら、職員が受講しやすい環境を整備するとともに、自己研鑽を支援する取組を行いました。また、新たな働き方を推進するため、電子決裁、庶務事務システムの運用を開始し、ペーパーレス化を推進するとともに庁舎内ネットワークの無線化、業務用パソコンの無線対応を行い、庁舎内モバイルワークの環境を整備しました。

3. まちづくりの課題

これまでのまちづくりに関する満足度や評価、取組の重要度などについて、幅広い世代の住民や町内事業者、町内中学生にアンケート調査を行いました。アンケートの結果と、当町がこれまで進めてきた取組の実績を踏まえて、まちづくりにおける分野別の課題を次のとおり整理しました。

3.1 みんなで支え合い、未来につなぐまちづくり

【子育て・福祉・健康】

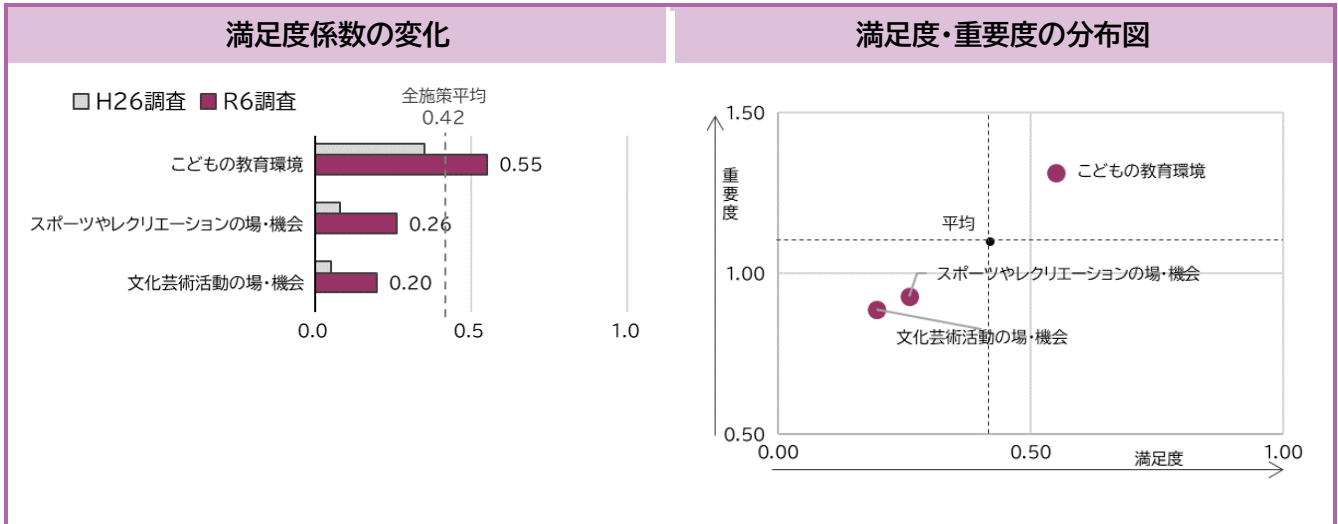


「子育て・福祉・健康」 分野の課題

- 障がいのある人が自身にとって必要な福祉サービスを選択し、障がいの状況に応じた適切なサービスを受けるため、福祉サービスの充実と質の向上が求められています。
- 子育てがしやすい町にするため、町全体で「子どもまんなか」の意識の醸成が必要です。それには、子どものための施策に、子ども自身の意見を聴き、反映させることも重要です。
- 子どもが安心して成長できる環境を提供し、孤立を防ぎ、学びや交流の機会を増やすため、子どもの居場所づくりを進める必要があります。
- 家庭の経済環境に左右されない、子育て支援のさらなる充実が求められています。
- 保護者が働きながら子育てできる環境づくりに向けて、計画的な支援基盤の整備に加え、多様な教育・保育サービスを充実させる必要があります。
- 高齢者福祉の充実に関し、社会的なつながりを強化し自身の役割を創出できるよう、「高齢者の自己実現による生きがいづくり」を推進し、積極的に地域貢献できるための場所(各種サロン等居場所づくり)や機会(ボランティア等地域との繋がり)の環境整備が一層求められています。

3.2 学び合い、志を育むまちづくり

【教育・文化】

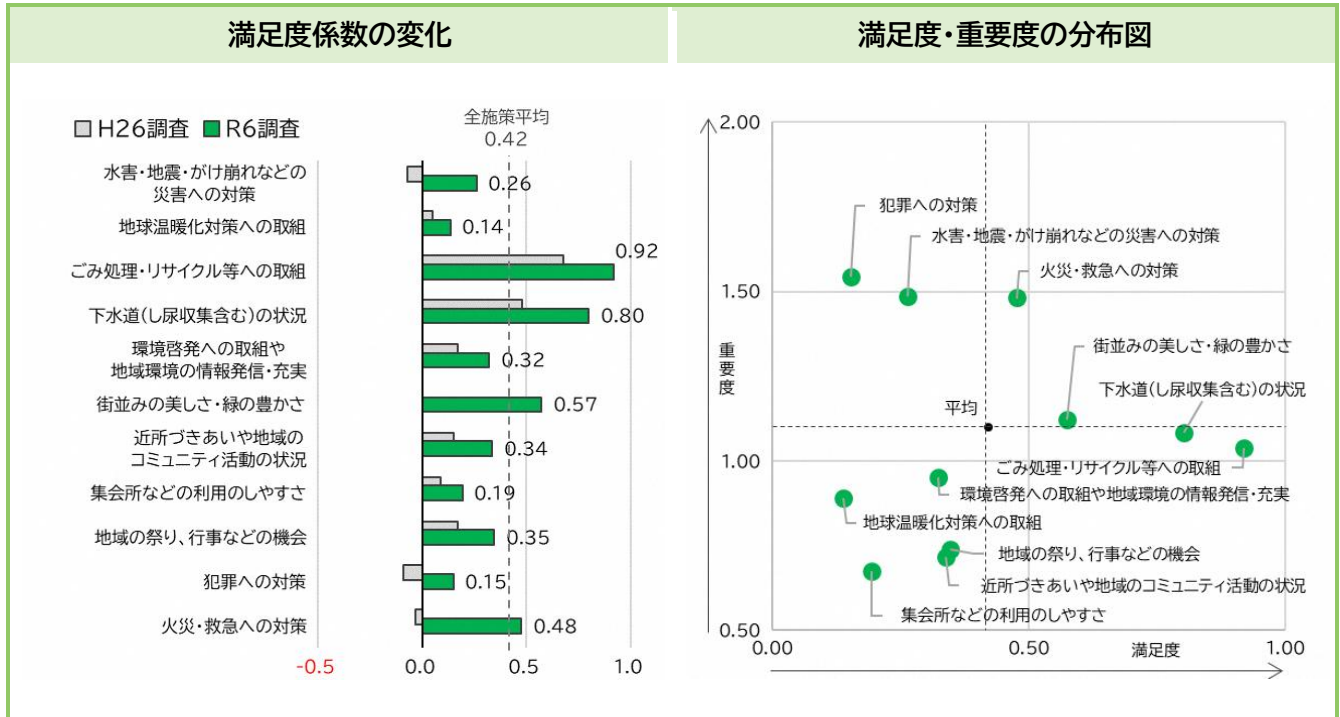


「教育・文化」分野の課題

- ① 住民アンケートの「まちづくりの評価」において、「こどもの教育環境」は満足度も重要度も高く、「重点維持項目」として位置づけられるとともに、「教育の分野」の中で「重点的に取り組むべきだと思ふもの」においては、「学校教育の充実」が最も多く選択されています。「確かな学力」「豊かな心」の育成に向けて、学校教育の充実に関する取組を継続的に講じる必要があります。
- ② 子どもたちの学びの場である学校を中心とした地域コミュニティの醸成は、まちづくりの重要な要素となります。コミュニティ・スクールと地域学校協働活動(コミュニティ・スクールサポート活動)の活性化を図ることにより、持続可能な学校支援体制を構築する必要があります。
- ③ コロナ禍が明け、公民館活動者数は増加傾向です。住民アンケートにおいても、公民館活動に「今後参加してみたい」割合は、前回調査よりわずかながら増加しており、施設面の整備を契機として、気軽に参加可能な学習・交流機会の充実、また、文化・芸術・スポーツ活動の推進を図る必要があります。
- ④ 令和3年3月、「下岡田官衙遺跡」に関し、府中町で初めて国の史跡指定を受けました。府中町の誇り、地域のシンボルとなる史跡であり、適切な保存を行うとともに、地域の歴史について学べる憩いの場として整備を進める必要があります。
- ⑤ 更新予定であったWACTORYパーク揚倉山(揚倉山健康運動公園)の上段グラウンドの照明については、公園全体のリニューアル計画が進行中であり、計画に併せて実施する必要があります。
- ⑥ 老朽化した教育施設が多く、今後も計画的な維持管理・改修等が必要です。特に、現計画から2年延伸している府中南公民館の建替えについては、現在最優先に進めるべき事業であると考えられます。

3.3 誰もが安心・安全、快適に暮らせるまちづくり

【安全・環境・地域】



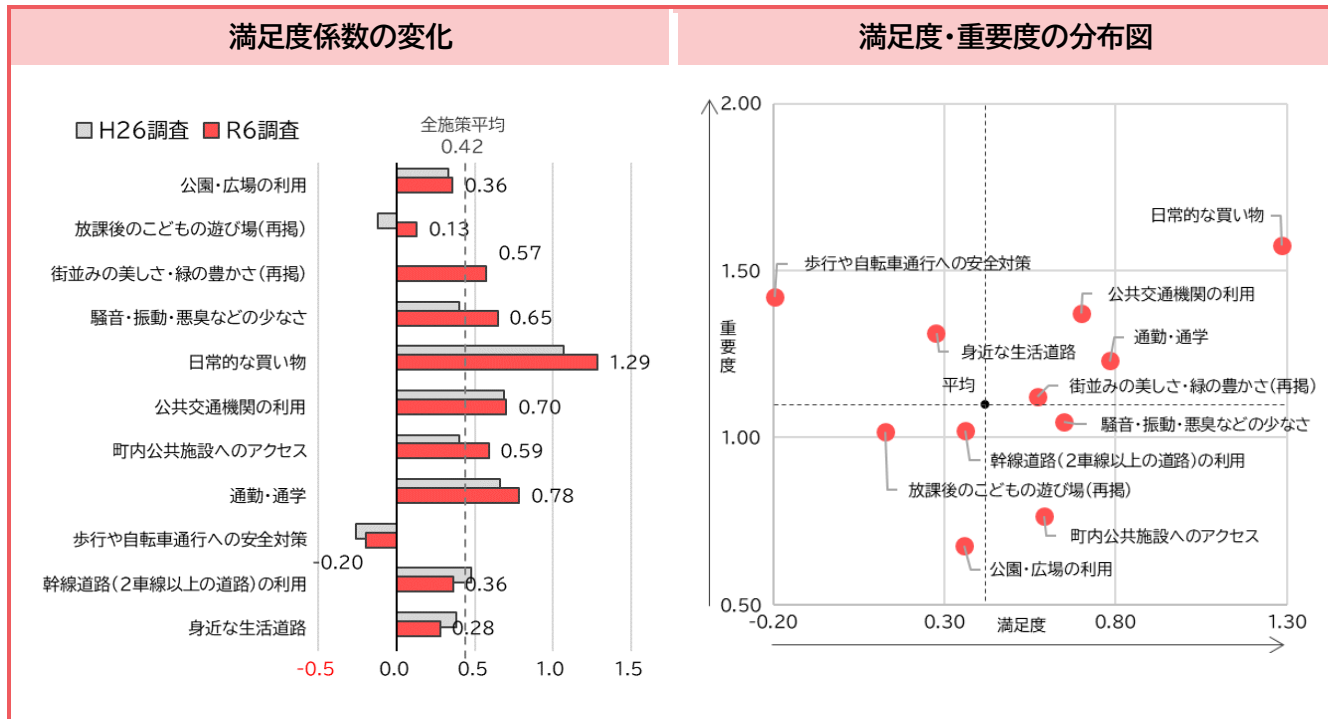
「安全・環境・地域」分野の課題

- ① 自主防災組織結成後の活動の維持・充実を図るためには、組織の育成と活動支援が必要です。
- ② 住民アンケートによると、「犯罪への対策」「水害・地震・がけ崩れなどの災害への対策」は重要度が高いにもかかわらず、満足度は低くなっており、早急に取り組むべき施策と考えられます。
- ③ 雨水排水施設の中には耐震性を有していないものもあるため、地震発生時でも排水機能を確保できるよう対策が必要になります。
- ④ 行政活動に伴い発生する温室効果ガス排出量の削減は、大幅な改善が必要となっており、令和9年度の蛍光ランプの製造廃止が決定している状況も踏まえ、公共施設照明のLED化を重点的に進める必要があります。
- ⑤ 水分峡森林公園の施設の老朽化が進行しており、さまざまな世代が自然とふれあえる憩いの場として、利用者ニーズを踏まえた再整備・リニューアルが必要となっています。
- ⑥ 3R(リデュース・リユース・リサイクル)に関する取組において、近年では食品ロス削減やプラスチックの資源循環に関する法律が新たに施行されており、より具体的な取組についての検討が必要です。
- ⑦ 学習指導要領において「持続可能な社会の創り手」の育成が明記される等、社会全体での人材育成が求められており、学校での環境教育の充実とともに、子どもから大人まで家庭や地域、そして事業者等多様な主体が連携・協働しながら学べる環境学習機会の提供が必要となります。また、環境活動の活性化には、働く世代の参加が必要であり、そのためにはニーズに応じた情報提供や情報の共有化を図っていく必要があります。

- ⑧ 人権の尊重と男女共同参画の推進については、幅広い普及啓発を図れるよう、広報方法を工夫するとともに、啓発活動内容の充実を図っていく必要があります。
- ⑨ 持続可能な地域コミュニティの実現に向けて、新たな担い手の確保及び負担軽減を図るため、従前の加入促進等の取組に加え、若年層へのアプローチ強化、参加しやすい環境づくり等、より効果的な取組を展開していく必要があります。
- ⑩ 防犯や犯罪抑止への住民の関心が強いことから、関係機関や地域団体と協働して、住民の安全を確保するとともに、地域防犯力の強化を図るため、防犯カメラの設置等の効果的な取組を検討・実施していく必要があります。
- ⑪ 「豪雨災害や地震などの自然災害に強いまち」を目指すために、必要な施設等を整備する必要があります。

3.4 便利で活力と賑わいにあふれるまちづくり

【都市基盤・住環境】



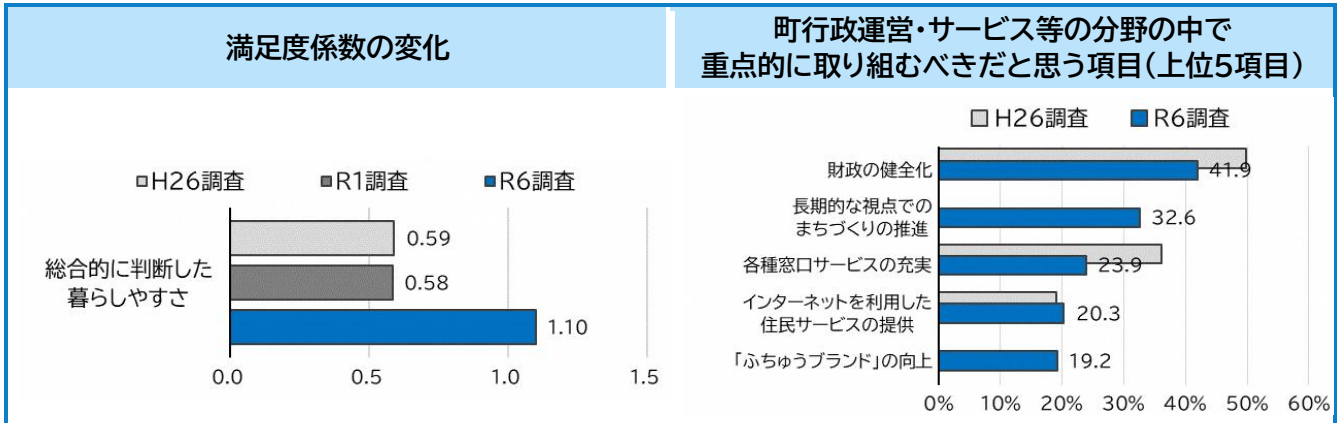
「都市基盤・住環境」分野の課題

- ① 持続可能でコンパクトなまちづくりを推進するため、災害の危険性が高い市街化区域を市街化調整地域に再編する「逆線引き」の取組を、広島県とともに推進していく必要があります。
- ② 向洋駅周辺土地区画整理事業及び広島市東部地区連続立体交差事業は、計画的に推進しています。これらの事業は住民や事業者が最も重点的に取り組むべき施策とされており、さらなる推進が求められています。
- ③ 向洋駅周辺は町南部地区の地域の拠点となっています。周辺道路整備が着実に進む中、交通結節機能を強化し、「住み続けたいまち」としてさらなる商業の活性化を図る必要があります。
- ④ 町道・県道において歩行者にやさしい空間(バリアフリー)整備を進めていますが、より一層、歩道の段差やがたつきの解消に取り組む必要があります。
- ⑤ 住民アンケートによると、「歩行や自転車通行への安全対策」「身近な生活道路」は重要度が高いにも関わらず、満足度の低い項目となっており、優先度の高い施策となっていることから、新たな事業を展開する必要があります。
- ⑥ 障がいのある子どもを含め、誰でも楽しめる、「インクルーシブ遊具」の導入を引き続き進めていく必要があります。
- ⑦ 耐震化が必要な住宅等が古くなってきており、耐震補強よりも建替えによる耐震化が現実的な選択肢となっています。

- ⑧ つばきバスの利用者数はコロナ禍前と比較して7割程度に減少している半面、高齢者ドライバーによる交通事故等の社会問題から、免許返納や地域公共交通の利用の関心も高まっています。収支状況の改善や利用者数の増加に加えて、交通事故の減少による安全性の確保等、持続可能な地域公共交通の実現が求められています。
- ⑨ 全国的に発生している施設の老朽化による道路陥没事故、街路樹や公園樹木の倒木事故を踏まえ、より一層の適切な維持管理の必要性が顕在化しています。
- ⑩ 公共施設の適切な管理について、計画に計上されているものは順調に進捗していますが、町有施設全体では改修の積み残しがあるため早期解消と予防保全化を実現し、利用者の安全確保と将来的な財政負担の軽減を図る必要があります。

3.5 持続可能なまちづくり

【自治・行政】



「自治・行政」分野の課題

- ① 即効性のある改善策を講じることは困難ですが、誰もが「暮らし心地が一番」と実感できるまちづくりを目指して、引き続きすべての施策・事業を着実に取り組む必要があります。
- ② 圏域全体で少子高齢化、人口減少等、社会経済情勢が変化するなかで、自律的・持続的な発展を継続していく必要があります。そのため、さらなる圏域自治体の連携強化、事務の共同化・効率化、地域資源の相互活用を行う必要があります。また、広島広域都市圏のなかで存在感を発揮し、都市圏全体としての魅力を上げるため、当町の自治のあり方について研究していく必要があります。
- ③ SNS の特性を十分活かした効果的な情報発信が必要であり、さらに発信力を高めるため登録者数を増加させる取組(LINE のリッチメニュー、チラシの配布等)も必要となります。
- ④ 財政関連事業では、目標指標を着実に達成し続けています。財政運営について住民の理解を得るため、引き続きわかりやすい財政状況の公表に努めます。
- ⑤ 個人番号カードの急激な普及に伴うカード更新等関連手続きの増加や、戸籍の広域交付等の影響で窓口が混雑しています。システムの効率化による待ち時間の縮減、事務負担の軽減が必要です。
- ⑥ まち愛・郷土愛を高めるため、住民のシビックプライド(地域への誇りと愛着)を醸成するインナープロモーション(町内に向けた対内的な PR 活動)を展開していく必要があります。
- ⑦ インターネットを活用した情報発信のほか、インターネット上で完結できる申請・手続きを充実させていくことが求められています。
- ⑧ 保健・医療・福祉分野では他の分野に比べて、行政サービスのデジタル化が求められています。
- ⑨ 社会全体のデジタル化が進む中で、情報技術に対して不安を感じている住民の方を対象としたデジタルデバイド(デジタル技術の恩恵を受けることが出来る人と出来ない人の間に生じる格差)解消策に取り組むことが重要です。
- ⑩ 行政サービスのデジタル化を進めるにあたっては、住民の方が利便性を実感できるような DX 施策を展開するだけでなく、今後予想される急激な社会変化や職員数の減少への対応を見据え、業務改革(BPR)を含む業務全般の DX 化にも取り組むことが求められます。

4. 当町の現状と課題を踏まえた取組の方向性

当町の人口は、国立社会保障・人口問題研究所が平成30(2018)年に公表した令和7(2025)年推計人口を上回る見込みであり、アンケート調査の結果からも、多くの住民が「府中町は暮らしやすく、今後も府中町に暮らし続けたい」と感じていることが分かります。このことから、第4次総合計画の基本理念に掲げた「住んでよかった、住んでみたい」まちの実現に向けては、概ね順調に進んできたものと評価できます。

一方で、第4次総合計画の10年間で、行政と住民の関係性や、住民が行政に求めるものは大きく変化しています。これに対応するため、第5次総合計画では、これまでの方向性を継承しつつ、計画の大綱について次のとおり刷新を図ります。

4.1 新たな「まちの将来像」の設定

平成13(2001)年に策定した第3次総合計画では、社会情勢や住民意識の変化を踏まえ、当町がこれまで積み重ねてきた「暮らしのまち」としての性格をさらに進展・充実させるため、「ひとがきらめき まちが輝く オアシス都市 あきふちゅう」をまちの将来像に設定しました。

その後、平成28(2016)年に策定した第4次総合計画では、この将来像を継承しつつ、グローバル経済の進展や人口減少、少子高齢化の中でも、まちが賑わい活性化することで「住んでよかった、住んでみたい」まちの実現を目指しました。

第3次・第4次総合計画による25年間のまちづくりで、都市機能の集積は大きく進み、当町の特性を最大限に活かした暮らしやすいまちとしての骨格は完成に近づきつつあります。その一方で、社会情勢の変化により、行政だけでは解決が難しい課題が増加し、行政の取組に住民の参画が必要になるとともに、人口減少、少子高齢化などにより、これまで住民主導で進められてきたあらゆる社会活動について、行政の参画が求められるようになりました。

こうした行政と住民の関係性の変化に対応しつつ、暮らしやすいまちとしてさらに発展していくためには、これまでの俯瞰したまちづくりの視点だけでなく、住民に寄り添った視点に立ってまちづくりを進めていく必要があります。以上から、第5次総合計画では、当町での「暮らし」を住民目線で捉えた、新たなまちの将来像を設定することとします。

4.2 施策体系の再編

「安全・環境・地域」の分野については、社会情勢の大きな変化によって、特に新たな課題への対応が求められています。そこで、施策体系の細分化を行い、次のとおり「地域・環境」と「安全安心」の二つの政策の柱に再編することとします。

< 地域・環境分野における主体的な取組の推進 >

環境の分野では、脱炭素化・資源循環などの具体的な取組と人材の育成が社会的に求められています。当町でも令和5(2023)年3月に「ゼロカーボンシティ宣言」を表明し、美しい地球環境を次世代へ継承するための取組を推進しています。温室効果ガスの排出量削減や、資源循環による廃棄物の減量など、町が行う環境施策には、地域住民や地元企業の協力が必要不可欠であり、地域において多様な主体が連携・協働していくことで環境活動を活性化させていく必要があります。

しかしながら、当町においても、少子高齢化が進行して人口が減少傾向となる見込みであり、地域のコミュニティや活動の担い手の維持は、地域住民だけでは解決が難しくなりつつあります。また、社会情勢の変化やそれに伴う住民の価値観・生活様式の変化により、地域における「人與人」、「人と事業者」のつながりが希薄となり、地域自体の存続が危ぶまれています。

このことから、地域・環境の分野を政策の柱として位置づけ、地域住民や地元企業等と連携を図りながら、行政としても主体的な取組をより一層推進していくこととします。

< 安全安心を支える取組の着実な推進 >

防災の分野では、近年、集中豪雨や大地震など、大きな自然災害による被害が日本各地で発生し、激甚・頻発化する災害に対して早急な取組が求められています。当町においても、平成30(2018)年7月の豪雨で、河川の氾濫や広範囲の斜面崩落などにより、道路などの公共施設だけでなく、住家などの私有地にも大きな被害が発生しました。災害の復旧はすでに完了していますが、今後の自然災害による被害を防止・軽減するため、引き続き災害対策を進める必要があります。

防犯の分野では、近年の技術革新を悪用した犯罪手口の凶悪化・巧妙化が全国的に進むとともに、情報伝達技術の発展に伴って、若者が加害者として犯罪に巻き込まれるケースが増加しています。住民を犯罪被害から守るため、地域ぐるみの防犯力強化と、犯罪抑止の取組が必要です。

また、アンケート調査においても、多くの人が「災害対策」「防犯」の取組を重要度が高いと回答しており、住民の安全安心に対するニーズの高まりが伺えます。このことから、安全安心の分野を独立した政策の柱として位置づけ、行政と住民の役割を整理しつつ、一体的に推進していくこととします。

第 3 編

基本構想



まちの将来像


みんなの「暮 かなうまち

『どのように暮らしたいと願うかは、
それでも府中町なら、どんな
そんなまちが実現できるよう、住民
「暮らし」に対する願いや希望を一人

< 将来像を実現するための基本的な方向性 >

多くの住民が府中町は暮らしやすいと感じていることは、大きな強みです。まちの将来像を実現するためには、この強みを活かし、当町の暮らし心地のよさに今後もさらなる磨きをかけていくことが必要です。一方で、人口減少や少子高齢化、災害の激甚化、デジタル技術の進展をはじめとした社会情勢の変化により、人々が何に暮らし心地のよさを感じるかは変化し、多様化しています。

そのため、社会の移り変わりに柔軟に対応しつつ、住民一人ひとりに寄り添った政策を展開することで、「暮らしたい、ずっと暮らし続けたい」まちづくりを着実に進めていきます。



「暮らしたい」が あきふちゅう

年齢や背景、時代によってさまざま。

「暮らしたい」もかなえられる。』

・事業者・行政が手を取り合うことで、
ひとりがかなえられるようなまちを目指します。

<まちづくりを進めるための6つの柱>

住民に寄り添う政策を展開するためには、まちを構成するさまざまな要素に着目し、多角的な視点でまちづくりを進めることが重要です。一方で、計画的にまちづくりを進めるためには、政策分野を大まかに分類し、分野ごとに政策の方向性や目標を定め、取組の成果を確認していく必要があります。そこで、これまでの政策や今後の課題を踏まえ、「福祉・子育て・健康」「教育・文化」「地域・環境」「安全安心」「生活基盤」「自治・行政」の6つの分野を、第5次総合計画における政策の柱としました。

6つの政策分野のうち、「福祉・子育て・健康」「教育・文化」「地域・環境」「安全安心」「生活基盤」の5分野については、各分野での政策により実現を目指す「暮らし」のテーマを基本目標として設定します。また、「自治・行政」の分野では、各分野における取組を横断的に支えることを目標とします。

2. 基本目標

基本目標 1

ともに支えあい 健やかに 「暮らしたい」

[福祉・子育て・健康]

- 年齢や障がい等に関係なくさまざまな人がともに支えあい、社会に参加することで、すべての住民が健やかで心豊かに暮らせるまちづくりを推進します。
- 家庭と地域、行政が手を取り合い、次世代を担う子ども、若者が幸福な暮らしの中で成長し、自らの人生を決定して生きていける環境を確保します。

基本目標 2

ともに学び 今も未来も幸せに 「暮らしたい」

[教育・文化]

- 次世代を担う子どもたちが未来の社会の創り手となれるよう、生きる力を育む学校教育の充実を図ります。
- 歴史・文化、芸術、スポーツ等にいつでも身近に触れ、親しみ、すべての人が生涯を通じて学び続けることができる環境づくりを推進します。
- 学校・家庭・地域が連携、協働することで、コミュニティの循環を生み出します。
- 誰もが安全安心に学び、集うことのできる質の高い教育環境を整備します。

基本目標 3

つながりを深め 豊かに 「暮らしたい」

[地域・環境]

- 住民同士のつながりを深め、地域で支えあうことのできる環境づくりを推進します。
- 住民・事業者・行政が力を合わせて工夫することで、まちの魅力と賑わいを創出します。
- 美しく恵み豊かな環境を次世代に継承するため、地域との協働により持続可能な環境の保全と創造に取り組みます。

基本目標 4

安全なまちで 安心して 「暮らしたい」 [安全安心]

- 今後発生が予想される大規模な自然災害に備え、自助・共助・公助により被害を最小限に抑え、災害による犠牲者を出さない体制づくりを推進します。
- 自然災害を未然に防止するための対策を着実に実施することで、災害に強いまちづくりを推進します。
- 救急需要の増加に対応するとともに、火災や多様化する犯罪から住民を守ることで、誰もが安心して暮らせる安全なまちづくりを推進します。

基本目標 5

いつも心地よく 便利に 「暮らしたい」 [生活基盤]

- コンパクトな当町の特徴を活かし、細部まで行き届いた心地よい住環境の整備を推進します。
- 都市基盤の着実な整備と適正な維持管理を推進し、より便利で暮らしやすい都市空間を創出します。

基本目標 6

みんなの 「暮らしたい」 を支える [自治・行政]

- 質の高い行政サービスの提供やまちの魅力向上などを通じて、すべての世代が「暮らし続けたい」「戻ってきたい」「暮らしてみたい」と感じられるまちづくりを推進します。
- 安定的で効率的な自治体運営を行うとともに、住民の暮らしに寄り添い、将来にわたって支え続けることができる行政を確立します。

3. 将来人口の推計

当町の人口は、平成2(1990)年の国勢調査で5万人を突破して以来、現在も5万人規模を維持しています。一方で、令和4(2022)年4月の住民基本台帳人口52,935人以降は、減少傾向となり、令和7(2025)年4月では52,014人となっています。

このような状況のもと、第5次総合計画では『みんなの「暮らしたい」がかなうまち あきふちゅう』の実現に向け、特色あるまちづくりを積極的に展開することで、地域の活性化及び人口規模の維持を図ります。

< 目標年次における人口フレーム >

当町では、人口減少局面においても、本計画に基づく取組等により減少幅が抑えられるものとして、目標年次である令和17(2035)年における人口フレーム(推計人口)を次のとおり設定します。

令和17年：51,500人

< 5年ごとの人口フレームと内訳 >

	令和2(2020)年	令和7(2025)年	令和12(2030)年	令和17(2035)年
人口	52,047人	52,014人	51,900人	51,500人
年少人口 (0~14歳)	7,574人	7,454人	7,200人	7,100人
生産年齢人口 (15~64歳)	31,776人	31,496人	31,100人	30,300人
老年人口 (65歳~)	12,697人	13,064人	13,600人	14,100人

※令和2年、令和7年は住民基本台帳4月1日現在の人口

第4編

基本計画

【まちの将来像】

みんなの「暮らしたい」が

基本目標

【福祉・子育て・健康】

ともに支えあい 健やかに「暮らしたい」

(1) まち全体で支えあえる体制をつくる

- ① 全世代に対する相談支援・生活支援の充実と居場所づくり
- ② 高齢者福祉の充実
- ③ 障がい者福祉の充実

(2) こども・若者の成長を支える

- ① こども・若者の健やかな成長を支える環境づくり
- ② 子育て家庭を支える環境づくり

(3) 健やかに暮らし続けられる環境をつくる

- ① ライフステージに応じた健康づくり

1

P43～

【教育・文化】

ともに学び 今も未来も幸せに「暮らしたい」

(1) 「生きる力」を育む学校をつくる

- ① 「確かな学力」の育成
- ② 「豊かな心」と「健やかな体」の育成

(2) 生涯を通じ学び続けられる環境をつくる

- ① 生活に彩りを添える学びの環境づくり
- ② スポーツに親しむ環境づくり

(3) 学校を中心としたコミュニティの輪を広げる

- ① コミュニティ・スクールと地域学校協働活動の一体的推進

(4) まちの文化財を次世代へつなげる

- ① 歴史を身近に感じる機会の創出と文化財の適切な保存・活用

(5) 安心して学びあえる教育環境をつくる

- ① 教育施設・設備の整備
- ② 教育体制の充実

2

P51～

【自治・行政】 みんなの「暮らしたい」を支える

(1) 魅力的で暮らしたくなるまちをつくる

- ① 地域ブランド力の向上と発信
- ② 平和行政の展開

(2) 暮らしに寄り添える体制をつくる

- ① 総合的なまちづくりの推進
- ② デジタルトランスフォーメーション(DX)による行政サービスの向上
- ③ 広報広聴の充実

6

P85～

かなうまち あきふちゅう

基本目標

3
P63~

【地域・環境】

つながりを深め 豊かに「暮らしたい」

(1) 地域のさまざまなつながりを支える

- ① 地域コミュニティの活性化
- ② 商工業の活性化
- ③ 人権の尊重と男女共同参画社会の推進

(2) 豊かで持続可能な環境をつくる

- ① ゼロカーボンシティの実現
- ② 豊かな自然環境との共生
- ③ 循環型社会の形成
- ④ 地域協働による環境づくりの推進
- ⑤ 快適で質の高い生活環境の保全

4
P69~

【安全安心】

安全なまちで 安心して「暮らしたい」

(1) 災害に強いまちをつくる

- ① 防災体制の充実・強化
- ② 市街地の土砂災害・地震対策
- ③ 市街地の浸水対策

(3) 安心して暮らせる消防体制をつくる

- ① 火災予防体制の充実・強化
- ② 消防体制の充実・強化
- ③ 救急体制の充実・強化

(2) 安全に暮らせる地域づくりを支える

- ① 地域防災力の向上
- ② 地域安全活動の推進

5
P77~

【生活基盤】

いつも心地よく 便利に「暮らしたい」

(1) 快適さを感じる都市空間をつくる

- ① 集約型都市構造の形成
- ② 移動の円滑化

(3) 便利で暮らしやすい住環境をつくる

- ① 生活基盤施設の保全
- ② 生活道路の整備
- ③ 快適な住まいづくりの促進

(2) 暮らし心地を高める都市基盤をつくる

- ① 計画的な都市施設の整備
- ② 公園の充実

(3) ずっと暮らし続けられる行財政基盤をつくる

- ① 財政基盤の安定化
- ② 公共施設の適切な管理
- ③ 公有財産の有効活用
- ④ 持続可能性を高める職員づくり・組織づくり

基本目標 1

【福祉・子育て・健康】

ともに支えあい 健やかに
「暮らしたい」



基本施策

ページ

- | | |
|------------------------|----|
| (1) まち全体で支えあえる体制をつくる | 44 |
| (2) こども・若者の成長を支える | 46 |
| (3) 健やかに暮らし続けられる環境をつくる | 48 |

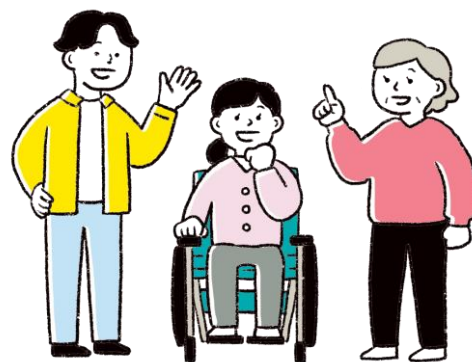
基本施策（1）

まち全体で支えあえる体制をつくる

基本施策の目的と方向性

住民の抱える生活課題は、年齢・性別・国籍などの属性や、生活困窮・障がい・介護・家族構成などの状況によって異なります。誰もが安心して相談でき、心安らげる場所を確保するため、住民・行政・関係機関が協働して、包括的な支援体制を構築します。

誰もが社会参加でき、住み慣れた地域で自分らしく心豊かに暮らせる環境づくりを推進します。



<単位施策一覧>

- ① 全世代に対する相談支援・生活支援の充実と居場所づくり
- ② 高齢者福祉の充実
- ③ 障がい者福祉の充実

単位施策の方向性

① 全世代に対する相談支援・生活支援の充実と居場所づくり

- 住民や地域が抱える複雑・複合化した課題に対し、高齢者・子ども・障がい者・生活困窮者など、各分野がもつ支援体制を相互に連携させることで、包括的に支援できる体制を構築します。
- 相談支援関係機関と町が相互に支援内容等を共有することで、住民からの相談に適切に対応し、必要な支援に繋がられる環境を整備します。

< 単位施策指標 >

- 相談から支援に繋がった人の割合

現状値(R6)	中間目標値(R12)	最終目標値(R17)
91.6%	100%	100%

② 高齢者福祉の充実

- 高齢者ができるだけ住み慣れた地域で自立した生活を送り、いつまでも元気に暮らせるよう、介護予防の充実を図ります。
- 高齢者がさまざまな分野で生きがいを感じられるよう、高齢者の社会参加や元気づくりにつながる取組を支援します。

< 単位施策指標 >

- 地域活動等に自主的に参加する高齢者の割合

現状値(R6)	中間目標値(R12)	最終目標値(R17)
30.9%	45.0%	50.0%

③ 障がい者福祉の充実

- 障がい者とその家族が住み慣れた地域で暮らし続けられるよう、各種福祉サービスの充実を図ります。
- 障がい者が地域の中で自分らしく社会参加できるよう、外出支援の充実を図ります。

< 単位施策指標 >

- 外出や余暇活動等により社会参加をする障がい者の人数

現状値(R6)	中間目標値(R12)	最終目標値(R17)
153人	168人	176人

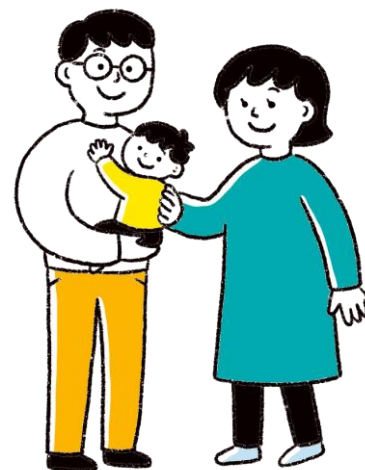
まち全体で支えあえる体制をつくる

基本施策（2）

こども・若者の成長を支える

基本施策の目的と方向性

こども・若者や子育て家庭などに対して、それぞれのライフステージに応じた支援を切れ目なく提供することで、さまざまな背景をもつこども・若者が心身ともに健やかに成長し、主体的に活躍できる「こどもまんなか」の環境づくりを推進します。



<単位施策一覧>

- ① こども・若者の健やかな成長を支える環境づくり
- ② 子育て家庭を支える環境づくり

単位施策の方向性

① こども・若者の健やかな成長を支える環境づくり

- ネウボラセンターによる情報提供や困りごとの聴き取りなど、子育て家庭やこども・若者に対して行政から働きかけを行い、困難を抱えるこども・若者を早期に発見し、支援できる環境づくりを推進します。
- 支援が必要なこども・若者・子育て当事者に対して、こども家庭センターが一体的な相談支援を行い、さまざまな分野の支援内容を組み合わせた「サポートプラン」を作成することで、個別の課題に応じた支援体制を構築します。

< 単位施策指標 >

- この地域で今後も子育てをしていきたい人の割合

現状値(R6)	中間目標値(R12)	最終目標値(R17)
98.4%	99.0%	99.5%

こども・若者の成長を支える

② 子育て家庭を支える環境づくり

- 仕事と子育ての両立など、多様な生活スタイルの子育て家庭を支援し、すべての子どもたちが心身ともに健やかに暮らせる環境づくりを推進します。

< 単位施策指標 >

- 通園により家庭以外と関わりをもつ未就学児の割合

現状値(R6)	中間目標値(R12)	最終目標値(R17)
45.2%	47.7%	47.7%



マタニティ教室



1歳6か月検診

基本施策（3）

健やかに暮らし続けられる 環境をつくる

基本施策の目的と方向性

生涯において、健やかに生活を送れるよう、住民の健康意識の向上と地域での自主的な健康づくりを推進します。



<単位施策一覧>

- ① ライフステージに応じた健康づくり

単位施策の方向性

① ライフステージに応じた健康づくり

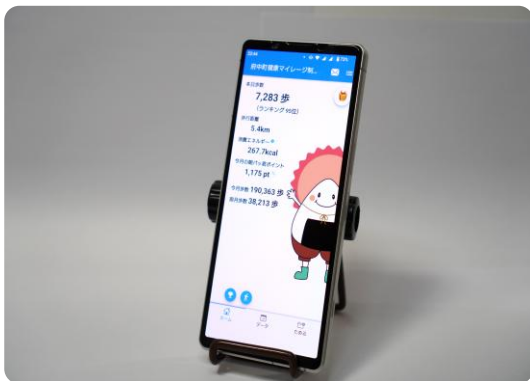
- 住民の健康づくりのきっかけとなるよう、イベント等での健康啓発に係る取組を充実させるとともに、地域での自主的な健康づくりの機会を提供します。
- 乳児期から高齢期までの各世代の健康課題に応じた健康診査や予防接種を実施することで、疾病の早期発見や予防を推進します。

< 単位施策指標 >

- 健康づくりへの参加人数

現状値(R6)	中間目標値(R12)	最終目標値(R17)
2,251 人	3,300 人	4,300 人

健やかに暮らし続けられる環境をつくる

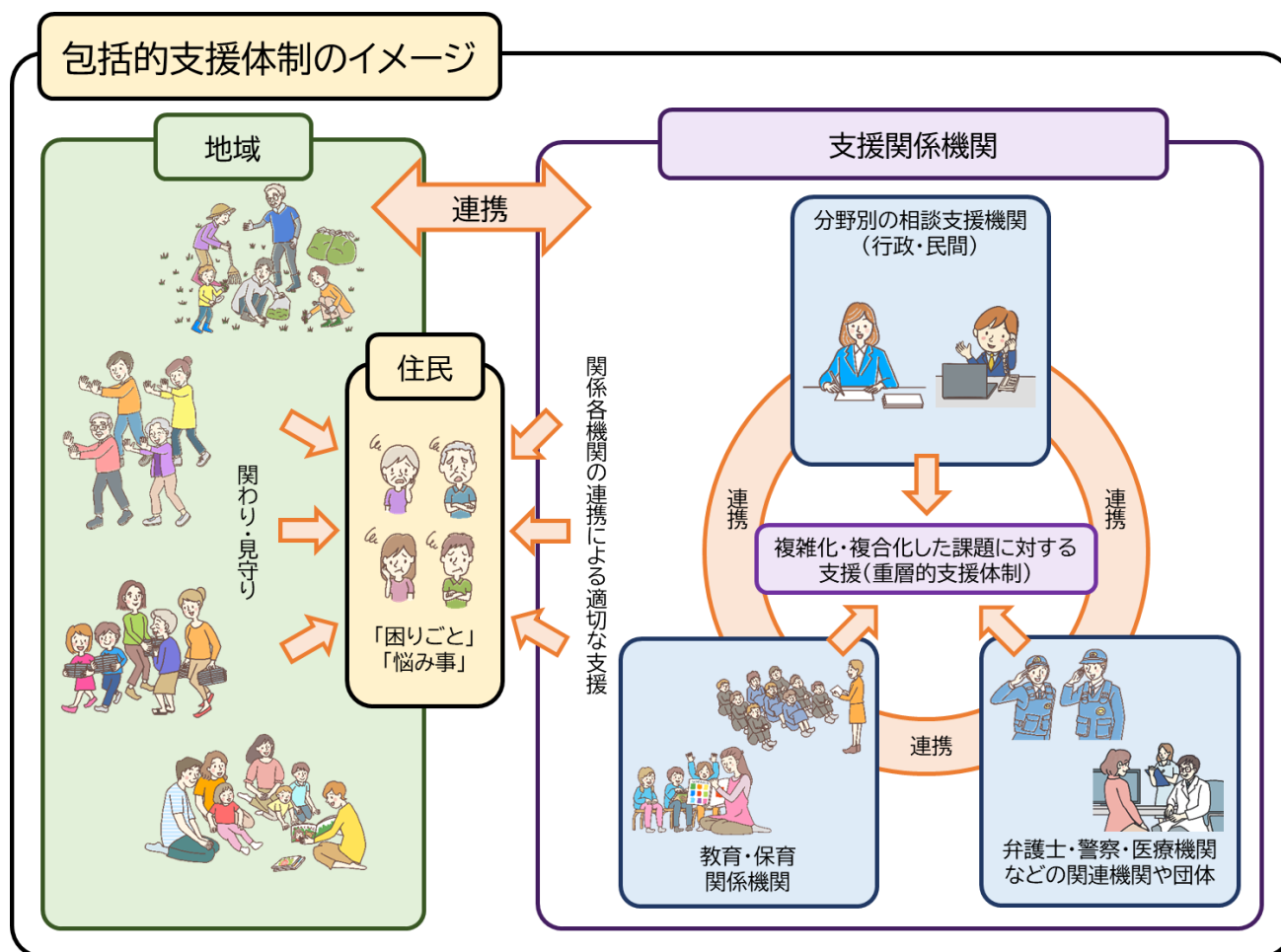


健康マイレージアプリ



健康応援団長「朝パツ君」

■ 包括的支援体制（重層的支援体制）のイメージ図



自立応援センター(通称:くらフレ)



福寿館(右側)とマエダハウジング府中町ふれあい福祉センター(左側)

基本目標 2

【教育・文化】

ともに学び 今も未来も幸せに
「暮らしたい」



基本施策

ページ

- | | |
|--------------------------|----|
| (1) 「生きる力」を育む学校をつくる | 52 |
| (2) 生涯を通じ学び続けられる環境をつくる | 54 |
| (3) 学校を中心としたコミュニティの輪を広げる | 56 |
| (4) まちの文化財を次世代へつなげる | 58 |
| (5) 安心して学びあえる教育環境をつくる | 60 |

基本施策（1）

「生きる力」を育む学校をつくる

基本施策の目的と方向性

次世代を担う子どもたちが、誰一人取り残されず、その持っている可能性の伸長を目指し、新しい時代に求められる資質・能力が身に付くよう、また、豊かな情操や自己肯定感、他者への思いやりを養うことができるよう、学校教育の充実に取り組むことで、未来の社会の創り手となり得る人材を育成します。



<単位施策一覧>

- ① 「確かな学力」の育成
- ② 「豊かな心」と「健やかな体」の育成

単位施策の方向性

① 「確かな学力」の育成

- 教職員の能力向上やデジタル技術の活用をはじめとした教育の質の向上と、学習上の困難に応じた支援の充実を図ることで、自分らしく学び、ともに高め合う学びを推進します。
- 児童生徒が日常的に外国語に触れる機会を確保することで、外国語によるコミュニケーション能力向上を図ります。
- 幼児教育、小学校教育、中学校教育が連携・接続することで、児童生徒の発達段階に応じたつながりのある学びを推進します。

< 単位施策指標 >

- 勉強が好きと答える児童生徒の割合

現状値(R6)	中間目標値(R12)	最終目標値(R17)
小学校 64.9%	県平均以上	県平均以上
中学校 65.3%		

② 「豊かな心」と「健やかな体」の育成

- さまざまな活動に主体的に取り組み、互いの良さや可能性を発揮しながら、夢や目標を実現するための力を育成します。
- 外部専門家による指導など学校体育の充実を通じて、体を動かすことが好きな児童生徒を育成します。

< 単位施策指標 >

- 将来の夢や目標を持っていると答える児童生徒の割合

現状値(R6)	中間目標値(R12)	最終目標値(R17)
小学校 85.5%	県平均以上	県平均以上
中学校 68.9%		



一人一台端末による授業の様子



小学校での外国語授業の様子

基本施策（2）

生涯を通じ学び続けられる 環境をつくる

基本施策の目的と方向性

人生100年時代を迎える中、すべての人々が 主体的に学び、学んだことを教え合い、その成果を地域に還元することにより、地域のウェルビーイングの向上につながるよう、文化や芸術、スポーツ等にいつでも身近に触れ、親しみ、生涯を通じて学び続けることができる生涯学習を推進します。



<単位施策一覧>

- ① 生活に彩りを添える学びの環境づくり
- ② スポーツに親しむ環境づくり

単位施策の方向性

① 生活に彩りを添える学びの環境づくり

- 住民の交流や学習の拠点である公民館において、施設の貸し出しなどにより地域での自主的な活動を支援し、講座やイベントの開催により活動の成果を地域へ還元します。
- 住民の学習・読書意欲に応えるため、町立図書館において、利用者ニーズに合わせた資料の充実と、利便性の向上を図ります。
- 住民の家庭教育を支援するため、町内で家庭教育講座などを開催する担い手の養成を推進します。
- 町内で芸術・文化活動を行う団体に対して、発表機会の提供や活動の支援を行うことで、芸術・文化活動を推進します。
- 芸術・文化イベントの開催等、各分野の専門家の知見を取り入れながら、住民が芸術や文化に触れ合える機会を創出します。

< 単位施策指標 >

○ 公民館・図書館利用者数

現状値(R6)	中間目標値(R12)	最終目標値(R17)
120,284 人	125,400 人	130,000 人

生涯を通じ学び続けられる環境をつくる

② スポーツに親しむ環境づくり

- 住民・学校・地域団体のつながりを構築するとともに、スポーツ団体やプロスポーツチームとの連携を強化することで、地域スポーツの活性化と愛着の醸成を図ります。
- 誰もが楽しめるスポーツの普及などにより、性別や年齢、障がいの有無、国籍などを問わず誰もがスポーツに親しみ続けられる環境を構築します。
- 社会体育施設を適切に管理し有効活用していくことで、誰もがスポーツを身近に楽しめる環境づくりを推進します。

< 単位施策指標 >

○ 体育施設利用者数

現状値(R6)	中間目標値(R12)	最終目標値(R17)
449,338 人	450,000 人	451,000 人

基本施策（3）

学校を中心とした コミュニティの輪を広げる

基本施策の目的と方向性

学校・家庭・地域が連携・協働することで、子どもたちの学びの場である学校を中心に、地域でつながり、関わり、協力し、共感し、成長するというコミュニティの循環を生み出し、人とまち全体のウェルビーイングの実現を図ります。



<単位施策一覧>

- ① コミュニティ・スクールと地域学校協働活動の一体的推進

単位施策の方向性

① コミュニティ・スクールと地域学校協働活動の一体的推進

- 研修会への参加などを通じて、コミュニティ・スクールと地域学校協働活動の担い手がお互いに理解を深めることで、取組の一体的な推進を図ります。
- 幅広い層の地域住民の参画を得て、学校・家庭・地域が連携・協働した学校づくり・地域づくりを推進します。

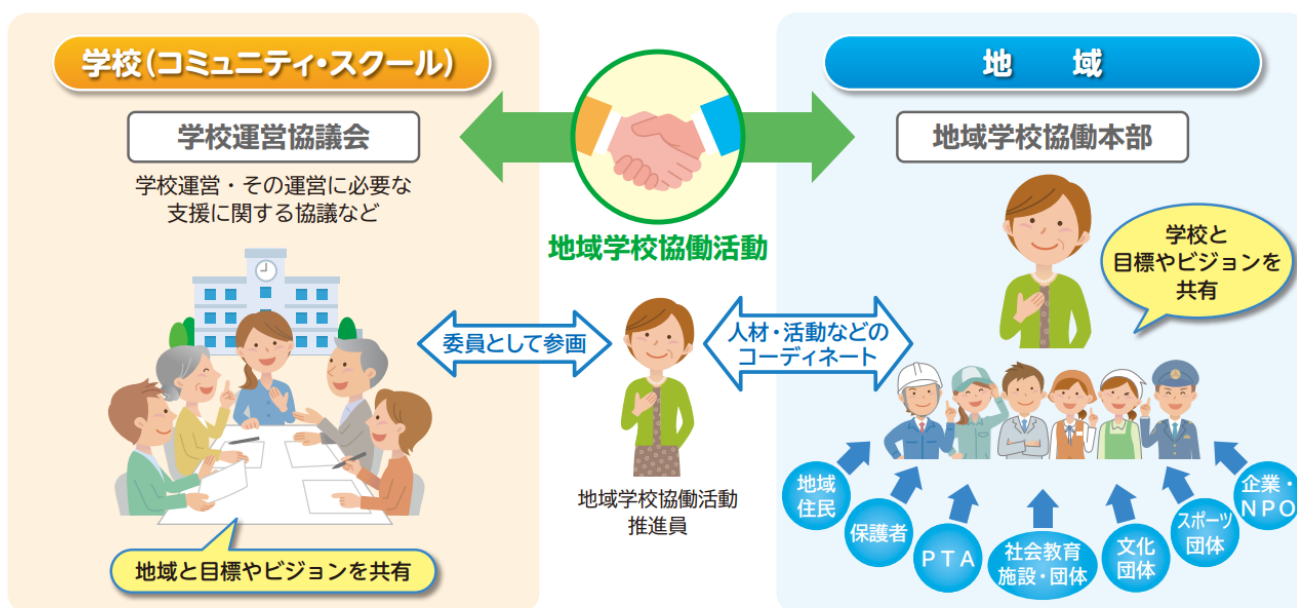
< 単位施策指標 >

- 自分の住んでいる地域のこと好きと答える児童生徒の割合

現状値(R6)	中間目標値(R12)	最終目標値(R17)
小学校 96.2%	県平均以上	県平均以上
中学校 89.3%		

学校を中心としたコミュニティの輪を広げる

■ コミュニティ・スクールと地域学校協働活動の関係性



出典:文部科学省パンフレット「これからの学校と地域 コミュニティ・スクールと地域学校協働活動」

基本施策（4）

まちの文化財を次世代へつなげる

基本施策の目的と方向性

「ふちゅうの宝」である文化財、特には国の史跡指定を受けた「下岡田官衙遺跡」について、保存に係る最適な取組を実行するとともに、本史跡に親しみ学ぶ場の提供を図り、人々が集うことでふるさとへの誇りと愛着を育み、次世代へ継承します。



<単位施策一覧>

- ① 歴史を身近に感じる機会の創出と文化財の適切な保存・活用

単位施策の方向性

① 歴史を身近に感じる機会の創出と文化財の適切な保存・活用

- 歴史や文化に関する企画展や講座などを開催することで、住民が歴史や文化に気軽に触れ、親しみ学ぶ場を提供します。
- 下岡田官衙遺跡の遺跡調査を継続して行うとともに、整備・活用に関する計画策定を進め、遺跡の保存と活用を推進します。
- ふちゅうの歴史や民俗に関する町内文化財を適切な方法で保存し、後世に継承します。

< 単位施策指標 >

- 歴史・文化財に関する啓発活動回数

現状値(R6)	中間目標値(R12)	最終目標値(R17)
23回	33回	38回

まちの文化財を次世代へつなげる



下岡田官衙遺跡発掘時の状況



多家神社宝蔵(広島県重要文化財)



道隆寺の本尊薬師如来坐像(広島県重要文化財)



山田十二神祇

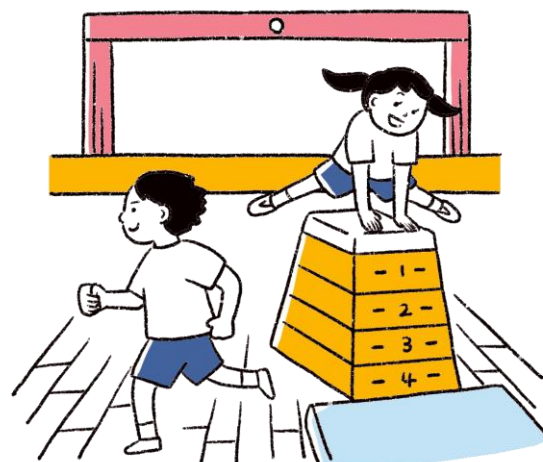
基本施策（5）

安心して学びあえる教育環境をつくる

基本施策の目的と方向性

子どもたちが学び生活する場である学校施設の計画的な改修と、地域の生涯学習拠点となる社会教育施設の整備を行うことで、安全・安心な教育環境を整えるとともに、脱炭素化やバリアフリー化を推進します。

よりよい学校教育の実現に向けて、多様な教育ニーズに応じた教育支援体制の充実を図るとともに、教職員の「働きやすさ」と「働きがい」が両立できる環境づくりを推進します。



<単位施策一覧>

- ① 教育施設・設備の整備
- ② 教育体制の充実

単位施策の方向性

① 教育施設・設備の整備

- 学校施設の計画的な修繕・改修や予防保全的な維持管理を行うとともに、空調の設置やバリアフリー化を進め、児童生徒が快適な学校生活を送ることができる環境を整備します。
- 社会教育施設を計画的に整備し、住民が安心して集い、学ぶことができる環境を提供します。

< 単位施策指標 >

○ 整備件数(累計)

現状値(R6)	中間目標値(R12)	最終目標値(R17)
—	9件	※

※施設の老朽化状況等を踏まえ、中間見直しにおいて設定

② 教育体制の充実

- スクールカウンセラー等の配置や教育支援センターの体制整備により、児童生徒一人ひとりを大切にする教育を充実します。
- 学校業務の効率化など執務環境の改善に取り組み、教職員の「働きやすさ」と「働きがい」の両立を推進します。

< 単位施策指標 >

○ 学校に行くのは楽しいと答える児童生徒の割合

現状値(R6)	中間目標値(R12)	最終目標値(R17)
小学校 89.6%	県平均以上	県平均以上
中学校 90.7%		



エレベーター(府中東小学校)



部活動指導員による部活動指導の様子



府中公民館



歴史民俗資料館(府中公民館内)



府中南公民館



府中南公民館
(基本設計における改築イメージ図)



生涯学習センターくすのきプラザ



町立図書館

基本目標 3

【地域・環境】

つながりを深め 豊かに 「暮らしたい」



基本施策

ページ

(1) 地域のさまざまなつながりを支える

64

(2) 豊かで持続可能な環境をつくる

66

基本施策（1）

地域のさまざまなつながりを支える

基本施策の目的と方向性

誰もが互いに人権を尊重し、地域の中で豊かに暮らせるよう、地域における人と人との関わり方の変化を踏まえつつ、住民・事業者・行政が相互に連携・協働できる仕組みを構築し、地域全体の活性化を図ります。



<単位施策一覧>

- ① 地域コミュニティの活性化
- ② 商工業の活性化
- ③ 人権の尊重と男女共同参画社会の推進

単位施策の方向性

① 地域コミュニティの活性化

- 地域住民の交流・活動・コミュニティの場を提供するとともに、住民・行政の連携による地域課題の解決と活性化を推進します。
- 町内会のイベント開催や加入促進などを支援することで、住民の自主性を尊重しつつ、地域と行政の連携を推進します。

< 単位施策指標 >

- 町内会加入促進のイベント満足度

現状値(R6)	中間目標値(R12)	最終目標値(R17)
—	85%	90%

② 商工業の活性化

- デジタルマップなどによる情報発信やイベントの開催を通じて、地元企業や商工会・観光協会などの関係団体が連携することで、地域での一体的な活性化を図ります。
- 事業者支援などを通じて、地元中小企業の活性化を図ります。
- 地域の活力につながる企業の誘致について調査研究します。

< 単位施策指標 >

- 町内事業者のイベント出展件数

現状値(R6)	中間目標値(R12)	最終目標値(R17)
25 件	31 件	36 件

③ 人権の尊重と男女共同参画社会の推進

- ヒューマンフェスタなどのイベント等を通じて人権意識の普及・啓発を行い、住民の人権意識を高めることで、一人ひとりの人権が尊重されるまちづくりを推進します。
- 講演会などのイベント等での普及・啓発活動を通じて、性別に関わりなく、一人ひとりの個性を尊重し、個人の能力を十分に発揮できる男女共同参画社会の実現を目指します。

< 単位施策指標 >

- 啓発活動の参加者数

現状値(R6)	中間目標値(R12)	最終目標値(R17)
7,265 人	7,800 人	7,800 人

地域のさまざまなつながりを支える

基本施策（2）

豊かで持続可能な環境をつくる

基本施策の目的と方向性

人々の生活、地域経済、まちの自然、それぞれが支えあいバランスを保ちながら共生し、美しく恵み豊かな環境を次世代に継承します。



<単位施策一覧>

- ① ゼロカーボンシティの実現
- ② 豊かな自然環境との共生
- ③ 循環型社会の形成
- ④ 地域協働による環境づくりの推進
- ⑤ 快適で質の高い生活環境の保全

単位施策の方向性

① ゼロカーボンシティの実現

- 住民や事業者が行う省エネルギー対策や再生可能エネルギーの導入を支援することで、温室効果ガス排出量の削減に向けた取組を推進します。
- 町の事務事業に伴う温室効果ガス排出量の削減のため、公共施設の省エネルギー性能の向上を図ります。

< 単位施策指標 >

- 温室効果ガス排出量削減率

現状値	中間目標値(R12)	最終目標値(R17)
22.6%(R4)	46.0%	60.0%

② 豊かな自然環境との共生

- 土砂災害の防止や二酸化炭素の吸収といった森林がもつ公益的機能を維持・保全するため、森林整備と適正管理により、森林の再生を図ります。
- 自然にふれあう憩いの場として、水分峡森林公園の安全で快適な公園利用を推進します。

< 単位施策指標 >

- 水分峡森林公園来園者数

現状値(R6)	中間目標値(R12)	最終目標値(R17)
83,694 人	87,000 人	90,000 人

③ 循環型社会の形成

- 住民・事業者・行政の協働のもと、分別・リサイクルを進めることで、ごみの大幅な減量化を推進します。
- 誰もがごみのことで困らない、住みよいまちに向けて、持続可能で安定したごみの収集・運搬・処理体制を構築します。

< 単位施策指標 >

- 一人一日あたりのごみの排出量

現状値(R6)	中間目標値(R12)	最終目標値(R17)
736g	716g	702g

④ 地域協働による環境づくりの推進

- まちの清掃・美化活動など、地域での環境保全活動を促進することで、美しいまちなみを形成します。
- 環境教育や環境学習を充実させ、取組の輪を広げることで、環境活動の活性化を図ります。

< 単位施策指標 >

- 環境ボランティアの団体数

現状値(R6)	中間目標値(R12)	最終目標値(R17)
20 団体	25 団体	30 団体

⑤ 快適で質の高い生活環境の保全

- 大気・水質等の状況を継続的に把握し、生活環境の悪化を未然に防止します。
- 公共下水道を整備し、維持管理していくことで、生活環境の向上と公共用水域の水質保全を図ります。
- 関係機関と連携し、安全で安定した水の供給を確保します。

< 単位施策指標 >

- 水洗化率

現状値(R6)	中間目標値(R12)	最終目標値(R17)
94.8%	96.0%	97.0%



住民の環境美化活動



水分峡森林公園(管理棟)

基本目標 4

【安全安心】

安全なまちで 安心して 「暮らしたい」



基本施策

ページ

- | | |
|----------------------|----|
| (1) 災害に強いまちをつくる | 70 |
| (2) 安全に暮らせる地域づくりを支える | 72 |
| (3) 安心して暮らせる消防体制をつくる | 74 |

基本施策（1）

災害に強いまちをつくる

基本施策の目的と方向性

大規模自然災害に備え、防災対策を着実に講じることで、災害の発生を抑制するとともに、災害発生後の被害が最小限となるよう、災害に強いまちづくりを推進します。



<単位施策一覧>

- ① 防災体制の充実・強化
- ② 市街地の土砂災害・地震対策
- ③ 市街地の浸水対策

単位施策の方向性

① 防災体制の充実・強化

- 近年の災害で得られた知見を踏まえ、備蓄物資の改善・充実を進め、防災力の一層の向上を図ります。
- 避難施設の機能強化を図り、住民が安心して避難できる環境を提供します。

< 単位施策指標 >

- 備蓄品の計画数量に対する充足率

現状値(R6)	中間目標値(R12)	最終目標値(R17)
—	90.9%	100%

② 市街地の土砂災害・地震対策

- 家屋・宅地等への災害対策を支援することで、災害発生時の被害低減と二次被害の防止を推進します。
- 地域の協力を得ながら、住家への被害が想定される急傾斜地への対策を進め、災害を未然に防止します。
- 事前防災対策である砂防堰堤などの土砂災害防止施設について、県と連携を図り、着実に整備を推進します。

< 単位施策指標 >

- 災害対策を実施した箇所数(累計)

現状値(R6)	中間目標値(R12)	最終目標値(R17)
—	8 箇所	10 箇所

③ 市街地の浸水対策

- 雨水排水施設を適切に管理し、健全性を保つことで、市街地を浸水被害から守ります。
- 防災重点ため池を適切に管理することで、豪雨や地震時におけるため池の決壊等を防止します。
- 一級河川について、管理者である県と連携を図り、河川改修や浚渫などの氾濫防止対策を推進します。

< 単位施策指標 >

- 浸水被害対象家屋数

現状値(R6)	中間目標値(R12)	最終目標値(R17)
0 戸	0 戸	0 戸

基本施策（2）

安全に暮らせる地域づくりを支える

基本施策の目的と方向性

住民・関係団体・事業者・行政が連携し、常日頃から顔の見える関係を構築することで、自助・共助・公助による安全安心な地域づくりを推進します。



< 単位施策一覧 >

- ① 地域防災力の向上
- ② 地域安全活動の推進

単位施策の方向性

① 地域防災力の向上

- 自主防災組織の活動や防災士などの担い手育成を支援することで、地域における防災活動の充実を図ります。
- 自主防災組織や防災士と行政が連携し、防災意識の啓発や訓練を実施することで、住民の防災・減災に関する知識の向上を図ります。

< 単位施策指標 >

- 防災士と連携して実施する活動回数(累計)

現状値(R6)	中間目標値(R12)	最終目標値(R17)
—	25回	50回

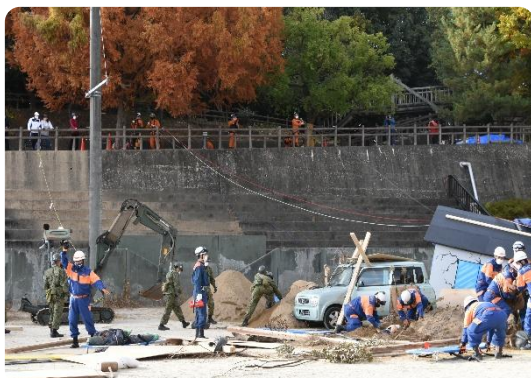
② 地域安全活動の推進

- 交通安全対策や防犯対策を住民・関係団体・行政が連携して推進することで、事故や犯罪を未然に防ぐ地域づくりを推進します。
- 安全で安心な消費生活を実現するため、地域での見守りネットワークづくりや啓発活動をはじめとした消費者行政を推進します。

< 単位施策指標 >

- 啓発活動参加者数

現状値(R6)	中間目標値(R12)	最終目標値(R17)
397人	490人	560人



総合防災訓練(空城山公園)



登下校の見守り活動

基本施策（3）

安心して暮らせる消防体制をつくる

基本施策の目的と方向性

災害の激甚化や救急需要の増加など、社会の変化に対応した消防・救急体制を構築するとともに、地域と連携して地域全体の火災予防体制と救急対応能力を強化することで、住民が安心して暮らせるまちづくりを推進します。



< 単位施策一覧 >

- ① 火災予防体制の充実・強化
- ② 消防体制の充実・強化
- ③ 救急体制の充実・強化

単位施策の方向性

① 火災予防体制の充実・強化

- 出前講座などを通じて、住民の防火意識を向上させるとともに、地域での火災予防を推進します。
- 子どもたちへの防火教育などを通じて、未来の防火防災を支える人材育成を図ります。

< 単位施策指標 >

- 防火に関する啓発人数

現状値(R6)	中間目標値(R12)	最終目標値(R17)
13,000 人	20,000 人	25,000 人

② 消防体制の充実・強化

- 消防・防災活動に必要な施設や設備を計画的に整備することで、消防・防災力の充実・強化を図ります。
- 複雑化・多様化する火災や災害に適切に対処するため、消防隊員のさらなる専門知識や技術の習得を推進します。
- 消防団が将来にわたって地域防災力の中核として役割を發揮できるよう、装備の充実や団員の確保などを推進します。

< 単位施策指標 >

- 消防隊員の訓練回数(累計)

現状値(R6)	中間目標値(R12)	最終目標値(R17)
—	250 回	500 回

③ 救急体制の充実・強化

- 救急救命士を育成・確保することで、救急体制の充実・強化を図ります。
- 住民への救急講習やAEDの普及啓発等を通じて、救急搬送者の救命率と住民の救急対応能力の向上を図ります。

< 単位施策指標 >

- 救急救命士2名以上搭乗率

現状値(R6)	中間目標値(R12)	最終目標値(R17)
74%	75%以上	75%以上

■ 防災重点ため池、河川、砂防堰堤



水分大堰堤



砂防堰堤(みくまり一丁目)



砂防堰堤(八幡四丁目)



榎川(河川改修の様子)



凡例

- 防災重点ため池
- 砂防堰堤
- 市街化区域
- 市街化調整区域

府中町 Web
ハザードマップ

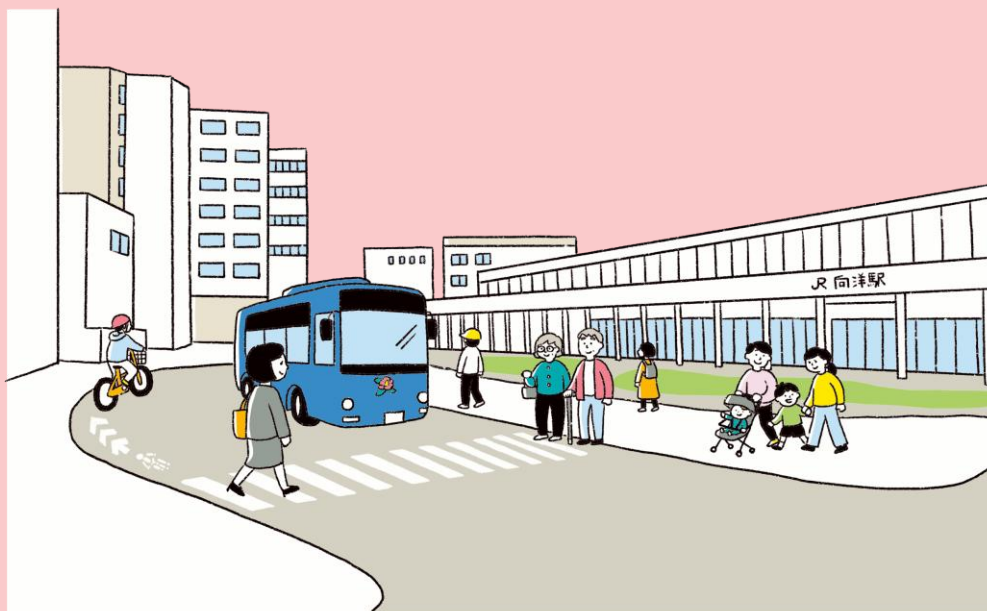
土砂災害、河川氾濫
などの各種ハザード
情報や避難情報など
の情報を確認するこ
とができます。



基本目標 5

【生活基盤】

いつも心地よく 便利に
「暮らしたい」



基本施策

ページ

(1) 快適さを感じる都市空間をつくる

78

(2) 暮らし心地を高める都市基盤をつくる

80

(3) 便利で暮らしやすい住環境をつくる

82

基本施策（1）

快適さを感じる都市空間をつくる

基本施策の目的と方向性

まちの特徴であるコンパクトさと交通ネットワークの利便性を将来にわたって持続させ、誰もが快適で暮らしやすい都市空間を形成します。



<単位施策一覧>

- ① 集約型都市構造の形成
- ② 移動の円滑化

単位施策の方向性

① 集約型都市構造の形成

- 人口減少社会においても持続可能なまちづくりを推進するため、計画的な土地利用の誘導や都市機能の集積を図り、コンパクトシティの成熟を図ります。

< 単位施策指標 >

- 居住誘導区域内の人口密度

現状値(R6)	中間目標値(R12)	最終目標値(R17)
93.3 人/ha	90.0 人/ha 以上	90.0 人/ha 以上

② 移動の円滑化

- 交通事業者と地域・行政が連携し、持続可能な地域公共交通ネットワークの形成を目指します。
- 歩行者や自転車が快適で安全に通行できる、誰もが移動しやすい都市空間を創出します。

< 単位施策指標 >

- 交通結節拠点におけるつばきバス乗降者数

現状値(R6)	中間目標値(R12)	最終目標値(R17)
50,000 人	62,000 人	70,000 人



都市計画審議会の様子



つばきバス(小学校での出前講座の様子)

基本施策（2）

暮らし心地を高める都市基盤をつくる

基本施策の目的と方向性

魅力ある都市施設を計画的に整備し、豊かな暮らし心地が実感できるまちなみを形成します。



<単位施策一覧>

- ① 計画的な都市施設の整備
- ② 公園の充実

単位施策の方向性

① 計画的な都市施設の整備

- 都市計画道路を計画的に整備することで、便利で安全な道路交通網の形成を図ります。
- JR向洋駅周辺において、道路や宅地を計画的に整備し、「ふちゅうの南の玄関口」として魅力と賑わいあふれる都市空間を創出します。

< 単位施策指標 >

- 府中町が施行する都市計画事業の整備面積（累計）

現状値(R6)	中間目標値(R12)	最終目標値(R17)
—	1.7ha	5.5ha

② 公園の充実

- WACTORY パーク揚倉山(揚倉山健康運動公園)とチェリーゴード空城パーク(空城山公園)について、ニーズに即した再整備を行い、誰もが楽しむことができる、賑わいや憩いの空間を創出します。
- 都市公園の整備や公共空地等の有効活用などにより、地域住民の新たな「集いの場」を創出します。

< 単位施策指標 >

- 新設・大規模改修した公園・広場の累計箇所数（累計）

現状値(R6)	中間目標値(R12)	最終目標値(R17)
—	2箇所	4箇所



向洋駅北口付近の様子(令和8年1月)



WACTORY パーク揚倉山(左側:上段、右側:下段)

基本施策（3）

便利で暮らしやすい住環境をつくる

基本施策の目的と方向性

住民に身近な生活道路を計画的に整備・保全するとともに、快適な住まいづくりを促進し、良好な住環境の向上を図ります。



<単位施策一覧>

- ① 生活基盤施設の保全
- ② 生活道路の整備
- ③ 快適な住まいづくりの促進

単位施策の方向性

① 生活基盤施設の保全

- 道路や公園の改修や更新を計画的に行い、施設の長寿命化を図ります。
- トイレなど公園施設の更新時にバリアフリーを進め、さまざまな公園利用者が快適に過ごせる環境づくりを推進します。

< 単位施策指標 >

- 改修箇所数(累計)

現状値(R6)	中間目標値(R12)	最終目標値(R17)
—	25	※

※施設の老朽化状況等を踏まえ、中間見直しにおいて設定

② 生活道路の整備

- 身近な生活道路の環境を改善し、住民の安全な通行空間を確保するとともに、緊急車両の進入を可能にすることで、生活利便性と安全性、防災性の向上を図ります。

< 単位施策指標 >

- 拡幅整備を行った町道の延長(累計)

現状値(R6)	中間目標値(R12)	最終目標値(R17)
—	1,230m	1,890m

③ 快適な住まいづくりの促進

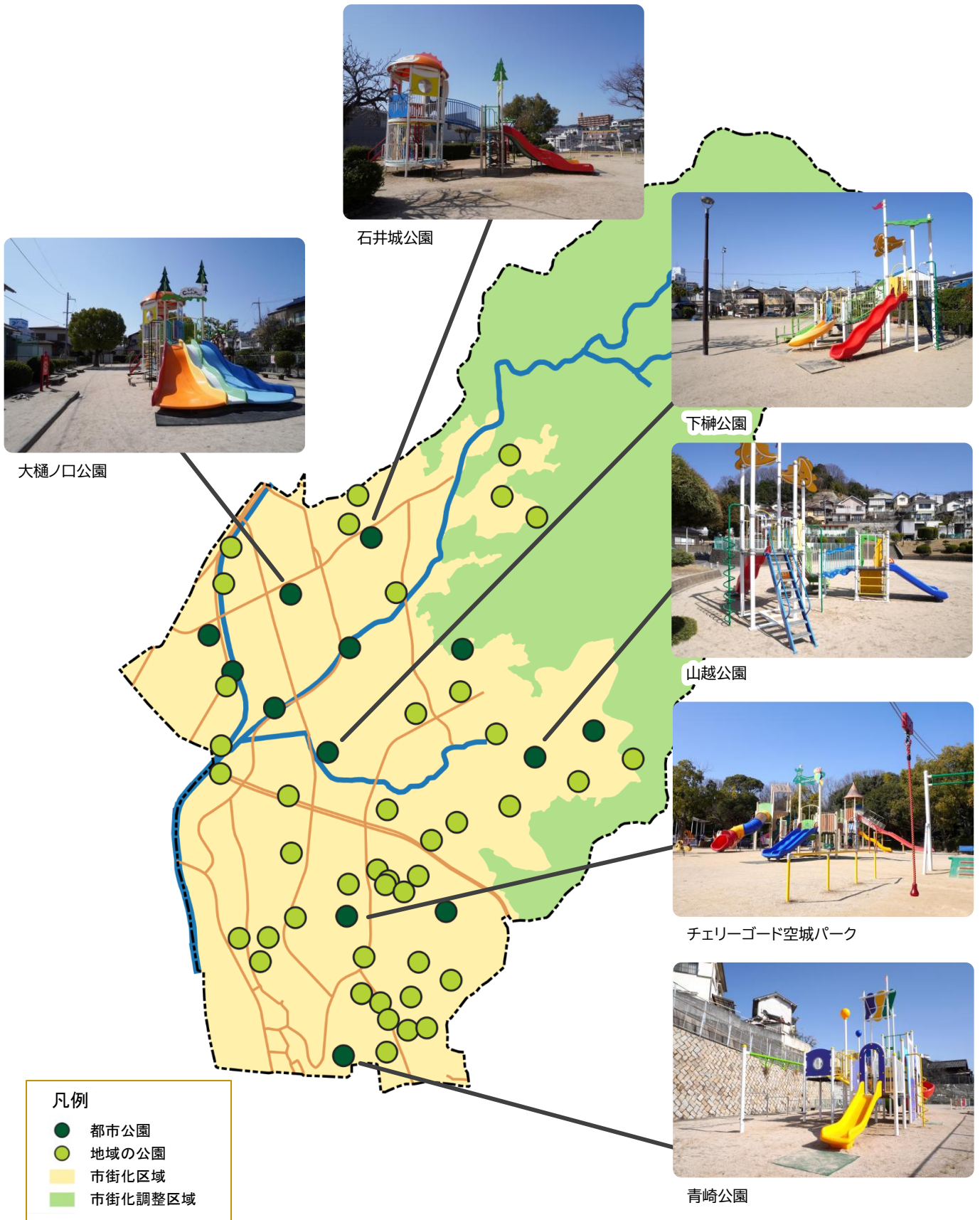
- 住宅改修等の支援を行い、良好な住環境の形成を図るとともに、老朽化した町営住宅の整備を行うことで、居住の安定を確保します。

< 単位施策指標 >

- 新設住宅の着工戸数(累計)

現状値(R6)	中間目標値(R12)	最終目標値(R17)
—	1,350 戸	2,700 戸

町内の都市公園・地域の公園



基本目標 6

【自治・行政】

みんなの「暮らしたい」を支える



基本施策

ページ

- | | |
|--------------------------|----|
| (1) 魅力的で暮らしたくなるまちをつくる | 86 |
| (2) 暮らしに寄り添える体制をつくる | 88 |
| (3) ずっと暮らし続けられる行財政基盤をつくる | 90 |

基本施策（1）

魅力的で暮らしたくなるまちをつくる

基本施策の目的と方向性

まちの特色を活かした独自性のある取組を推進し、まちの魅力を向上させることで、「暮らし続けたい」「戻ってきたい」「暮らしてみたい」と評価される地域ブランドの確立を推進します。

原爆被害を受けた自治体として、他自治体と協力しながら核兵器廃絶と恒久平和の実現を目指します。



<単位施策一覧>

- ① 地域ブランド力の向上と発信
- ② 平和行政の展開

単位施策の方向性

① 地域ブランド力の向上と発信

- 地域資源を活用し、まちの新たな魅力をつくり出すことで、郷土愛の醸成とまちの活性化を図ります。
- まちの魅力や情報などを幅広く発信していくことで、地域ブランド力を向上させ、移住人口や関係人口の増加を促進します。
- まちの都市的イメージを更に向上させ、継続的なまちの発展と活性化を促すため、当町の特色と将来を見据えた単独自治のあり方を検討します。

< 単位施策指標 >

- 府中町の認知度

現状値(R6)	中間目標値(R12)	最終目標値(R17)
62.4%	67.0%	69.5%

② 平和行政の展開

- 慰霊式平和祈念式の挙行や被爆の実相を発信し、次の世代とともに核兵器廃絶、恒久平和の実現を目指します。
- 非核宣言自治体等と連携し、世界に核兵器廃絶の気運を高める取組を進めるとともに住民意識の高揚を図ります。

< 単位施策指標 >

- 平和に関する情報発信回数(累計)

現状値(R6)	中間目標値(R12)	最終目標値(R17)
—	70回	140回



椿町ファミリー



原爆の碑

基本施策（2）

暮らしに寄り添える体制をつくる

基本施策の目的と方向性

さまざまな手法により行政サービスの質を高め、多様化する住民ニーズに対応することで、住民の暮らしに寄り添い続けられるまちづくりを推進します。



<単位施策一覧>

- ① 総合的なまちづくりの推進
- ② デジタルトランスフォーメーション（DX）による行政サービスの向上
- ③ 広報広聴の充実

単位施策の方向性

① 総合的なまちづくりの推進

- まちの将来像実現に向けて、中長期的な政策の方向性や目標を明確にすることで、適切で効果的な施策を推進します。
- 社会情勢や住民ニーズを把握し、適時適切に計画へ反映することで、住民一人ひとりに寄り添った施策の展開を図ります。
- 近隣自治体との広域連携を通じて、効率的で質の高い行政サービスを提供することで、圏域全体の基盤強化を図ります。
- 包括連携協定の締結など民間企業との連携を強化し、地域共創・官民連携の取組を推進します。

< 単位施策指標 >

- 全単位施策の平均進捗率

現状値(R6)	中間目標値(R12)	最終目標値(R17)
—	55.2%	100%

② デジタルトランスフォーメーション（DX）による行政サービスの向上

- 各種申請や届出等についてオンライン対応を進め、場所や時間の制約なく受付できる体制を整備します。
- オンラインでの手続きに関して、デジタル技術に精通していない人でも利用できるよう工夫することで、誰もが気軽に手続きできる環境を構築します。

< 単位施策指標 >

- 電子申請可能な手続き数

現状値(R6)	中間目標値(R12)	最終目標値(R17)
140 件	400 件	550 件

③ 広報広聴の充実

- 広報ふちゅうやホームページだけでなく、SNSをはじめとするさまざまな媒体を活用することで、住民・行政が双方向でまちの情報を発信できる体制を構築します。

< 単位施策指標 >

- SNS の合計登録者数

現状値(R6)	中間目標値(R12)	最終目標値(R17)
11,224 人	13,600 人	14,100 人

基本施策（3）

ずっと暮らし続けられる 行財政基盤をつくる

基本施策の目的と方向性

将来にわたってどんな「暮らしたい」もかなえられるよう、社会情勢や住民ニーズに的確に対応しつつ、次世代負担の軽減・平準化を考慮した行財政運営に努めます。

住民の暮らしを支え続けられるよう、人口減少などの社会情勢を見据え、職員の働き方の見直しや業務の効率化を推進するとともに、社会の変化に柔軟に対応できる職員の育成を図ります。



<単位施策一覧>

- ① 財政基盤の安定化
- ② 公共施設の適切な管理
- ③ 公有財産の有効活用
- ④ 持続可能性を高める職員づくり・組織づくり

単位施策の方向性

① 財政基盤の安定化

- 町税などの自主財源を安定的に確保するとともに、財政の健全化に不断に取り組むことにより、持続可能な財政基盤を構築します。

< 単位施策指標 >

- 町税収納率

現状値(R6)	中間目標値(R12)	最終目標値(R17)
99.2%	99.0%以上	99.0%以上

- ふるさと応援寄付金の確保

現状値(R6)	中間目標値(R12)	最終目標値(R17)
828 万円	1,000 万円以上	1,000 万円以上

② 公共施設の適切な管理

- 公共施設の定期的な点検を実施するとともに、効果的・効率的な予防保全改修を行うことにより、快適な施設利用を提供します。

< 単位施策指標 >

- 改修箇所数(累計)

現状値(R6)	中間目標値(R12)	最終目標値(R17)
—	27 箇所	※

※施設の老朽化状況等を踏まえ、中間見直しにおいて設定

③ 公有財産の有効活用

- 遊休地となっている公共空地の有効活用や、公共施設駐車場の有料化など、既存の公有財産による新たな価値の創出や自主財源の確保について検討します。

< 単位施策指標 >

- 公有財産の累計活用事例数

現状値(R6)	中間目標値(R12)	最終目標値(R17)
—	4 事例	8 事例

④ 持続可能性を高める職員づくり・組織づくり

- 安定した行政サービスを提供し続けるため、デジタル技術による業務効率化と持続可能な組織体制の構築を推進します。
- 社会の変化に柔軟に対応できる職員を育成するため、デジタル技術の活用をはじめとした、職員のスキルアップを推進します。

< 単位施策指標 >

- 庁内チャットツール利用割合

現状値(R6)	中間目標値(R12)	最終目標値(R17)
—	100%	100%



府中町役場



役場 2 階ロビーの様子

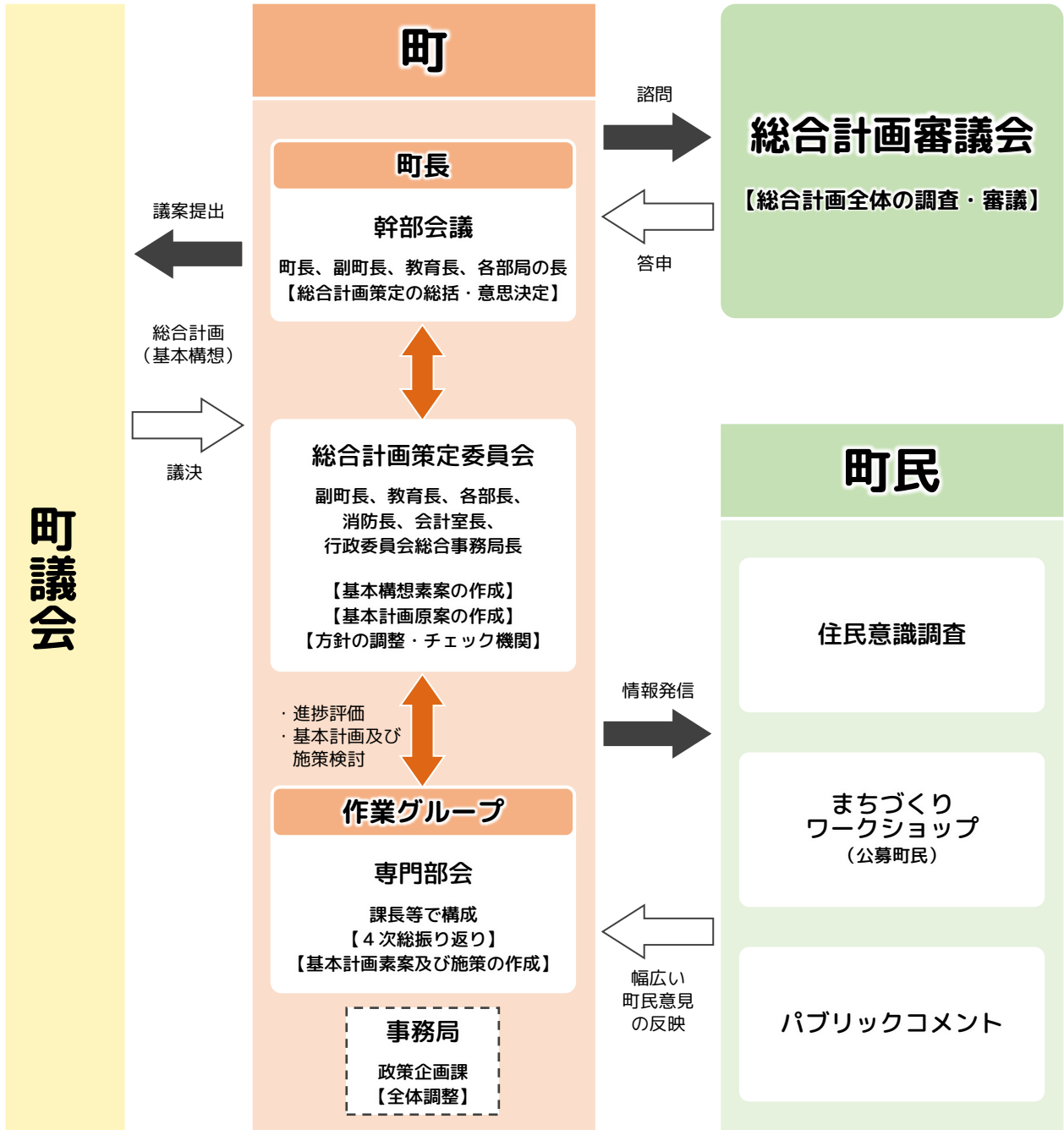
第 5 編

參考資料

1. 計画の策定体制と策定経緯

1.1 策定体制

基本構想及び基本計画(以下「基本構想等」という。)の策定に当たっては、次の体制で進めました。



(1) 庁内組織

① 幹部会議

ア 役割

総合計画の策定に関する業務の総括及び意思決定を行う。

イ 構成

府中町幹部会議規則(平成28年規則第23号)第2条のとおり

② 総合計画策定委員会

ア 役割

基本構想素案及び専門部会が示した基本計画素案について、審議及び調整を行い、幹部会議に付議する原案を作成する。

イ 構成

副町長(委員長)、教育長(副委員長)、各部長、消防長、会計室長、行政委員会総合事務局長

③ 専門部会

ア 役割

府中町第4次総合計画計上事業の検証、課題整理を行い、総合計画策定委員会に提案すべき基本計画素案を作成する。

イ 構成

課長の職にある職員及び課長から推薦された者

(2) 町民意向反映の体制

① 総合計画審議会

総合計画に関する必要な事項の調査及び審議を行うため、府中町総合計画審議会を設置する。

構成は、府中町総合計画策定条例(令和6年条例第28号)第7条のとおりとする。

② 町議会への報告

策定に係る進捗状況を全員協議会にて町議会議員へ報告を行い、その助言・意見を受けて、十分に町民意向を踏まえるとともに、基本構想案を議案として提出し、議決を求める。

③ 住民意識調査

ア 15歳以上の住民対象アンケート

住民基本台帳から無作為に抽出した15歳以上の町民を対象としたアンケート調査を実施する。

イ 町内事業者対象アンケート

町内の企業・事業者から無作為に対象者を抽出し、アンケート調査を実施する。

ウ 中学生対象アンケート

町立中学校の全生徒を対象としたアンケート調査を実施する。

④ まちづくりワークショップ

総合計画の策定段階から幅広く住民の意見を取り入れるため、住民参加型のワークショップを実施する。

⑤ パブリックコメント

総合計画の素案を公表し、広く住民等の意見を聴取するため、パブリックコメントを実施する。

1.2 策定経緯

年月日	内容	備考
【令和6年】		
9月9日	府中町第5次総合計画等策定業務の指名型プロポーザルの実施 ・受託者:株式会社ジャパンインターナショナル総合研究所	
11月21日～	アンケート調査の実施	3種類 ・住民意識調査:15歳以上の町内在住者 2,000人 ・事業者調査:町内事業者 350社 ・中学生調査:町立中学校全生徒 1,224人 回答期限:令和6年12月5日
12月9日	府中町総合計画策定条例の制定	
【令和7年】		
1月27日	府中町総合計画審議会委員委嘱	委員 14名 うち学識経験者2名 ・大東延幸 (広島工業大学環境土木工学科准教授) ・佐名田敬荘 (公益財団法人広島県建築士会会長)
2月14日	トップヒアリングの実施	町長、副町長、教育長 2月上旬～:事前ヒアリングシート記入
2月21日	総合計画策定委員会の開催	
2月27日	幹部会議の開催	
3月7日	第1回府中町総合計画審議会の開催	府中町第5次総合計画の策定について諮問
3月17日	幹部会議の開催	
3月26日	議員全員協議会の開催	
4月22日	幹部会議の開催	
5月9日	総合計画策定委員会の開催	
5月15日	幹部会議の開催	
6月12日	総合計画策定委員会の開催	
6月18日	幹部会議の開催	
6月30日	第2回府中町総合計画審議会の開催	
7月9日	議員全員協議会の開催	
8月20日	総合計画策定委員会の開催	
8月29日	第1回府中町まち・ひと・しごと創生有識者会議の開催	
9月3日	幹部会議の開催	
9月18日	第3回府中町総合計画審議会の開催	
9月29日	議員全員協議会の開催	
10月29日	総合計画策定委員会の開催	

【令和7年】 (つづき)		
11月20日	第2回府中町まち・ひと・しごと創生有識者会議の開催	
11月27日	総合計画策定委員会の開催	
12月10日	幹部会議の開催	
12月19日	第4回府中町総合計画審議会の開催	
12月25日	議員全員協議会の開催	
12月26日～	意見募集(パブリックコメント)の実施	
【令和8年】		
～1月30日	意見募集(パブリックコメント)の実施	
2月6日	幹部会議の開催	
2月13日	議員全員協議会の開催	
2月17日	第5回府中町総合計画審議会の開催	府中町第5次総合計画について答申
3月9日	令和8年第2回府中町議会定例会 第24号議案「府中町第5次総合計画の基本構想の策定について」原案可決	

2. 住民等の参加体制

2.1 概要

第5次総合計画の策定にあたり、将来のまちづくりに対する住民意向を反映するためにアンケート調査を実施したほか、パブリックコメントを実施することにより、住民意向を幅広く反映しました。

審議会	住民ワークショップ
<全5回開催> ・第1回:調査結果報告、実績と課題の検討 ・第2回:基本構想原案の検討 ・第3回:基本構想案、基本計画原案の検討 ・第4回:基本構想・基本計画案の検討 ・第5回:意見募集の結果報告	<全3回実施> 第1回:魅力と課題の検討、プロジェクト検討 第2回:プロジェクトの具体化、未来の姿の検討 第3回:町職員による施策検討
住民アンケート	パブリックコメント
<3種別実施> ・住民意識調査:15歳以上の町内在住者 2,000人 ・事業者調査:町内事業者 350社 ・中学生調査:町立中学校全生徒 1,224人	・令和7年12月26日から 令和8年1月30日まで ・意見提出者:3人 ・意見等の件数:10件



第5次総合計画へ反映

2.2 審議会の結果

令和7年3月7日、府中町第5次総合計画の策定について、府中町総合計画策定条例の規定に基づき府中町総合計画審議会へ諮問しました。その後、全5回の会議を経て、令和8年2月17日、府中町第5次総合計画の案について妥当と認める答申がありました。

(1) 会議の経過と概要

第1回

開催日時 令和7年3月7日(金曜日)

場所 安芸府中商工センター2階多目的ホール

会議内容

- ・会長及び副会長の互選
- ・審議会への諮問
- ・議題(1)府中町第5次総合計画の策定について
- ・議題(2)人口動態及び住民意識調査の結果報告について
- ・議題(3)府中町第4次総合計画の取組実績と課題について

第2回

開催日時 令和7年6月30日(月曜日)

場所 くすのきプラザ1階ギャラリー

会議内容

- ・議題(1)府中町第5次総合計画基本構想原案について

第3回

開催日時 令和7年9月18日(木曜日)

場所 府中町役場 第1委員会室

会議内容

- ・議題(1)府中町第5次総合計画基本構想案について
- ・議題(2)府中町第5次総合計画基本計画原案について

第4回

開催日時 令和7年12月19日(金曜日)

場所 府中町役場 第1委員会室

会議内容

- ・議題(1)府中町第5次総合計画(基本構想・基本計画)案について

第5回

開催日時 令和8年2月17日(火曜日)

場所 府中町役場 第1委員会室

会議内容
 ・議題(1)府中町第5次総合計画案に係る意見募集の結果について
 ・議題(2)総合計画審議会からの答申について

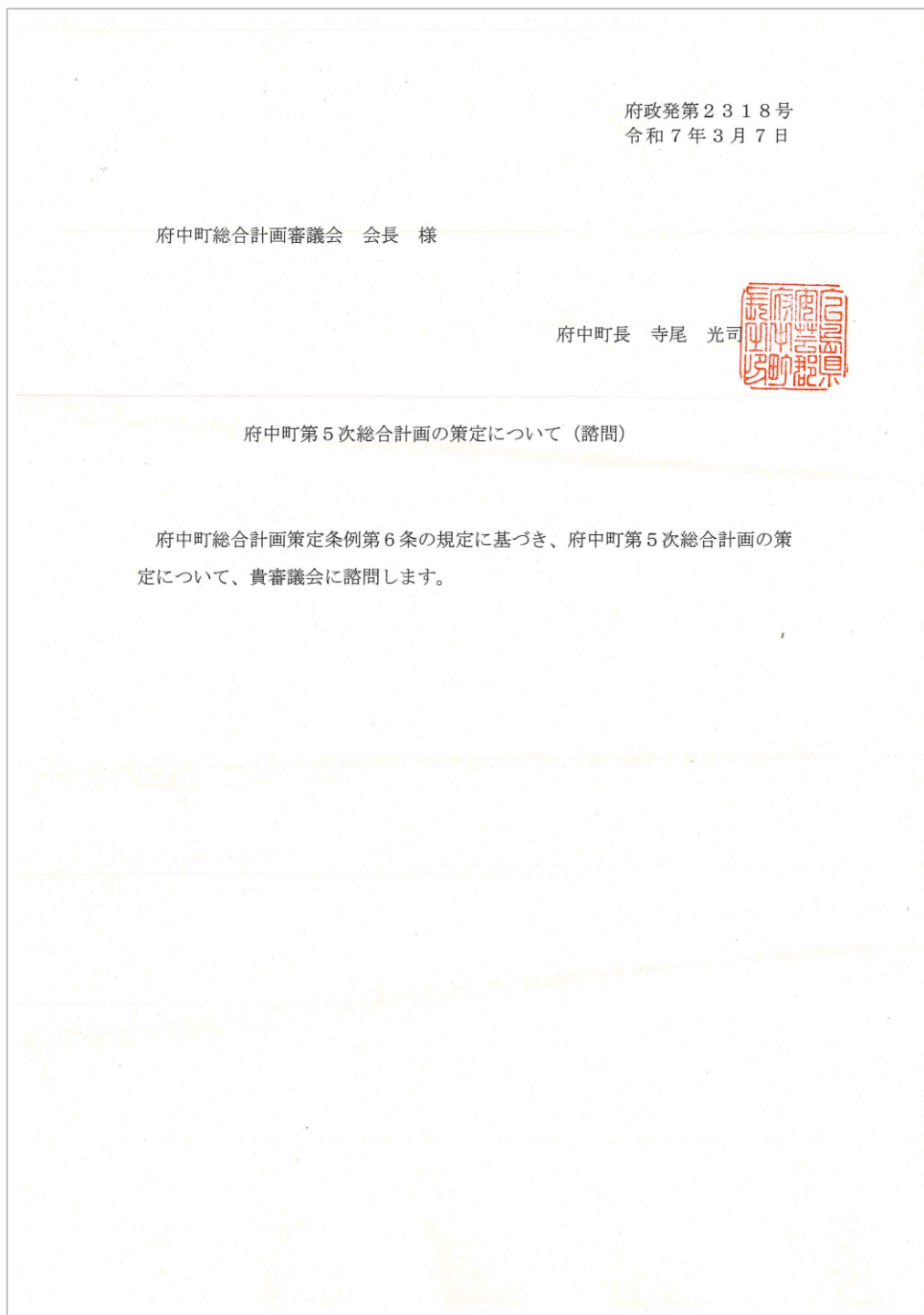
(2) 総合計画策定審議会 委員名簿

区分別、50音順、敬称略

区分	No	氏名	備考
学識経験者	1	大東 延幸	広島工業大学工学部環境土木工学科 准教授 前府中町まちづくり推進懇話会委員(府中町第4次総合計画策定及び改訂)
	2	佐名田 敬荘	公益社団法人広島県建築士会 会長 府中町都市計画審議会委員
有識者	3	石田 真歩	府中町 PR 大使 マリンバ・打楽器奏者
	4	岩崎 真由美	府中町スポーツ推進委員 府中町健康づくり推進協議会委員
	5	植月 真一郎	府中町環境審議会委員
	6	小早川 美江	府中町老人クラブ連合会 前府中町まちづくり推進懇話会委員(府中町第4次総合計画改訂)
	7	宍戸 篤	府中町北部町内会連合会会長 前府中町まちづくり推進懇話会委員(府中町第4次総合計画改訂)
	8	篠永 君代	府中町女性会会長
	9	新谷 浩之	府中中学校 PTA 会長
	10	竹中 鉦一郎	府中町商工会会長 前府中町まちづくり推進懇話会委員(府中町第4次総合計画改訂)
	11	田村 雅恵	府中町人権擁護委員連絡協議会会長
	12	門前 俊幸	府中町南部町内会連合会会長
	13	山本 富美子	子育てサークル「にじ」(府中町ボランティア協議会所属)代表
	14	米田 操	府中町民生委員児童委員協議会連合会副会長 障害者団体「府中町心身障害児(者)父母の会」会長

(3) 諮問書と答申書の写し

諮問書（写し）



答申書（写し）

令和8年2月17日

府中町長 寺尾 光司 様

府中町総合計画審議会
会長 大東 延幸

府中町第5次総合計画について（答申）

令和7年3月7日付けで諮問のあったこのことについて、当審議会において慎重に審議した結果、基本構想及び基本計画の案について妥当であると認め、次の意見を付して答申します。

- 1 まちの将来像の実現に向け、変化し続ける社会情勢や住民のニーズに柔軟に対応しつつ、各分野の施策を着実に推進してください。
- 2 施策の推進にあたっては、限られた財源の中で効果的な取組ができるよう、適時適切に取組の効果検証を行い、住民に寄り添った事業展開に努めてください。
- 3 住民に計画の内容が伝わるよう、広く周知するとともに、用語の使い方やデザインなどについて、読みやすい・分かりやすい計画となるよう配慮してください。
- 4 審議の過程において出された各委員の提言・意見等については、今後の町政運営に十分活用してください。



2.3 アンケートの結果

各アンケートの設問内容、全設問の集計結果、クロス集計による分析結果、前回（令和元年度）調査との比較などについて、町公式ホームページで公表しています。



[こちらの2次元バーコードからもアクセスできます▶](#)

(1) 住民意識調査

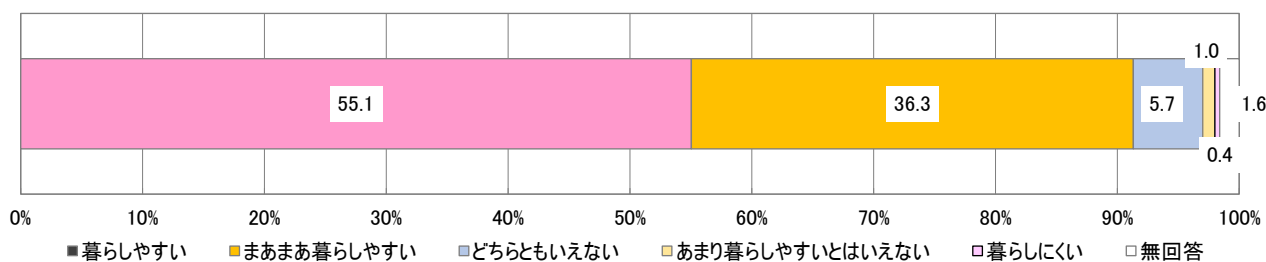
① 調査概要

項目	内容
調査対象者	町内にお住まいの15歳以上の方から無作為抽出
対象数	2,000人
調査期間	令和6年11月21日～12月13日
調査方法	郵送による配布回収及びネット回答

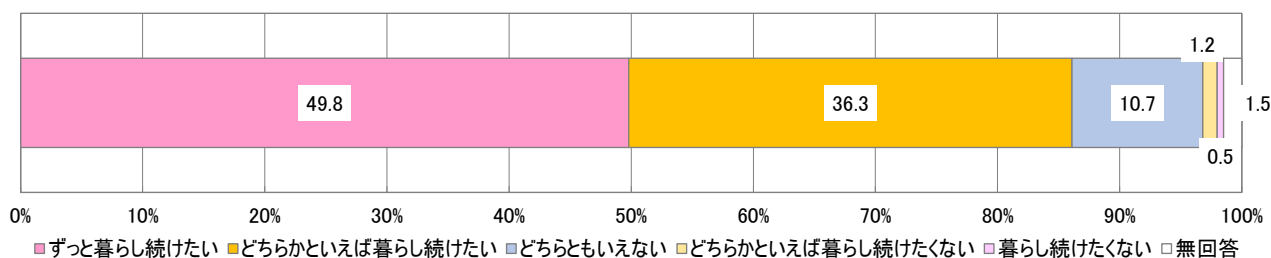
配布数	紙回答数	ネット回答数	総回答数	回収率
2,000件	839件	296件	1,135件	56.8%

② 調査結果の抜粋

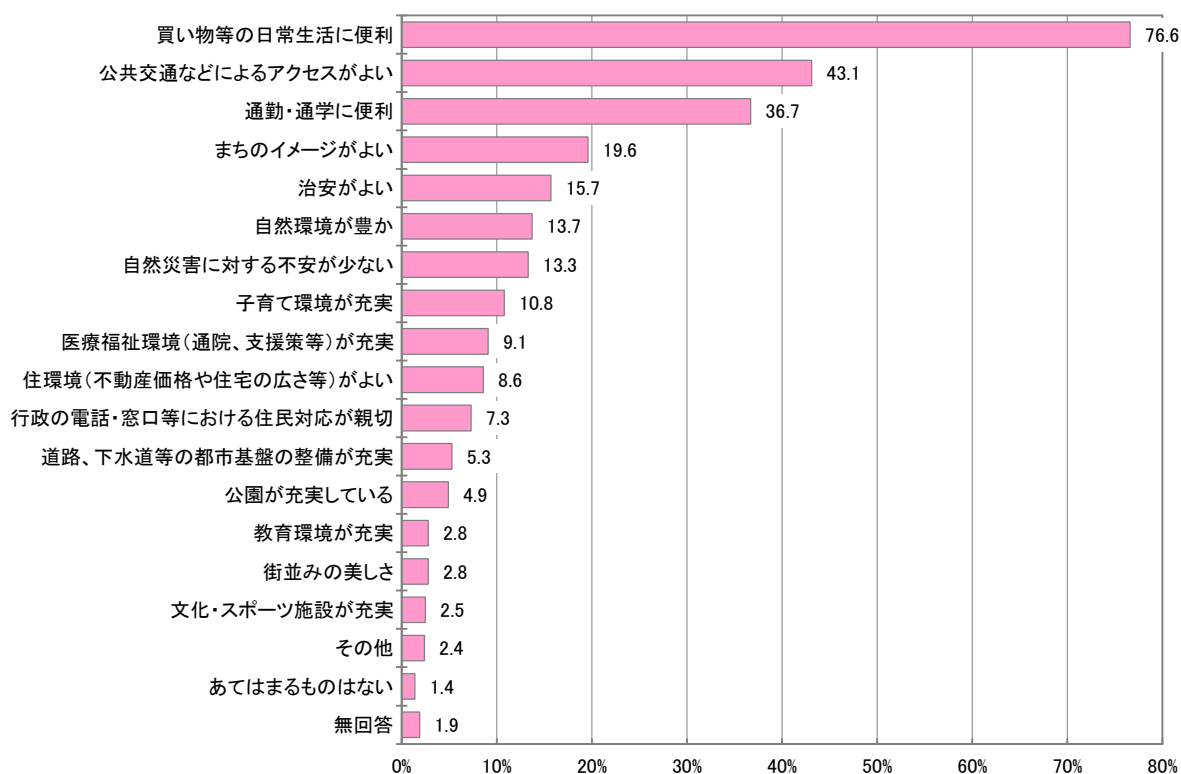
■ あなたにとって、府中町は暮らしやすいまちですか。(単数回答:n=1,135)



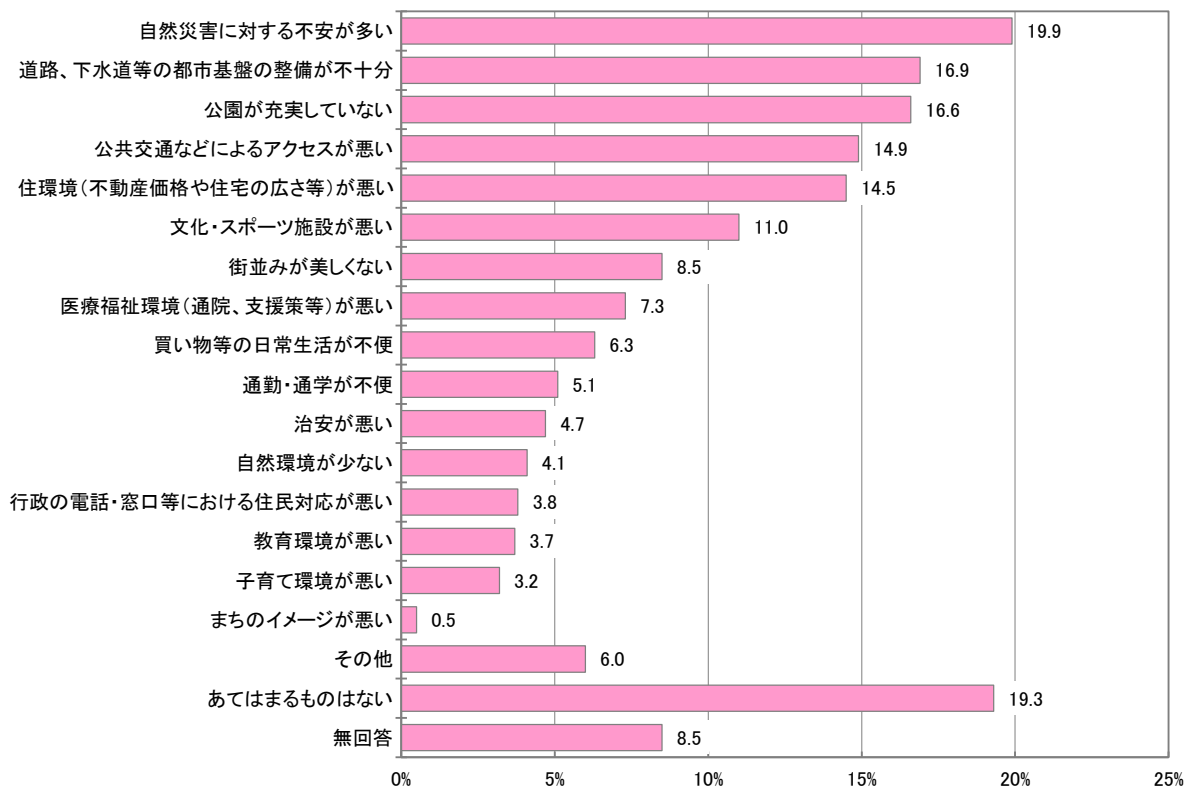
■ あなたは、今後も府中町に暮らし続けたいですか。(単数回答:n=1,135)



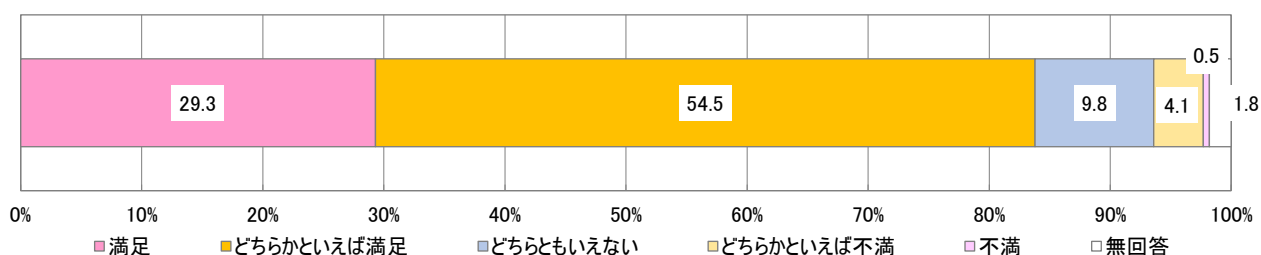
■ 府中町の魅力的な点(よい点など)があればお聞かせください。
(3つまで回答可:n=1,135)



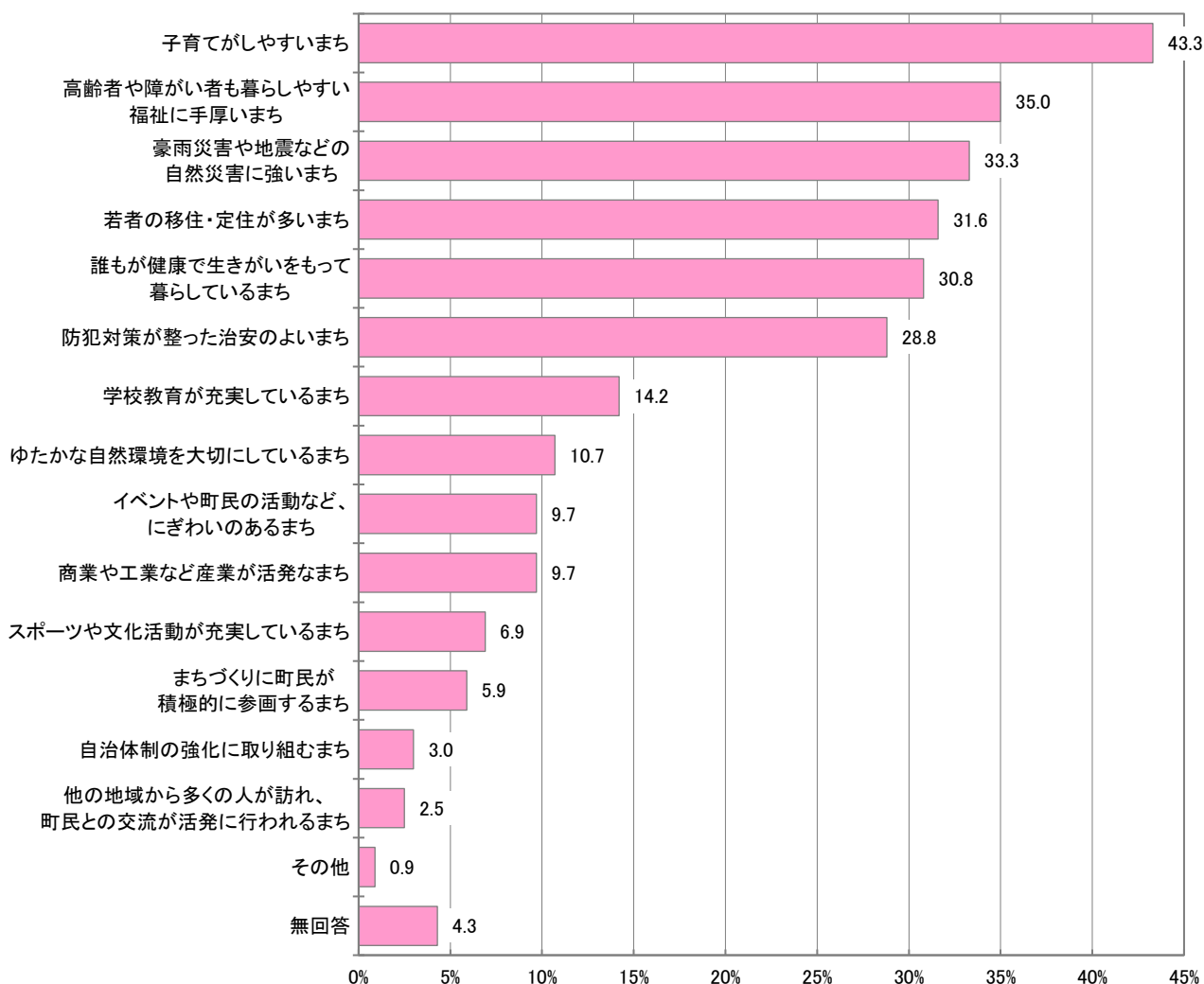
■ 府中町のよくない点があればお聞かせください。(3つまで回答可:n=1,135)



- お住まいの地域について、現在の生活実感からみた総合的な暮らしやすさを5段階で教えてください。(単数回答:n=1,135)



- あなたは、今後、府中町がめざしていくべき将来像として、どのようなまちになっていくのが望ましいと思いますか。(3つまで回答可:n=1,135)



(2) 中学生調査

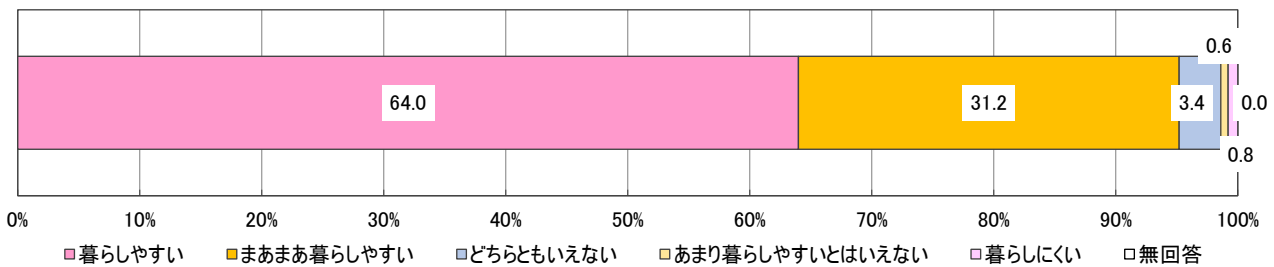
① 調査概要

項目	内容
調査対象者	令和6年11月1日現在、府中町の公立中学校に通っている生徒
対象数	1,224人
調査期間	令和6年11月28日～12月15日
調査方法	ネットによる回答

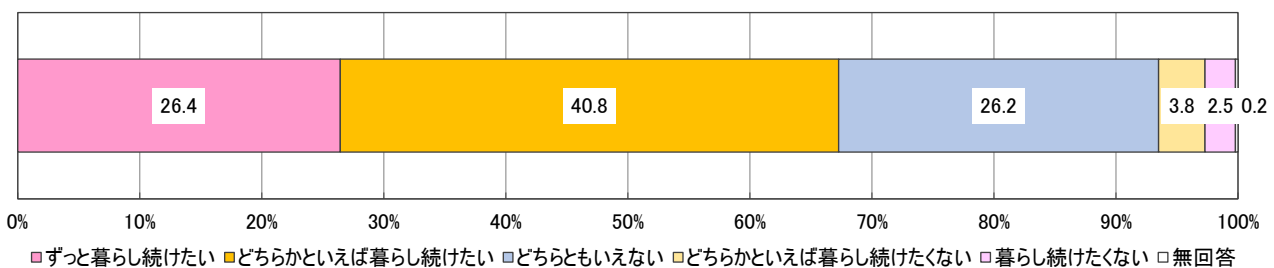
該当数	回答数	回収率
1,224件	884件	72.2%

② 調査結果の抜粋

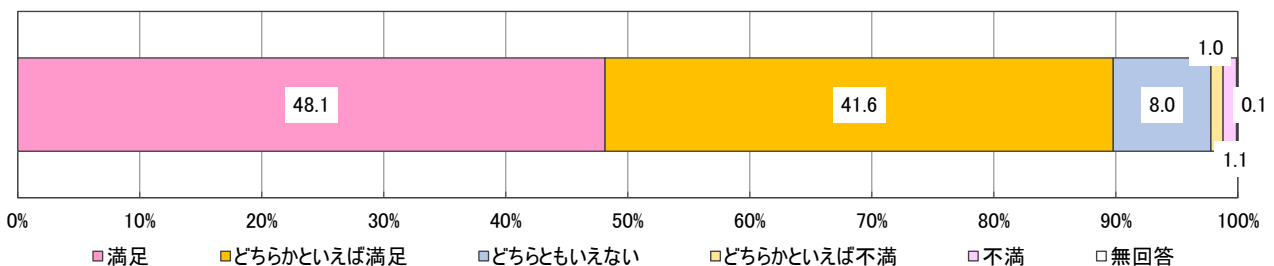
- あなたにとって、府中町は暮らしやすいまちですか。(単数回答:n=884)



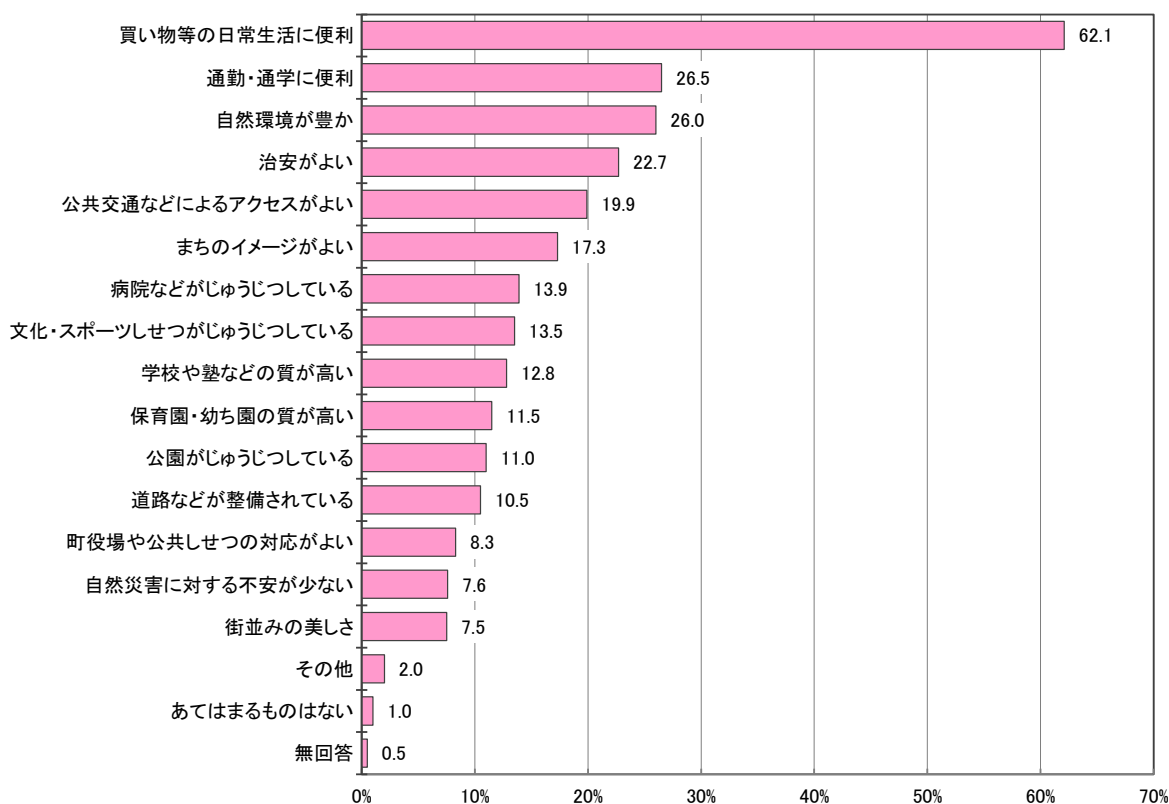
- あなたは、今後も府中町に暮らし続けたいですか。(単数回答:n=884)



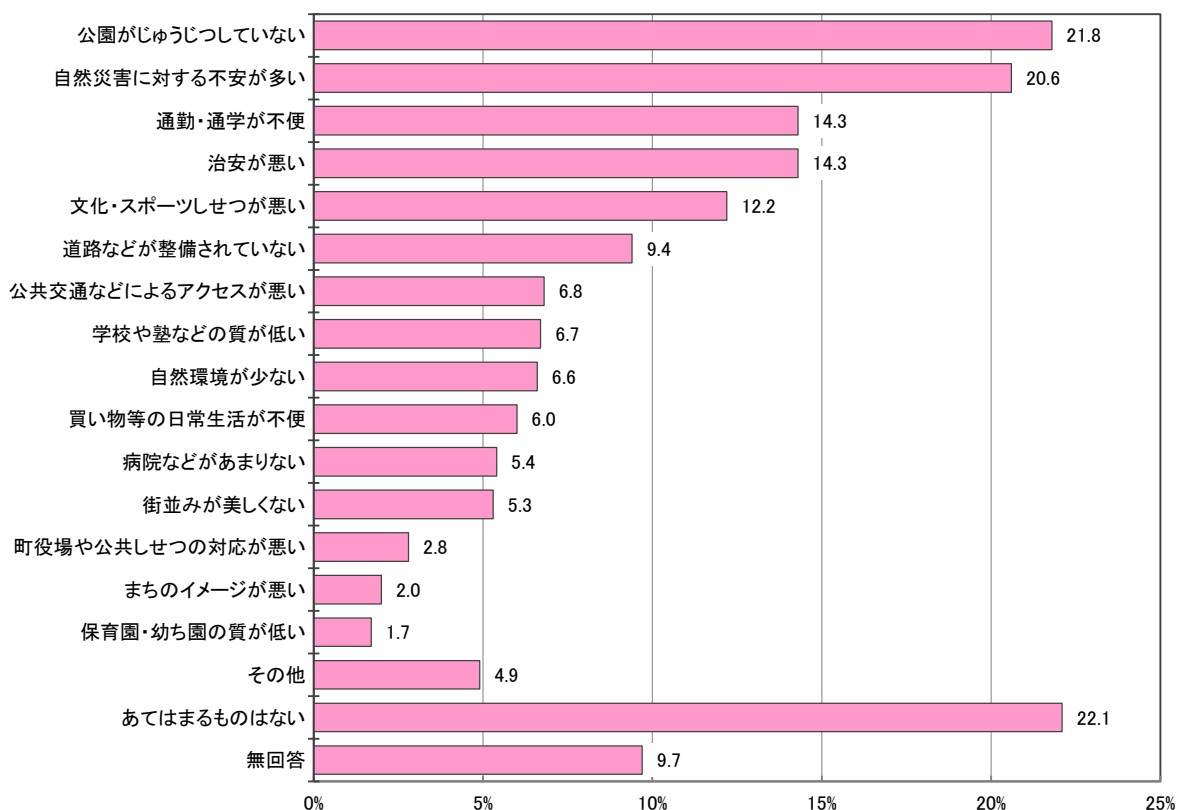
- あなたが住んでいる地域の暮らしやすさを5段階で教えてください。(単数回答:n=884)



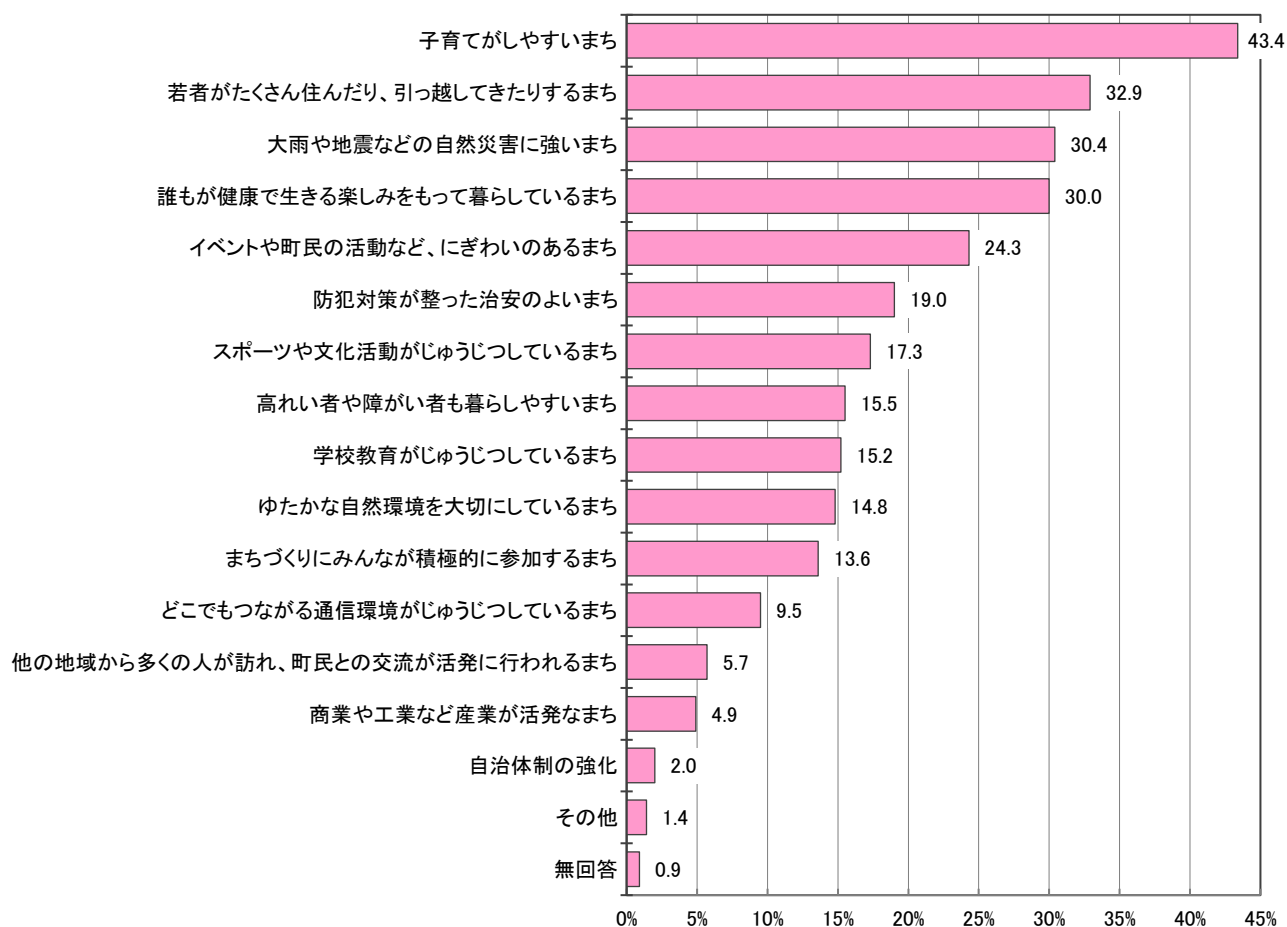
■ 府中町のみによくなる点(よい点など)があればお聞かせください。
(3つまで回答可:n=884)



■ 府中町のよくない点があればお聞かせください。(3つまで回答可:n=884)



- あなたは、今後、府中町がめざしていくべき将来像として、どのようなまちになったらいいと思いますか。(3つまで回答可:n=884)



(3) 事業者調査

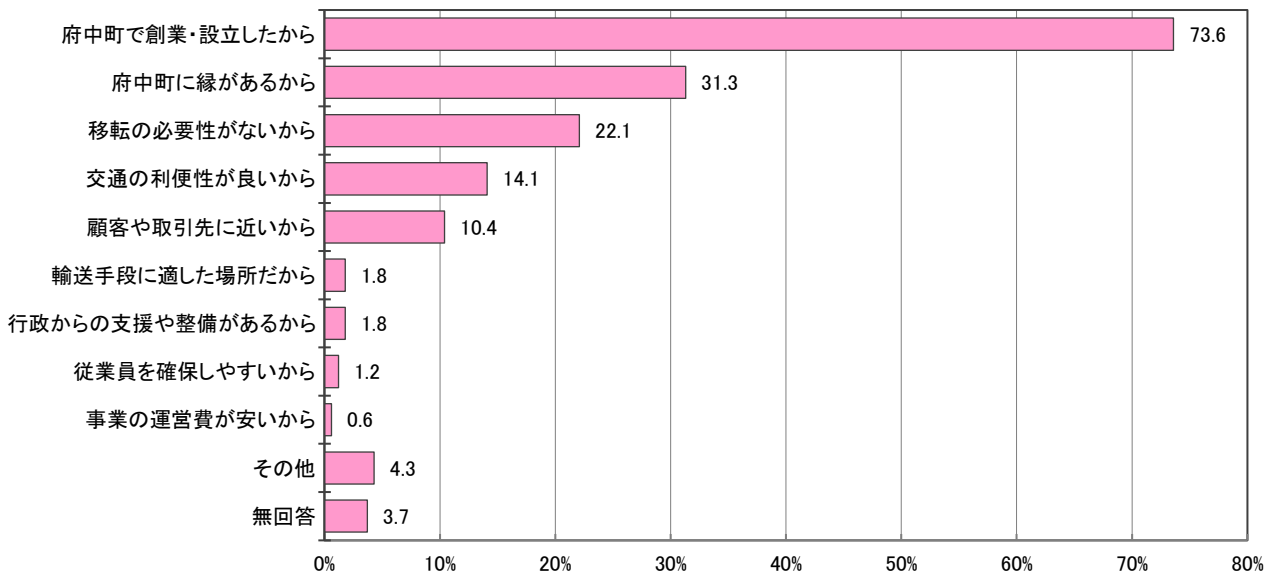
① 調査概要

項目	内容
調査対象者	町内の事業者の中から 350 社から無作為抽出
対象数	350 社
調査期間	令和6年 11 月 21 日～12 月 13 日
調査方法	郵送による配布回収及びネット回答

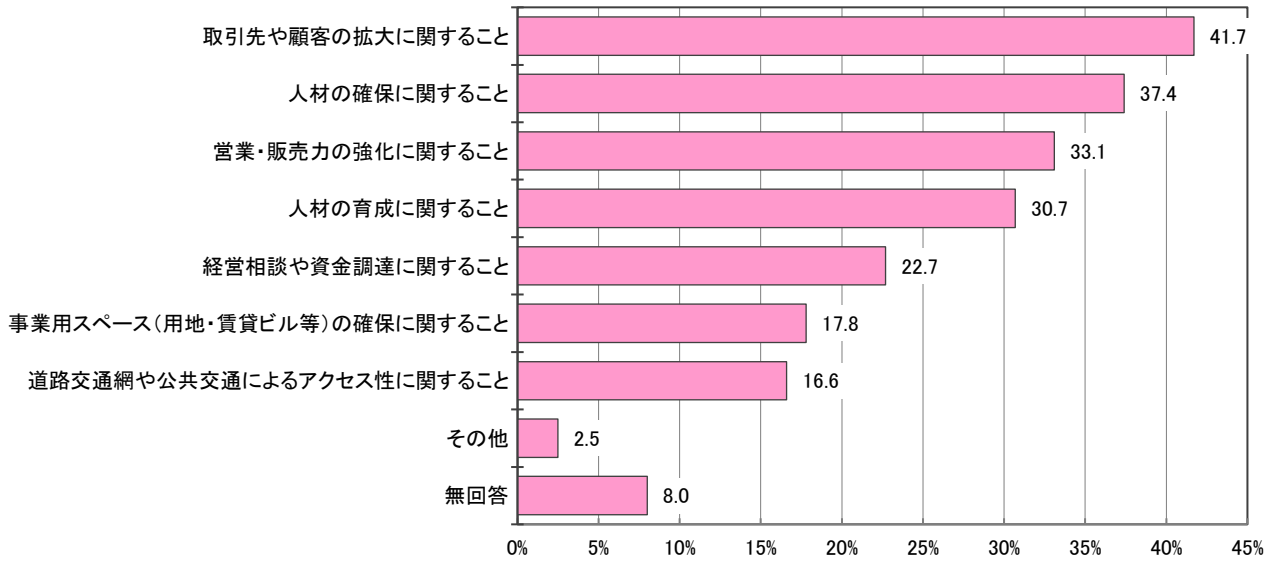
配布数	紙回答数	ネット回答数	総回答数	回収率
350 件	123 件	40 件	163 件	46.6%

② 調査結果の抜粋

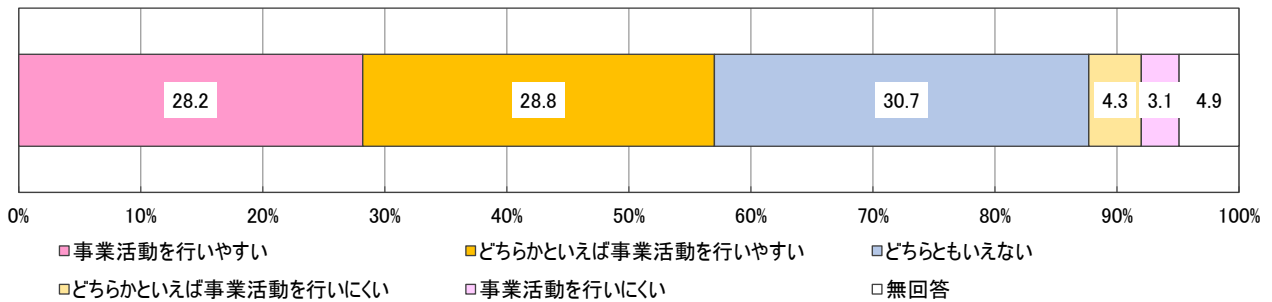
- 府中町で事業活動を行っている理由は次のどれですか。(3つまで回答可:n=163)



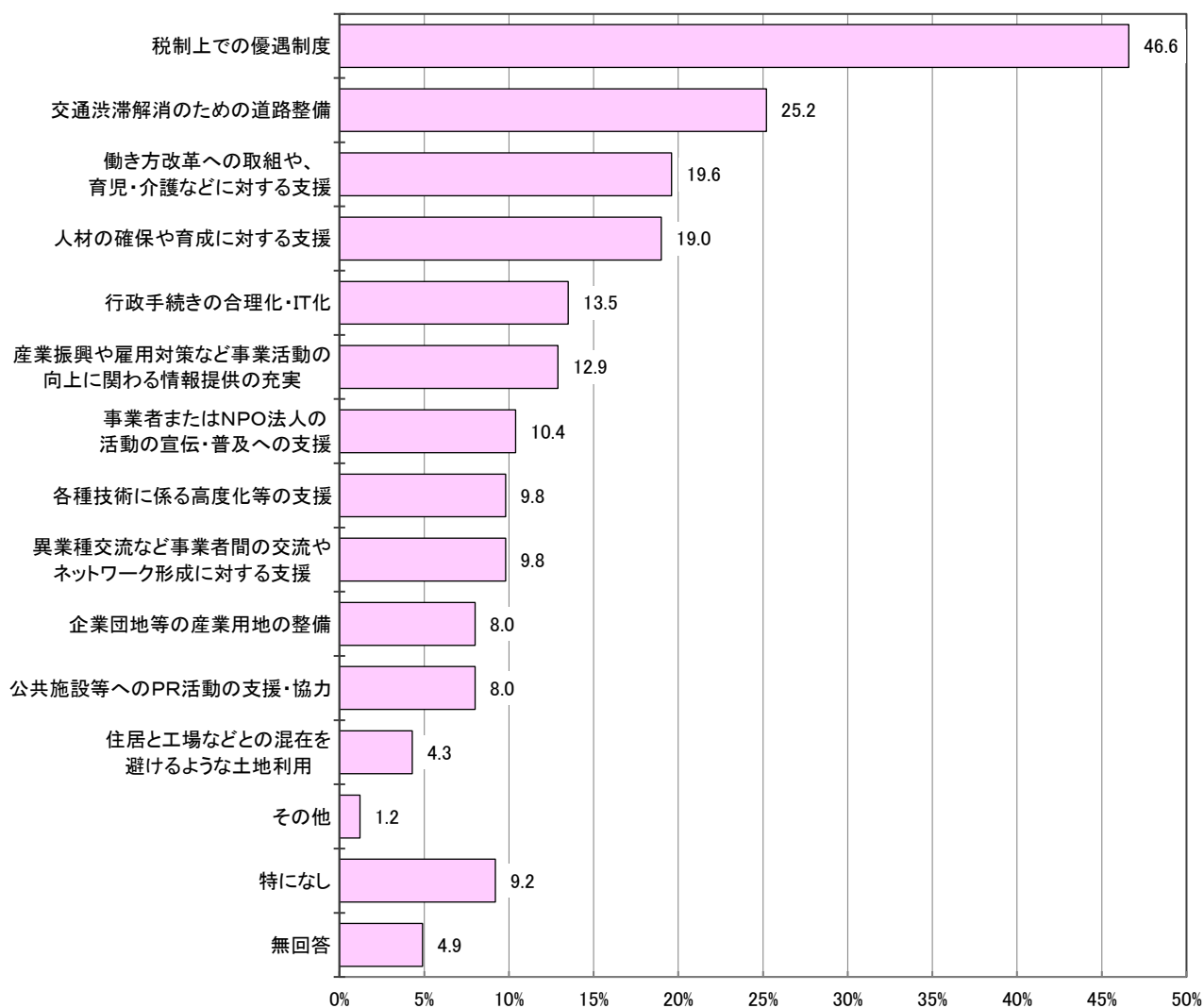
■ 事業を行う上で特に重要であると思うことはなんですか。(3つまで回答可:n=163)



■ 貴事業所にとって、府中町は事業活動を行いやすいと感じますか。(単数回答:n=163)



■ 貴事業所が府中町で事業活動を行うにあたり、どのような施策があるとよいと思いますか。(3つまで回答可:n=163)



2.4 住民ワークショップの結果

(1) ワークショップ実施概要

第1回

日程・場所 令和7年3月18日(火) くすのきプラザ1階ギャラリー

参加者 町内在住、在勤の20~50歳代 : 19名

内容
・府中町の魅力と課題
・魅力アッププロジェクトのたね

第2回

日程・場所 令和7年4月24日(木) くすのきプラザ1階ギャラリー

参加者 町内在住、在勤の20~50歳代 : 15名

内容
・プロジェクトの具体化
・未来のまちのイメージ
・実行の役割検討

第3回

日程・場所 令和7年5月30日(金) くすのきプラザ2階研修室

参加者 府中町若手職員 : 24名

内容
・プロジェクトから見える住民の想いの共有
・実現に向けたアイデアの整理

(2) ワークショップの結果

① 第1回（府中町の魅力と課題）

魅力

利便性	<ul style="list-style-type: none"> ・ 広島市中心部へ出なくても用事が済む ・ 町内である程度の物がそろう ・ 広島市中心部まで近い ・ ごみ分別が少なく捨てやすい ・ 町内に大型ショッピングモールがあり食事や遊びが1か所で済む 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 全体的にコンパクト ・ 買い物スーパーが多い ・ 町内どこでも歩いて行ける ・ ほどよい大きさ ・ 町外の大型商業施設も近い
交通	<ul style="list-style-type: none"> ・ 公共交通網が充実している、交通の便が良い ・ 向洋駅の再開発、矢賀駅と天神川駅 ・ 広島駅方面へのバスの便が多い 	<ul style="list-style-type: none"> ・ つばきバスが土日祝日も運行しており利用しやすい ・ 市内までバス1本
人口・人材	<ul style="list-style-type: none"> ・ 「日本一人口密度が高い町」とアピールできる ・ 人口が多いので、コミュニティも多い 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 取組(まち記者) ・ 高齢者が元気
子ども・子育て	<ul style="list-style-type: none"> ・ 子どもたちを大切にしている活動がある(読み聞かせ、幼稚園へも人権紙芝居、登下校の見守りなど) 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 小・中学校が多い、通学しやすい ・ 小・中学校のつながり ・ 学校教育が熱心 ・ 子育てがしやすい
施設	<ul style="list-style-type: none"> ・ 病院・医院が多い ・ 地域密着型の飲食店が多い ・ 公園が充実(空城山公園、みくまり峡森林公園) 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 学校や保育園が多い ・ 街がきれい ・ 公共施設がきれい
自然・文化	<ul style="list-style-type: none"> ・ 自然(山や川)が豊か、緑が多く近い ・ すぐ近くにみくまり峡(自然)がある ・ 街と自然が共存 ・ 公園が大きい 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 景色がきれい ・ 歴史的な場所もいっぱい ・ 公民館での教室が多い
行政	<ul style="list-style-type: none"> ・ 友達の親が議員だったり行政を身近に感じた ・ 行政側がオープン(グラウンド貸出等) 	
府中あるある	<ul style="list-style-type: none"> ・ 府中町生まれの人は府中町を好きな人が多い 	

課題

子ども・若者	<ul style="list-style-type: none"> ・ 若者(学生)が少ない ・ 若い人(学生)の活躍の場が少ない 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 子どもの居場所(第3の居場所づくり)
生活・環境	<ul style="list-style-type: none"> ・ 大型商業施設以外の役割が弱い、お店が少ない ・ 野良猫が多い ・ 貸出電動自転車の管理(保育園、幼稚園) ・ 揚倉山の景観 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 公園が少ない ・ 自転車をどこで練習させたらよいか、どこなら花火をさせられるのか分からない ・ 野球・サッカーができるグラウンド少ない ・ 身近な憩いの場が少ない
施設・資源	<ul style="list-style-type: none"> ・ テーマパークが少ない ・ ホテルがない 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 観光資源に乏しい
物価・地価	<ul style="list-style-type: none"> ・ 新しくできる賃貸の家賃が高すぎる ・ 物価が高い 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 土地代が高いため近隣の広島市内に引っ越していく人がいる

課題

交通

- 道(歩道)が狭い
- 自転車通行帯が少ない、危ない(自転車道がほしい)
- 町の便利さに道路状況がついてきていない、渋滞する
- 国道2号線へ出づらい
- 向洋駅の再開発

防災、安全

- 災害リスク(河川、土砂崩れ)がある
- 災害時の避難場所が、川沿いが多い
- 災害後の山の中の工事の状況
- 防災、災害時、高齢者・障がい者、赤ちゃん連れ・子ども連れの方たちへの支援(備蓄などの状況)
- 車の運転が荒い
- 空き家の状況

仕事

- 働き口、就職先が少ないイメージがある
- 後継者問題(役員など)

教育

- 子どもたちのために金融教育があってもいいかも
- 子どもが多いが教員数が足りていない気がする

特徴

- 日本一人口の多い町をアピールする何か
- 特産品が地味で流行っていない
- 「これ」といった目玉がない

医療・介護

- デイサービスの閉鎖
- 総合病院が少ない



② 第2回（府中町の魅力アッププロジェクトと未来のまちのイメージ）

<プロジェクト名> 町内企業※と有名アニメ※コラボ企画

※具体の名称は省略

未来のまちのイメージ	町全体のにぎわい、飲食店繁盛、魅力UP、定住者・人口増加
概要	<ul style="list-style-type: none"> ・ 劇中に登場する車両を起点にコラボイベントを行い、アニメ・マンガのファンに訪れてもらうことで賑わいを創出する

<プロジェクト名> 人とのつながりを大切に住みつづけたい町

未来のまちのイメージ	住み続けたい町、県外に出た若い人たちに、「また戻ってきたい」と思ってもらえる町
概要	<ul style="list-style-type: none"> ・ 高齢者が経験を活かして若い人たちを支え、若い人たちが高齢者や府中町に恩返しできるような好循環を創出する ・ いろいろな世代・立場の人が府中町に住んでいて感じる課題を総合的に解決できるよう、住む人や働く人が「つながる」ためのきっかけをつくる

<プロジェクト名> 府中町魅力発信プロジェクト

未来のまちのイメージ	若者が集まる町、スマートフォンで何でもできる町、(転出しても)帰りたくなる町
概要	<ul style="list-style-type: none"> ・ アプリを充実させて府中町の魅力や情報の発信力を強化する ・ 府中町以外に住む(働く)人がうらやましいと思えるような使いやすく楽しめるアプリを開発する

<プロジェクト名> 気づけば避難訓練

未来のまちのイメージ	被災者「0人」の町
概要	<ul style="list-style-type: none"> ・ 避難訓練と連動したイベントや、災害対策にもなるフリーマーケット(防災グッズの紹介など)を実施する ・ 町内会での避難訓練や災害の種類に合わせた避難訓練を実施する ・ イベント・訓練を通じて、近所の人との「はじめまして」を解消する



③ 第3回（プロジェクトから見える住民の想いの共有と実現に向けたアイデアの整理）

住民の想い	実現のために重要な視点
町の内外を問わず人が集まるイベントの実施	<ul style="list-style-type: none"> ・開催場所への交通アクセス ・有名人・有名作品とのコラボ ・町内(地域の店舗など)にお金が回る仕組みづくり ・人が集まることによるデメリットへの配慮 ・近隣市町との連携
世代間の交流や地域でのつながりの強化	<ul style="list-style-type: none"> ・スポーツ・自然・歴史・モノづくりなどを起点とした交流 ・人が集まり交流できる場所の確保 ・子どもを巻き込むことで親世代の交流に繋げる
町の魅力の発掘と発信	<ul style="list-style-type: none"> ・町の情報が一括で確認できる手段の確保と情報の整理 ・子育て情報や飲食店情報など生活に関する情報の集約と発信 ・町在住・在勤の人を巻き込んだ情報発信
災害対策に対する不安の解消	<ul style="list-style-type: none"> ・備蓄食料・防災グッズの使用体験ができる機会の確保 ・楽しみながら防災知識が学べる仕組みづくり ・地域ぐるみでの体験型訓練の実施



(3) 計画への反映

第1回

府中町の魅力と課題



・町の現状分析に活用

第2回

未来のまちのイメージ



・基本構想(基本目標)へ“目指すまちの要素”の一つとして反映

第3回

住民の想い(プロジェクト)
実現のために重要な視点



・基本計画(施策)の参考としつつ、事業実施上の留意点として整理

2.5 パブリックコメントの結果

(1) 実施方法

① 実施時期

令和7年12月26日から令和8年1月30日まで

② 公表物の掲示場所

町ホームページ、政策企画課窓口、本庁2階ロビー、南交流センター

③ 意見提出方法

直接提出(窓口)、郵送、ファクシミリ、電子メール

④ 周知方法

町ホームページ、広報ふちゅう(No.1143 令和8年1月1日発行)に掲載

(2) 意見募集の結果

意見提出者 3人

意見等の件数 10件

(3) 意見の概要と町の考え方

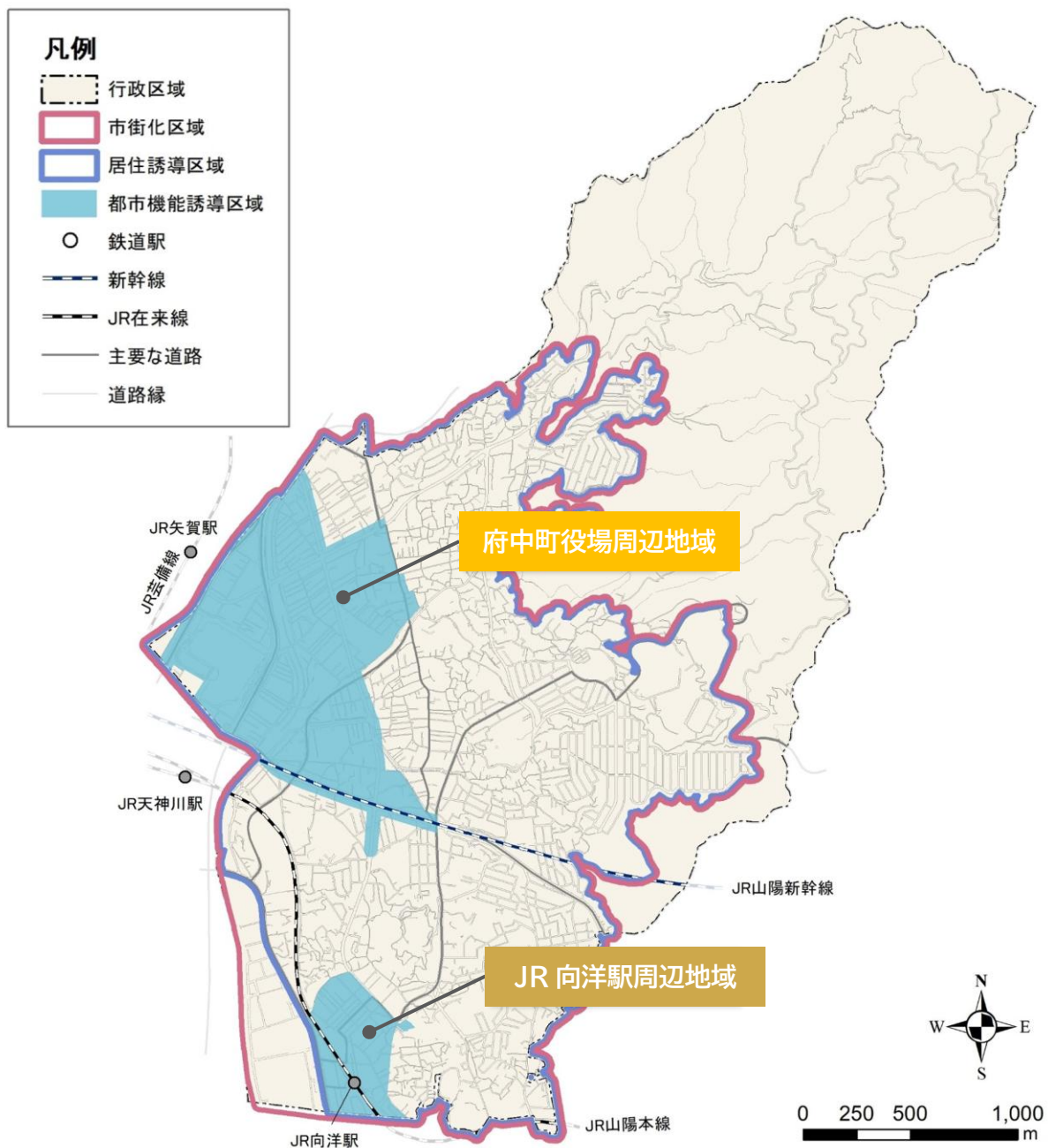
ページ	意見の概要	意見に対する町の考え方
【基本計画】 57 ページ	コミュニティ・スクールに関する広報活動等を強化して、その意義や活動等に関する町民の認知や理解・参画に繋げてほしい。	コミュニティ・スクールの推進に関する具体的な取組のご意見として参考にさせていただきます。
【基本計画】 61 ページ 67 ページ 71 ページ	災害時避難施設にもなる学校体育館の空調設備の設置にあたっては、自然エネルギーを活用したシステムなど幅広く情報収集・選定検討してほしい。	学校施設・避難施設の整備に関する具体的な取組のご意見として参考にさせていただきます。
【基本計画】 65 ページ	地域経済や持続可能性の観点から、住宅施策とあわせて町内雇用の創出が不可欠である。町内雇用を条件とした補助制度により、IT や設計、研究開発などの場所に縛られにくいベンチャー・成長企業の誘致を進めることで、「住む」と「働く」が近接した生活環境を形成できると考える。	ご意見を踏まえ、施策の方向性に企業誘致に関する記述を追記します。制度内容等につきましては、具体的な取組のご意見として参考にさせていただきます。

ページ	意見の概要	意見に対する町の考え方
【基本計画】 67 ページ	クリーンエネルギーの導入や活用を推進する 具体策を更に強化してほしい。	温室効果ガス排出量削減に関する具体的 な取組のご意見として参考にさせていただきます。
【基本計画】 79 ページ 81 ページ	府中町が広島市のベッドタウンとして競争力 を維持・強化するには、交通の「時間帯」を含 めた利便性向上が重要である。 府中町では夜間・深夜の公共交通が限られて おり、若年・共働き世帯にとっては、他の競合 エリアと比べ不利な要素となっている。 そのため、公共交通事業者と連携した最終便 時間の延長に向けた協議や、出勤・帰宅時間 帯に特化したつばきバスの快速的循環運行、 駅などの主要拠点への大規模駐輪場・バイク 置き場などを検討すべきと考える。	公共交通ネットワークの形成及び駅周辺整 備に関する具体的な取組のご意見として 参考にさせていただきます。 なお、公共交通に関する各種課題につい ては、公共交通事業者や住民代表などが参 画する「府中町公共交通協議会」において、 協議・調整を行っています。
【基本計画】 81 ページ 83 ページ 91 ページ	特定空家、管理不全空家や所有者不明土地等 の「防災空地化・公園化」の推進について計画 に記載してほしい。	住宅施策及び公共空地の有効活用に関す る具体的な取組のご意見として参考にさ せていただきます。
【基本計画】 83 ページ 87 ページ	府中町における44歳以下の人口減少の背景 には、30代前後の世帯が賃貸住宅からマイホ ームに移行する段階で、町内に価格面・供給面 の選択肢を見出せず、近隣市町に転出してい る状況がある。 そのため、既存団地の再編・再生、所有者不明 空家への行政関与による再流通、町内企業と 連携した住宅取得支援制度などを計画に位置 付ける必要があると考える。	住宅施策及び移住・定住に関する具体的 な取組のご意見として参考にさせていた だきます。
【基本計画】 86 ページ 88 ページ 90 ページ	住居表示に係る「街区表示板」「町名表示板」 「住居番号表示板」の抜本的かつ集中的な再 整備の推進について計画に記載してほしい。	自治・行政分野の具体的な取組のご意見と して参考にさせていただきます。
【基本計画】 87 ページ	単独での市制移行及び市制施行の早期実現 に向けての取組について計画に記載してほし い。	単独での市制移行については、当町の人 口規模や市街地の形成状況から判断する と、検討を進めるべき事項であると考えて います。 一方で、市制移行にあたっては、法令上の 要件だけでなく、住民の意向なども重要で あり、市制施行に向けた取組を進めること については、今後の意向調査等を踏まえて 判断することとしています。 そのため、本計画では「当町の特色と将来 を見据えた単独自治のあり方」と表現して います。
【参考資料】	第4次総合計画改訂版には「SDGs と施策等 の関係性」が記載されていた。 第5次総合計画においても分かりやすく明示 してほしい。	第5次総合計画においては、参考資料とし て、「SDGs と施策等の関係性」について 掲載する予定としています。 記載内容については、分かりやすい表現と なるよう、検討させていただきます。

3. 土地利用基本方針

府中町では、第1次総合計画(昭和46年度～昭和60年度)から、「土地利用の基本方針」を定め、計画的な土地利用の誘導と安全で快適な市街地の形成を図ってきました。これにより、第4次総合計画(平成28年度～令和7年度)までの期間で、府中町の市街地は概ね完成していることから、第5次総合計画においては、現在の土地利用を基本とし、「府中町役場周辺」と「JR 向洋駅周辺」を中心拠点とした都市機能の集積と、居住の誘導を図ることとします。

■ (参考) 府中町立地適正化計画における誘導区域



※居住誘導区域には「土砂災害特別警戒区域、急傾斜地崩壊危険区域、家屋倒壊等氾濫想定区域(河岸侵食)」を含めません。

4. SDGs との関係

4.1 SDGs とは

SDGs は、誰一人取り残さない、持続可能でよりよい社会の実現を目指す世界共通の目標です。平成 27(2015)年の国連サミットにおいて全ての加盟国が合意した「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」の中で掲げられました。令和 12(2030)年を達成年限とし、17 のゴール(目標)と 169 のターゲットから構成されています。

法的拘束力はありませんが、先進国・開発途上国を問わず、あらゆるステークホルダーが参画し、経済・社会・環境政策を統合して広範な課題に取り組むことが示されています。

4.2 第 5 次総合計画における SDGs の位置付け

国では、平成 28(2016)年 12 月に策定した「持続可能な開発目標(SDGs)実施指針」の中で、注力すべき8つの優先課題を掲げるとともに、各自治体に対し、各種計画や戦略、方針の策定などに SDGs の要素を最大限反映することを奨励しています。

SDGs の理念は、当町がまちづくりで目指す「次世代へ元気をつなげるひととまち」という基本理念と方向性を同じくするものです。

当町では、平成 28(2016)年度から第4次総合計画の下、まちづくりを推進していますが、第5次総合計画の策定にあたって、各基本施策に SDGs の目指す17の目標を関連付けることとし、基本施策の取組が SDGs に資することを意識して、まちづくりを推進します。

4.3 SDGs の 17 の目標について

SDGs の目標やターゲット及びそれらの進捗管理のための指標の中には、グローバルで国家として取り組むべきものなどが多く含まれており、自治体として取り組むべきことが見えにくい部分もあります。

これについて、一般財団法人建築環境・省エネルギー機構が、「私たちのまちにとってのSDGs(持続可能な開発目標)－導入のためのガイドライン－」において SDGs の目標と自治体行政との関係を整理していますので、参考として以下に掲載します。

目標

目標の説明及び自治体行政の果たし得る役割



【目標1】 貧困をなくそう

自治体行政は貧困で生活に苦しむ人々を支援する上で最も適したポジションにいます。各自治体において、すべての市民が必要最低限の暮らしを確保することができるよう、きめ細やかな支援策が求められています。



【目標2】 飢饉をゼロに

自治体は土地や水資源を含む自然資産を活用して農業や畜産などの食料生産の支援を行うことが可能です。そのためにも適切な土地利用計画が不可欠です。公的・私的な土地で都市農業を含む食料生産活動を推進し、安全な食料確保に貢献することもできます。



【目標3】 すべての人に健康と福祉を

住民の健康維持は自治体の保健福祉行政の根幹です。国民皆保険制度の運営も住民の健康維持に貢献しています。都市環境を良好に保つことが住民の健康状態を維持・改善に必要であるという研究も報告されています。



【目標4】 質の高い教育をみんなに

教育の中でも特に義務教育等の初等教育においては自治体が果たすべき役割は非常に大きいといえます。地域住民の知的レベルを引き上げるためにも、学校教育と社会教育の両面における自治体行政の取組は重要です。



【目標5】 ジェンダー平等を実現しよう

自治体による女性や子供等の弱者の人権を守る取組は大変重要です。また、自治体行政や社会システムにジェンダー平等を反映させるために、行政職員や審議会委員等における女性の割合を増やすのも重要な取組といえます。



【目標6】 安全な水とトイレを世界中に

安全で清潔な水へのアクセスは住民の日常生活を支える基盤です。水道事業は自治体の行政サービスとして提供されることが多く、水源地の環境保全を通して水質を良好に保つことも自治体の大事な責務です。



【目標7】 エネルギーをみんなに そしてクリーンに

公共建築物に対して率先して省エネや再エネ利用を推進したり、住民が省/再エネ対策を推進するのを支援する等、安価かつ効率的で信頼性の高い持続可能なエネルギー源利用のアクセスを増やすことも自治体の大きな役割といえます。



【目標8】 働きがいも経済成長も

自治体は経済成長戦略の策定を通して地域経済の活性化や雇用の創出に直接的に関与することができます。また、勤務環境の改善や社会サービスの制度整備を通して労働者の待遇を改善することも可能な立場にあります。



【目標9】 産業と技術革新の基盤をつくろう

自治体は地域のインフラ整備に対して極めて大きな役割を有しています。地域経済の活性化戦略の中に、地元企業の支援などを盛り込むことで新たな産業やイノベーションを創出することにも貢献することができます。

目標

目標の説明及び自治体行政の果たし得る役割

10 人や国の不平等をなくそう



【目標 10】 人や国の不平等をなくそう

差別や偏見の解消を推進する上でも自治体は主導的な役割を担うことができます。少数意見を吸い上げつつ、不公平・不平等のないまちづくりを行うことが求められています。

11 住み続けられるまちづくりを



【目標 11】 住み続けられるまちづくりを

包摂的で、安全、レジリエントで持続可能なまちづくりを進めることは首長や自治体行政職員にとって究極的な目標であり、存在理由そのものです。都市化が進む世界の中で自治体行政の果たし得る役割は益々大きくなっています。

12 つくる責任 つかう責任



【目標 12】 つくる責任 つかう責任

環境負荷削減を進める上で持続可能な生産と消費は非常に重要なテーマです。これを推進するためには市民一人一人の意識や行動を見直す必要があります。省エネや3Rの徹底など、市民対象の環境教育などを行うことで自治体はこの流れを加速させることが可能です。

13 気候変動に具体的な対策を



【目標 13】 気候変動に具体的な対策を

気候変動問題は年々深刻化し、既に多くの形でその影響は顕在化しています。従来の温室効果ガス削減といった緩和策だけでなく、気候変動に備えた適応策の検討と策定を各自治体で行うことが求められています。

14 海の豊かさを守ろう



【目標 14】 海の豊かさを守ろう

海洋汚染の原因の8割は陸上の活動に起因していると言われています。まちの中で発生した汚染が河川等を通して海洋に流れ出ることがないように、臨海都市だけでなくすべての自治体で汚染対策を講じることが重要です。

15 陸の豊かさも守ろう



【目標 15】 陸の豊かさも守ろう

自然生態系の保護と土地利用計画は密接な関係があり、自治体が大きな役割を有するといえます。自然資産を広域に保護するためには、自治体単独で対策を講じるのではなく、国や周辺自治体、その他関係者との連携が不可欠です。

16 平和と公正をすべての人に



【目標 16】 平和と公正をすべての人に

平和で公正な社会を作る上でも自治体は大きな責務を負っています。地域内の多くの市民の参画を促して参加型の行政を推進して、暴力や犯罪を減らすのも自治体の役割といえます。




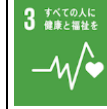


17 パートナーシップで目標を達成しよう



【目標 17】 パートナーシップで目標を達成しよう

自治体は公的/民間セクター、市民、NGO/NPO などの多くの関係者を結び付け、パートナーシップの推進を担う中核的な存在になり得ます。持続可能な世界を構築していく上で多様な主体の協力関係を築くことは極めて重要です。

4.4 基本施策におけるSDGsの目標の位置付け

基本目標・基本施策		SDGsの目標					
		 1 貧困をなくそう 貧困をなくそう	 2 飢餓をゼロに 飢餓をゼロに	 3 すべての人に健康と福祉を すべての人に健康と福祉を	 4 すべての人に質の高い教育をみんなに 質の高い教育をみんなに	 5 ジェンダー平等を実現しよう ジェンダー平等を実現しよう	 6 安全な水とトイレを世界中に 安全な水とトイレを世界中に
基本目標1	(1) まち全体で支えあえる体制をつくる	●	●	●			
	(2) こども・若者の成長を支える	●	●	●	●	●	
	(3) 健やかに暮らし続けられる環境をつくる			●			
基本目標2	(1) 「生きる力」を育む学校をつくる	●			●		
	(2) 生涯を通じ学び続けられる環境をつくる				●		
	(3) 学校を中心としたコミュニティの輪を広げる				●		
	(4) まちの文化財を次世代へつなげる				●		
	(5) 安心して学びあえる教育環境をつくる				●	●	
基本目標3	(1) 地域のさまざまなつながりを支える				●	●	
	(2) 豊かで持続可能な環境をつくる			●	●		●
基本目標4	(1) 災害に強いまちをつくる			●			●
	(2) 安全に暮らせる地域づくりを支える						
	(3) 安心して暮らせる消防体制をつくる						
基本目標5	(1) 快適さを感じる都市空間をつくる						
	(2) 暮らし心地を高める都市基盤をつくる			●			
	(3) 便利で暮らしやすい住環境をつくる	●					
基本目標6	(1) 魅力的で暮らしたくなるまちをつくる						
	(2) 暮らしに寄り添える体制をつくる	●				●	
	(3) ずっと暮らし続けられる行財政基盤をつくる				●	●	

7 エネルギーをみんなに そしてクリーンに	8 働きがいも 経済成長も	9 産業と技術革新の 基盤をつくろう	10 人や国の不平等を なくそう	11 住み続けられる まちづくりを	12 つくる責任 つかう責任	13 気候変動に 具体的な対策を	14 海の豊かさを守ろう	15 陸の豊かさも 守ろう	16 平和と公正を すべての人に	17 パートナリシップで 目標を達成しよう
	●		●						●	●
	●		●							●
										●
	●		●						●	●
			●						●	●
			●						●	●
●	●		●	●	●	●			●	●
●	●	●	●	●	●	●			●	●
●		●		●	●	●	●	●		●
				●		●				●
				●		●			●	●
				●		●				●
		●		●		●		●		●
		●		●		●		●		●
		●		●		●		●		●
	●			●					●	●
	●	●	●	●					●	●
●	●			●	●	●			●	●

5. 関連例規

府中町総合計画策定条例

条例第28号

令和6年12月9日

(趣旨)

第1条 この条例は、総合的かつ計画的な町政の運営を図るため、府中町総合計画の策定について、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 総合計画 将来における町のあるべき姿と進むべき方向についての基本的な指針であり、基本構想、基本計画及び実施計画からなるものをいう。
- (2) 基本構想 本町の将来像及びこれを実現するための基本的な理念を示すものをいう。
- (3) 基本計画 基本構想を実現するための施策の基本的方向及び体系を示すものをいう。
- (4) 実施計画 基本計画に基づき、具体的な事務事業の実施に関して策定する計画をいう。

(総合計画の策定)

第3条 町長は、総合的かつ計画的な町政の運営を図るため、総合計画を策定するものとする。

2 町長は、総合計画に基づく施策を計画的に実施するため、事業の内容を具体的に定める等必要な措置を講ずるものとする。

(位置付け)

第4条 総合計画は、町の最上位の計画と位置付ける。

2 個別行政分野における施策の基本的な事項を定める計画を策定し、又は変更するときは、総合計画との整合を図るものとする。

(審議会の設置)

第5条 総合計画に関する必要な事項の調査及び審議を行うため、府中町総合計画審議会(以下「審議会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第6条 審議会は、町長の諮問に応じ、総合計画に関する事項について調査審議し、その結果を答申する。

(組織)

第7条 審議会は、15人以内の委員をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、町長が委嘱する。

(1) 学識経験者

(2) 町行政に識見を有する者であつて、町長が適当と認めるもの

(委員の任期)

第8条 委員の任期は、委嘱の日から総合計画の策定又は変更が完了する日までとする。ただし、欠員が生じた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第9条 審議会に会長及び副会長を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第10条 審議会の会議(以下この条において「会議」という。)は、会長が招集し、その議長となる。

2 委員会は、過半数の委員の出席がなければ、会議を開催することができない。

3 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 議長は、会議において必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(庶務)

第11条 審議会の庶務は、総務企画部において処理する。

(議会の議決)

第12条 町長は、基本構想を策定し、又は変更するとき、審議会への諮問を経て、議会の議決を経るものとする。

(基本計画及び実施計画の策定)

第13条 町長は、基本構想に基づき、基本計画及び実施計画を策定し、又は変更するものとする。

(総合計画の公表)

第14条 町長は、総合計画を策定し、又は変更したときは、これを公表するものとする。

2 町長は、総合計画の実施状況について、定期的に公表するものとする。

(委任)

第15条 この条例に定めるもののほか、総合計画の策定に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

6. 用語解説

用語	解説	掲載頁
あ行		
ICT	情報通信技術(Information and Communication Technology)のことで、コンピュータやネットワークに関する諸分野における技術・産業・設備・サービスなどの総称のこと。	-
e-ラーニング	パソコンやスマートフォンなどの情報機器を使用して、インターネットを介して行う学習形式のこと。通常の研修と異なり、時間や場所の制約を受けず、自分のペースで学習できることが特徴。	22
インクルーシブ遊具	年齢や性別、身体・言語能力などに関わらず、多様な子どもと一緒に遊べるよう設計された遊具のこと。	27
Web ハザードマップ	インターネット上の地図情報を使用して、土砂災害や洪水などの災害の危険性がある場所や避難所の情報などを利用者が自由に重ね合わせて表示できる地図のこと。紙のハザードマップに比べ、必要な情報に絞って表示できることや、新しい情報に随時更新がされることなどの利点がある。	19
ウェルビーイング	身体的・精神的・社会的に良い状態にあること。短期的・個人的な幸福だけでなく、生きがいを感じられることや自身を取り巻く地域全体が豊かさを感じられることなど、幅広い範囲での良好な状態を含む概念。	54
AED	自動体外式除細動器(Automated External Defibrillator)の略称。心停止した傷病者の心電図を自動的に解析し、必要に応じて電気ショックを与えて心臓のふるえを止める医療機器。音声ガイドに従って操作することで、一般の人でも使用することができる。心肺蘇生法と組み合わせることで、救命の可能性を高めるもの。	75
SNS(コミュニティ型 Web サイト)	Social Networking Service の略で、関心や興味を共有する人々が集まり、掲示板などで情報を交換・共有するインターネットを利用したサービスのこと。	29
SDGs(持続可能な開発目標)	Sustainable Development Goals は、平成 27(2015)年 9 月の国連サミットで採択された令和 12(2030)年までの長期的な開発の指針「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」における「持続可能な開発目標」であり、国際社会共通の目標のこと。経済、社会、環境をめぐる広範な課題に対する総合的な取り組みが示されている。	-
温室効果ガス	太陽からの熱を地球に封じ込め、地表を暖める働きがあるガスのこと。「地球温暖化対策の推進に関する法律」の中で、二酸化炭素、メタン、一酸化二窒素、代替フロンなどの 7 種類のガスが温室効果ガスとして定められている。	25
か行		
外出や余暇活動等により社会参加する障がい者の人数	障がい者の外出支援として町が実施する各種支援制度の申請者数。	45
学校運営協議会	保護者や地域住民の意見を学校運営に反映し、地域とともにある学校づくりを実現するための仕組みのこと。	57

用語	解説	掲載頁
学校に行くのは楽しいと答える児童生徒の割合	全国学力・学習状況調査の児童生徒質問紙調査において、「学校に行くのは楽しいと思いますか」という質問項目に対して肯定的に答える児童生徒の割合	61
官民連携	行政が、公共サービスの提供や公共施設の整備・運営にあたって、民間企業の技術や資金を活用すること。	89
基準財政需要額	地方交付税の算定のため、地方公共団体が標準的な水準の行政サービスを行う場合に必要とする費用として、国が定めた基準により算出される金額。	15
逆線引き	現在市街化区域となっている区域を市街化調整区域に編入する手続のこと。市街化区域と市街化調整区域を区分する線を区域区分線といい、市街地の拡大等のため、市街化区域を新たに設定する手続を「線引き」と呼ぶことから、その逆の手続きであるとして「逆線引き」と呼ばれる。	21
狭あい道路	建物が建ち並んでいるところで、一般の生活道路として利用されている町道のうち幅員4m未満の狭い道路のこと。	21
教育支援センター	不登校児童生徒の集団生活への適応や社会的自立に資するための相談・指導を行う施設のこと。本町はくすのきプラザ1階に教育支援センター(たんぼぼの部屋)を設置している。	61
行政評価	行政の活動を統一的な視点や手段によって客観的に評価し、その評価結果を行政に反映させる仕組みのこと。府中町では、施策評価・事務事業評価により、設定した指標に基づく評価を毎年行い、結果をホームページで公表している。	-
業務改革(BPR)	これまでの業務の流れなどを根本的に見直し、再構築することで業務の効率化と最適化を図ること。	29
健康づくりへの参加人数	「府中町健康マイレージ制度アプリ」を登録して健康づくりに取り組む人の人数。	49
公共下水道人口普及率	行政区域内人口のうち、公共下水道を使用できる人口の割合のこと。	21
公共交通不便地域	鉄道駅や路線バスの停留所といった公共交通機関の発着場所から、一定以上の距離及び高低差がある地域のこと。	14
公共用水域	河川・湖沼・港湾・沿岸海域その他、公共の用に供される水域のこと。	21
交通結節拠点(交通結節機能)	高速道路のインターチェンジ、鉄道からバス・タクシーなどに乗換えが行われる駅前広場など、交通機関の乗換え・乗り継ぎとしての役割を有している拠点(機能)のこと。	21
この地域で今後も子育てをしていきたい人の割合	4か月児すこやか赤ちゃん広場、1歳6か月児健診、および3歳児健診対象者に実施するアンケートで、「この地域で、今後も子育てをしていきたいですか。」という設問に対し、「そう思う」または「どちらかといえばそう思う」と回答した人の割合。	47
コミュニティ	生活地域、特定の目標、特定の趣味など、何らかの共通の属性及び仲間意識を持ち、相互にコミュニケーションを行っている人々や団体のこと。	19
コミュニティ・スクール	学校、保護者及び地域住民が、知恵を出し合い、その意見を学校運営に反映させることにより、相互に協働しながら子どもたちの豊かな成長を支え、「地域とともにある学校づくり」を進める仕組みのこと。	18

用語	解説	掲載頁
コミュニティバス	地域住民の移動手段を確保するため、地方公共団体が主導して運行しているバスのこと。	14
さ行		
財政調整積立基金	自治体が財源に余裕がある年に積み立て、不足する年に取り崩すことで財源を調整し、計画的な財政運営を行うための貯金のこと。	15
財政力指数	自治体の財政力を示す指数のこと。財政力指数が高いほど自主財源の割合が高く、財政力が強い自治体といえる。	15
市街化区域	都市計画法に基づき指定される都市計画区域内に定める都市計画のひとつであり、既に市街地を形成している区域及び概ね 10 年以内に優先的かつ計画的に市街化を図るべき区域のこと。	21
市街化調整区域	都市計画法に基づき指定される都市計画区域内に定める都市計画のひとつであり、市街化を抑制する区域のこと。	21
施策評価・事務事業評価	第4次総合計画の基本計画、実施計画に位置付けられている施策・事務事業について、設定した指標に基づいた評価を行うこと。府中町における行政評価であり、毎年度実施して結果をホームページで公表している。	-
自主財源	まちの財源の内、国や県に依存しないで独自に調達できる財源のこと。	91
自主防災組織	地域住民が自主的に連携して防災活動を行う組織のこと。	19
自助・共助・公助	自助：自分で自分自身や家族の安全を守ること。 共助：隣近所や地域でお互いに助け合うこと。 公助：自分や地域では解決できない課題について、行政が支援を行うこと。	37
事前防災	災害が起こる前の備えのことで、建築物の耐震化や家具固定、津波や火災対策、ライフラインの確保対策、防災教育や防災訓練の実施など、発災時の被害を最小化する備えのこと。	71
実質公債費比率	自治体の借入金の返済額の大きさを、その自治体の財政規模に対する割合で表したもの。この割合が 25%を超えると借入が制限され、また 35%を超えるとその割合が高まる。	16
シティプロモーション	まちのブランディングによるイメージや認知度の向上と、今ある資源から新たな魅力を創出することによる、市民の愛着や誇りの醸成のこと。まちの魅力を地域の内外に効果的に発信することで交流人口などの拡大をねらう、自治体の「宣伝・広報・営業活動」ともいえる。	-
自分の住んでいる地域のことが好きと答える児童生徒の割合	広島県児童生徒学習意識等調査において、「自分の住んでいる地域のことが好きです。」という質問項目に対して肯定的に答える児童生徒の割合	57
集約型都市構造(コンパクトシティ)	生活サービス機能と居住を集約・誘導し、人口を集積させた都市構造のこと。人口減少や高齢化が進行する中でも持続可能な地方都市の形態として、国がコンパクトシティ化を推進している。	41
将来の夢や目標を持っていると答える児童生徒の割合	全国学力・学習状況調査の児童生徒質問紙調査において、「将来の夢や目標を持っていますか」という質問項目に対して肯定的に答える児童生徒の割合	53

用語	解説	掲載頁
人口フレーム	過去の傾向から算出された推計人口に、今後の土地利用の見通しや政策などの影響を加味して算出した想定人口のこと。	38
浸水被害対象家屋数	雨水を河川へ排水するポンプ場や排水路などの施設的能力不足や故障等による内水氾濫で浸水被害を受ける家屋数のこと。なお、河川の堤防からの越水や破堤で家屋や田畑が浸水することを外水氾濫といい、ここには含まれない。	71
スクールカウンセラー	臨床心理に関する専門的な知識・経験を活かし、学校現場において、児童生徒及び保護者、教職員に対する相談・支援を行う者のこと。	18
3R	リデュース(廃棄物の発生抑制)、リユース(製品・部品などの再利用)、リサイクル(資源の再生利用)を総称したもの。	19
生活困窮者	収入が少ないなど、様々な事情により生活に困っている人のこと。	17
ゼロカーボンシティ	脱炭素社会に向け、2050年二酸化炭素実質排出量ゼロに取り組むことを表明した地方公共団体のこと。	19
相談から支援につながった人の割合	町が設置している各種相談窓口における相談件数に対して、支援を行った件数の割合。	45
た行		
待機児童	保育所などに入所申請をしているにもかかわらず、入所できない状態にある児童のこと。(特定の保育所を希望している場合などは除く。)	17
男女共同参画社会	男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつともに責任を担うべき社会のこと。	19
地域学校協働活動	地域の高齢者、成人、学生、保護者、PTA、NPO、民間企業、団体・機関等の幅広い地域住民等の参画を得て、地域全体で子供たちの学びや成長を支えるとともに、「学校を核とした地域づくり」を目指して、地域と学校が相互にパートナーとして連携・協働して行う様々な活動。	18
地域活動等に自主的に参加する高齢者の割合	65歳以上の人で、高齢者いきいき活動ポイント制度を利用した人の割合。	45
地域協創	持続可能な社会を構築するため、地域が抱える社会課題に対して、住民・企業・行政などの多様な主体が連携して行う取組のこと。	89
地域公共交通計画	「地域公共交通の活性化及び再生に関する法律」に基づいて策定される、公共交通による地域の移動手段の確保・充実を図るための計画。	21
町内事業者のイベント出展件数	町内事業者が商工会や観光協会などを通じてイベントへの出展を行った件数。	65
通園により家庭以外と関わりをもつ未就学児の割合	3歳未満の未就学児のうち、保育園やこども誰でも通園制度を利用した人の割合。	47
低炭素型の社会	地球温暖化の原因である二酸化炭素の排出をできるだけ抑えながら、経済発展を図り、人々が安心して暮らすことができる社会のこと。	19
デジタル技術(デジタル化)	音声や映像、金融情報や医療情報など、すべての情報を数字のデータであるデジタル情報に変えること。	4

用語	解説	掲載頁
DX(デジタルトランスフォーメーション)	「デジタルによる変革」を意味し、IT の進化にともなって新たなサービスやビジネスモデルを展開することで、社会そのものの変革につながるという概念のこと。	29
デマンドタクシー	通常のタクシーとは異なり、運行区域や時間が決められている予約制の乗り合いタクシーのこと。	14
都市計画道路	健全で文化的な都市生活と機能的な都市活動を確保するために、都市の基盤として、都市計画法に基づいて都市計画決定した道路のこと。	81
土地区画整理事業	道路、公園などの公共施設を整備・改善し、土地の区画を整え、宅地の利用増進を図る事業のこと。	14
な行		
ネウボラ	「相談・アドバイスの場所」を意味するフィンランド語であり、妊娠期から子育て期にわたる子育て家庭を切れ目なく支援する仕組みのこと。	47
Net119 緊急通報システム	聴覚や言語機能に障害があり、音声による 119 番通報が困難な人が、スマートフォンなどからインターネット機能を使用して火災や救急などの緊急通報ができるシステムのこと。	20
は行		
パブリックコメント	行政機関が事前に案を示し、その案について広く住民から意見を募集すること。	-
バリアフリー	高齢者や障がいのある人が普通に生活することを阻んでいる障壁(バリア)を取り除くこと。	27
ヒューマンフェスタ	毎年 12 月の人権週間(12 月4日~12 月 10 日)に合わせて開催している総合的な人権啓発イベントのこと。	19
広島広域都市圏	人口減少・少子高齢社会においても一定の圏域人口を有し、活力ある社会経済を維持していくことを目的として、地方自治法の改正により創設された「連携協約制度」の一つである「連携中枢都市圏制度」に基づき連携協約を締結した、広島市中心部から概ね 60km 圏域内の市町で構成される地域のこと。	22
広島市東部地区連続立体交差事業	鉄道の高架化により、踏切の除去及び道路との立体交差化をする事業で、JR 山陽本線と JR 呉線の一部を立体交差化する事業のこと。広島県と広島市が施行者。	14
広島都市圏	広島市とその周辺市町から構成される地域のことであり、広島市、呉市、大竹市、東広島市、廿日市市、安芸高田市、江田島市、府中町、海田町、熊野町、坂町、安芸太田町、北広島町、岩国市、和木町で構成されている。	8
部活動指導員	中学校の部活動の技術的な指導や大会への引率等を行うことを職務とする者のこと。	61
府中町の認知度	府中町以外の広島県内市町に居住する人を対象としたインターネットのモニター調査において、「府中町についてどれぐらいご存知ですか」という問いに対して、「知っている」と回答をした人の割合。	87

用語	解説	掲載頁
府中町PR大使	府中町の魅力発信(シティプロモーション)の一環として、町出身で、幅広く活躍中の方に就任していただき、活動の中で町の魅力などを発信していただくこととしているもの。令和 8(2026)年時点で、一般社団法人日本サッカー名蹴会会長 金田喜稔さん、漫画家 久保帯人さん、ボクシング元 WBA 世界ミドル級チャンピオン 竹原慎二さん、漫画家 田中宏さん、マリンバ打楽器奏者 石田真知さん・石田 真歩さんの 6 人に就任いただいている。	22
府中町まち・ひと・しごと創生総合戦略	「まち・ひと・しごと創生法」に基づいて策定するものであり、人口減少をはじめとした地域の課題に対する施策展開の戦略を示すもの。	5
平成 30 年7月豪雨	平成 30(2018)年 6 月 28 日から 7 月 8 日にかけて、西日本を中心に全国的に広い範囲で発生した記録的な大雨のこと。広域的かつ同時多発的に河川の氾濫、浸水害、土砂災害などが発生し、死者、行方不明者が多数となる甚大な災害となった。	19
ペーパーレス化	これまで紙に印刷していた文書や資料を電子化することで、印刷・保管コストの削減や検索性の向上などを図ること。	22
勉強が好きと答える児童生徒の割合	全国学力・学習状況調査の児童生徒質問紙調査において、「国語又は算数・数学の勉強は好きですか」という質問項目に対して肯定的に答える児童生徒の割合	53
放課後児童クラブ	小学校に就学している子どもで、保護者が就労により昼間家庭にいない子どもや、疾病、介護などにより昼間家庭での養育ができない子どもを対象として、その放課後の時間帯において子どもに適切な遊びや生活の場を提供する事業のこと。	17
包括連携協定	地域が抱える社会課題に対して、自治体と民間企業等が双方の強みを生かして協力しながら課題解決に対応するための大枠を定めるために締結する協定のこと。	89
補助街路	原則として6m 以上の道路幅員で、各宅地に接続するとともに、生活道路の交通を集め、広域幹線道路または町内幹線道路と連絡する主要生活道路のこと。	21
ま行		
まちづくり振興基金	まちづくりの振興に資する事業に充当するための基金のこと。	22
や行		
遊休地	空き地などの長期間活用されていない土地のこと。	91
ら行		
ライフステージ	人の一生において、年齢や節目となる出来事によって区分される生活環境の段階のこと。	17
LINE のリッチメニュー	トーク画面下部に固定表示される画像付きメニューのこと。よくある問い合わせ内容を自動入力するボタンや、外部サイトへのリンクするボタンなどが設定できる。	29

立地適正化計画	「都市再生特別措置法」に基づいて策定される、持続可能でコンパクトなまちづくりを進めるための計画のこと。市街地の中に居住機能を誘導する区域(居住誘導区域)を設定し、その中に医療・保健・子育て・商業・行政の窓口機能などを誘導する区域(都市機能誘導区域)を設定することで、民間施設や居住を区域内に集約させることを目的とする。	21
---------	---	----

【計画策定時の体制】

■町長、副町長、教育長及び部課長

※基本構想議決(令和8年3月9日)時点

職名		氏名	幹部 会議	策定 委員会	専門 部会	備考
	町長	寺尾 光司	○			
	副町長	桑原 強	○	○		策定委員会委員長
	教育長	新田 憲章	○	○		策定委員会副委員長
総務企画部	総務企画部長	谷口 充寿	○	○		
	総務企画部次長兼職員課長	岩崎 雅男			○	
	政策企画課長	藤永 政己			○	専門部会長(自治・行政部会)
	政策企画課主幹	宮迫 五郎			○	
	総務課長	梶山 睦生			○	
	情報管理課長	竹林 邦彦			○	
財務部	財務部長	増田 康洋	○	○		
	財務部次長兼財政課長	土井 賢二			○	
	財務部次長兼税務課長	藤田 正明			○	
	管財課長	正木 伸			○	
町民生活部	町民生活部長	胡子 幸穂	○	○		
	町民生活部次長兼下水道課長	岡村 紀行			○	
	町民生活部次長兼自治振興課長	倉崎 誠一郎			○	専門部会長(地域・環境部会)
	住民課長	塩月 久美子			○	
	環境課長	相原 一夫			○	
	環境課主幹	長西 宣夫			○	
福祉保健部	福祉保健部長	中本 孝弘	○	○		
	福祉保健部長	森 太				社会福祉協議会へ出向
	福祉保健部次長兼福祉課長	箱田 進一			○	専門部会長(福祉・子育て・健康部会)
	子育て支援課長	砂崎 綾美			○	
	高齢介護課長	松林 亮			○	
	保険年金課長	平尾 明子			○	
	健康推進課長	平岡 直美			○	
建設部	建設部長	磯亀 智	○	○		
	区画整理担当部長	井上 貴文	○	○		
	建設部次長兼維持管理課長	谷口 洋二			○	
	都市整備課長	高橋 幹			○	専門部会長(生活基盤部会)
	建築課長	原田 司			○	
	区画整理課長	大神 規正			○	
危機管理監	危機管理監	佐藤 伸樹	○	○		
	危機管理課長	三宅 敬典			○	専門部会長(安全安心部会)
会計管理者	会計室長	藤永 美香		○	○	
行政委員会 総合事務局	行政委員会総合事務局長	谷口 司		○	○	

職名		氏名	幹部 会議	策定 委員会	専門 部会	備考
教育委員会	教育部長	屋敷 学	○	○		
	教育次長兼学校教育課長	宍田 貴			○	
	教育総務課長	宮脇 理恵			○	専門部会長(教育・文化部会)
	教育総務課主幹	長岡 広憲			○	
	社会教育課長	砂崎 勇介			○	
	社会教育課主幹	小路 和司			○	
消防本部	消防長	新宅 和彦	○	○		
	消防本部次長兼消防総務課長	橋本 臣彦			○	
	警防課長	瀬戸 剛			○	
	予防課長	池本 琢己			○	
議会事務局	議会事務局長	長西 弘子				
	議会事務局次長	小田上 和史				

■事務局

職名	氏名
政策企画課長	藤永 政己
課長補佐	丸谷 大介
課長補佐兼企画調整係長	西山 晋
主査	浅田 俊祐
企画調整係主任主事	宮田 優介
企画調整係主任主事	吉田 朋紘
企画調整係主任主事	平賀 友依

■町議会議員

職名	氏名
議長	力山 彰
副議長	森本 将文
議員	橋井 肇
議員	安部 智恵美
議員	松本 真明
議員	梶川 三樹夫
議員	木田 圭司
議員	三宅 健治
議員	川上 翔一郎
議員	西山 優
議員	坂田 栄一
議員	山口 晃司
議員	齋藤 昇
議員	宮本 彰
議員	田中 伸武
議員	二見 伸吾
議員	狩野 雄二
議員	金澤 映理子

府中町第5次総合計画

発行日：令和8(2026)年3月

発行・編集：府中町

〒735-8686 広島県安芸郡府中町大通三丁目5番1号

TEL:082-286-3121 FAX:082-286-3199

URL:<https://www.town.fuchu.hiroshima.jp>

E-Mail:kikaku@town.fuchu.hiroshima.jp



府中町
第5次総合計画